



Title	在奉天総領事から見た土地商租権問題：榊原農場事件を中心に
Author(s)	孫, 雨涵
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第14566号
Issue Date	2021-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k14566
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/96804
Type	doctoral thesis
File Information	Yuhan_Sun.pdf



令和二年度 博士学位論文

在奉天総領事から見た土地商租権問題
－榊原農場事件を中心に－

北海道大学大学院文学研究科

歴史地域文化学専攻

孫 雨涵

目次

序論 本論文の課題と先行研究	4
第一節 課題の設定と本論文の目的	4
第二節 先行研究の整理	8
第三節 本論の構成	17
第一章 落合謙太郎在奉天総領事と榊原農場契約事件	19
序	19
第一節 榊原農場契約に関する中国側の抗議	20
(1) 榊原農場の成立	20
(2) 中国側の榊原農場「換地案」と落合の対応	22
(3) 中国側の民有地返還要求と落合の対応	25
(4) 榊原農場契約事件に関する張作霖の態度	29
第二節 満鉄および関東都督府との対立	32
(1) 榊原の謝罪	32
(2) 落合総領事と満鉄との対立	34
(3) 落合総領事と関東都督府との対立	35
小結	37
第二章 矢田七太郎在奉天総領事代理と榊原農場返還事件	40
序	40
第一節 榊原農場返還事件の前史	40
(1) 矢田による商租権問題交渉	40
(2) 商租権に関する張作霖の態度	46
第二節 榊原農場返還事件と矢田の対応	48
(1) 榊原農場返還に関する矢田の態度	48
(2) 榊原農場における中国人暴行の件	51
小結	52
第三章 船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件	54
序	54
第一節 榊原農場商租料事件の前史	55
(1) 百町歩水田の商租問題	55
(2) 商租料不納問題	57

第二節 榊原農場商租料事件と船津の対応	59
(1) 中国側の直接行動と船津の抗議	59
(2) 榊原の奉天省長宛通告書	63
(3) 張作霖の態度と中国側の排日運動	65
小結	74
第四章 林久治郎在奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件	78
序	78
第一節 榊原農場鉄道撤去事件の前史	79
(1) 林による商租権問題交渉と張学良の態度	79
(2) 榊原の鉄道撤去「交渉願」	85
第二節 榊原農場鉄道撤去事件と日中両国の対応	87
(1) 榊原による鉄道撤去と林の態度	87
(2) 交渉署の抗議と張学良の対応	89
第三節 日中両国民間の反応	93
(1) 中日両国新聞界の態度	93
(2) 遼寧省国民外交協会の活動	96
小結	99
第五章 安東領事吉田茂の対中国外交	104
序	104
第一節 奉天在勤期	104
第二節 安東在勤期	106
(1) 日本の満洲経営に関する吉田の認識	106
(2) 土地商租権問題に関する吉田の認識	108
(3) 安東県暴動問題	111
第三節 吉田茂の第二次大隈重信内閣批判	113
小結	117
終章 榊原農場事件の意義	119
参考文献一覧	125

凡例

国立公文書館アジア歴史資料センターに所蔵される史料などの原文引用の際は、原文をそのまま引用し、引用する日本語史料の旧字は原則として新字に改め、漢字は概ね常用漢字に改めた。

年の表記は史料引用のものを除き、原則として西暦で行った。

「満洲」「満洲事変」などは、「」を付けて記載すべきだが、頻繁に使用するため省略した。

新聞記事、論文名には「」、単行本、新聞雑誌の表題には『』を用いた。

引用文中の省略は「（中略）」で示した。

参考文献は、日本語、中国語の文献に分け、日本語の文献を著者名五十音順、中国語の文献を著者名アルファベット順に並べた。同一著者の文献が複数ある場合は、発行年月順に配置した。

序論 本論文の課題と先行研究

第一節 課題の設定と本論文の目的

一九一五年五月二五日、日中間に「南満洲及東部内蒙古に関する条約」¹（以下「南満東蒙条約」）が締結され、「日本国臣民ハ南満洲ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル為又ハ農業ヲ経営スル為必要ナル土地ヲ商租スルコトヲ得」という、いわゆる土地商租権が認められた。だが、土地商租権の性質について、商租権を実質上の所有権と同一視する日本側の解釈²に対し、中国側は土地の賃貸借権しか認めていない。のちに、日中間では条約解釈上の矛盾や中国側の抵抗により対立が絶えず起こり、土地商租権は一つの懸案として残されていた。

土地商租権問題が表面化する以前から、日本側の土地の買収や租借はすでに中国官民の反対によって障害にぶつかっており、その一例として柵原農場事件が挙げられる。本論文は、時系列に沿って柵原農場事件（一九一四年～一九二九年）の経緯とその歴史的な背景を解明し、同事件をめぐって在奉天総領事の対中国交渉を中国側のみならず、日本側の史料と突き合わせて検討し、在奉天総領事の側から柵原農場事件の本質を探るものである。その一方で、柵原農場の商租権紛争の分析を通じて、日中間の土地商租権の内容・性質に関する認識の対立を具体的に明らかにし、歴代奉天総領事による柵原農場事件対応の差異を解明する。また、同事件に関する日中両国国内世論の動向を跡づけることを通じて、日中両国政府だけでなく、民間の視点から、柵原農場事件、及び土地商租権問題の特質を実証的で多元的に考察しながら、対日政策において東北政権が持つ複合的性格を再考する。

¹ 外務省編『日本外交年表並主要文書（上）』原書房、一九七八年、初出一九六五年、四〇六-四〇七頁。

² 最も多く唱えられた「長期商租」（用益物権であって無条件で自動的に更新できる）権の設定＝土地所有権の獲得という日本側の解釈は、当時の在満日本人の土地商租権設定の実状に符合した実効性のある主張であった（浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動－台湾・朝鮮・「満州」における抗日農民運動の展開過程』未来社、一九七三年、三三二-三三三頁）。

一九一四年三月、榊原政雄³は旧清皇室の私有財産である昭陵余地（約四五〇〇余万坪）を租借する溥豊模範農場公司（以下「溥豊公司」）と租借契約を締結して榊原農場を作った。榊原は中国側農民を圧迫しながら、強硬な農場経営を展開したため、奉天交渉署⁴は契約の無効を理由に嚴重抗議を行った。落合謙太郎⁵在奉天総領事は、一定の条件で榊原農場を中国側に返還すべきだと考えた。一九一五年十一月、矢田七太郎⁶在奉天総領事代理の仲介により、北陵御花園水田及び水田予定地百町歩（約三〇余万坪、以下「百町歩水田」）の留保を一つの条件として、榊原側は溥豊公司与農場返還契約を締結し、翌年二月、榊原農場は一応中国側に返還された。一九一九年五月、留保された百町歩水田（「榊原農場」）をめぐる榊原側は三陵衙門⁷と水田商租契約を締結したが、榊原側は商租料及び水

³ 日露戦争後、榊原政雄は大陸進出を目論んで単身満洲に渡り、『大連タイムス』、『満洲日日新聞』の記者として活躍し、関東都督福島安正の知遇を受け、南満洲鉄道株式会社方面に知己も多かった（庄内人名辞典刊行会編『庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会、一九八六年、三三七頁）。

⁴ 一九一三年五月に設立された奉天交渉署は中華民国外交部に属し、奉天における外交交渉事務などを務めた。榊原農場事件に際し、奉天交渉署は事件の調査を行いながら、在奉天日本総領事館との間で様々な交渉を進めている。奉天交渉署に関しては、秦麗平「外交部特派奉天交渉署研究（1913-1931）」（『遼寧大学』二〇一四年、一一四三頁）を参照。

⁵ 落合謙太郎は一八七〇年二月滋賀県に生まれ、一八九五年九月、第二回外交官領事官試験に合格して外務省に入省、京城・杭州領事館、露国公使館に在勤。一九〇五年にはポーツマス講和会議委員随員、清国特派全権大使随員となり活躍し、その後一九〇九年に駐露大使館参事官に任ぜられ、一九一一年十一月奉天総領事兼関東都督府事務官になった。一九一五年一〇月に駐伊大使館参事官に転任、一九二〇年七月駐伊大使になり、一九二二年ローザンヌで開催の近東平和会議の全権委員となった。一九二六年死亡した（臼井勝美〔ほか〕編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、二〇〇一年、二四五頁）。

⁶ 矢田七太郎は一八七九年一二月静岡県に生まれ、一九〇六年七月、東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、一九〇七年九月の第一六回外交官領事官試験に合格して外務省に入省、広州領事官補、漢口領事官補、天津領事官補、清国外交官補を歴任、一九一三年六月、政務局第一課勤務を命じられ、一九一五年九月一六日から一九一六年一二月まで在奉天総領事代理を務め、総領事館の事務を統括する。

⁷ 一七八三年、清王朝は東北部における昭陵・永陵・福陵という陵墓を保護管理するために三陵衙門を設置し、興京副都統を永陵守護大臣、盛京副都統を福陵、昭陵守護大臣に就かせてそれぞれの陵墓を管轄させた。

利費を滞納したため、一九二四年六月、盛京副都統公署は主権擁護の目的をもって水田商租契約の廃棄と農場権利の回収を決断し、北陵衛兵を榊原農場に派遣した。船津辰一郎⁸在奉天総領事は奉天交渉署に嚴重な抗議を提起し、武力行動の停止を申し入れる一方、この既得商租権を維持するため、滞納商租料の調達を南満洲鉄道株式会社（以下「満鉄」）及び東洋拓殖株式会社（以下「東拓」）に求めたが、副都統公署は受領を拒み、再び衛兵を農場に派遣した。結局、同事件は副都統公署の撤兵保証及び日本側の警察派遣と守備隊演習の中止に止まってひとまず解決した。一九二九年六月、林久治郎⁹在奉天総領事の支持を得た榊原側は、榊原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で強制的に撤去し、同事件に端を発して成立した遼寧省国民外交協会¹⁰（以下「外交協会」）や、『東三省民報』

⁸ 船津辰一郎は一八七三年八月佐賀県に生まれ、九四年外務省留学生試験に合格し、九六年芝罘領事館書記生を振り出しに、一九二五年八月在奉天総領事を辞任するまで、上海、牛莊、南京、香港、北京、天津、奉天などを歴任して対中国外交に専念し、外交官としての活動をほとんど中国で過ごした。退官した後、船津は在華日本紡績同業会総務理事に就任、日中戦争勃発後は対中和平工作、いわゆる「船津工作」を行った。一九三九年から上海特別市政府顧問・南京政府経済顧問の職に就き、終戦時には居留民の安全と帰国に尽力した（前掲『日本近現代人名辞典』九一八頁）。

⁹ 林久治郎は一八八二年一〇月栃木県に生まれ、一九〇六年外交官試験に合格し、吉林、済南各領事、駐英大使館二等書記官、福州、漢口各総領事、シャム（タイ）公使を歴任し、一九二八年三月から一九三一年一二月まで在奉天総領事を務めていた。一九三二年一月ブラジル大使に転出、一九三六年三月退官した。一九四二年三月ジャワの陸軍司政長官に任じられ、敗戦により一九四五年九月に退官した（前掲『日本近現代人名辞典』八四六頁）。手記『満州事変と奉天総領事－林久治郎遺稿－』がある。

¹⁰ 遼寧省商工総会会長金恩祺は外交協会会長に就任し、事務局は遼寧省商工総会に置き、一九二九年九月から一十一月にかけて遼寧省各県にそれぞれ分会が誕生した。一九三〇年一月「東北国民外交協会」に改称され、満洲事変後、解散された。

¹¹、『大公報』¹²などから激しい対日批判を招いた。一方、民衆の間では事件解決に関する東北政権の対日交渉が不十分で、しかもその態度が軟弱であるという批判が殺到した。

広義にとらえれば、柵原農場事件は契約締結から一九二九年六月、日本側が柵原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で撤去するまで、柵原農場をめぐる発生した一連の紛争を指す。柵原農場事件と区別するために、本論文では一九一四年条約締結前後の事件を柵原農場契約事件、一九一五年からの柵原農場の中国側返還交渉を柵原農場返還事件、一九二四年の中国側の武力行動を柵原農場商租料事件、一九二九年の日本側の実力行使を柵原農場鉄道撤去事件と呼ぶこととする。柵原農場事件は、柵原の強烈な個性から「異常な事件」と見られるかもしれないが、長期にわたる紛争の過程を検討することにより、日中間の土地商租権をめぐる認識の違いが見えてくる。また、歴代奉天総領事による対応の差異も生じており、土地商租権をめぐる紛争事例として検討する意義はあると考える。

以上のことを踏まえて、本論文の目的は以下の五点にまとめることができる。一つ目は一九一四年の契約締結から一九二九年の日本側の実力行使まで、柵原農場事件の経緯を日中両国の史料に基づいて解明し、その歴史的位置づけを再検討することである。二つ目は、各在奉天総領事の事件対処を具体的に分析し、在奉天総領事の側から柵原農場事件の特質を探り、各総領事による対応の差異を明らかにすることである。三つ目は、柵原農場の商租権紛争をめぐる日中両国政府の態度・方針を分析することによって、日中両国間の土地商租権の内容・性質をめぐる解釈の対立と矛盾を具現化することである。四つ目は、日本側の外務本省、関東都督府、満鉄、東拓、東亜勸業株式会社（以下「東亜勸業」）などは柵原農場事件をどのように認識していたのかを比較検証し、商租権問題について日本側は一枚岩ではないことを解明することである。また、土地商租権問題に際して東北政権の対抗と妥協という二面性を検討し、日本と特殊関係にある東北政権は日本側の商租権獲得を阻止する手腕に限界があることを解明することである。五つ目は、柵原農場事件をめ

¹¹ 一九二一年に創刊された中国語新聞。国民党党员である張夢久が初代社長を務めた。同新聞は三民主義、経済発展、主権擁護などを宣伝し、社会問題・教育問題を重要視し、利権回収に努めた（遼寧省地方誌資料叢刊『遼寧新聞誌資料選編（第一冊）』沈阳、一九九〇年、六頁）。のちに奉系軍閥が『東三省民報』を経営し、一九三七年八月、『盛京時報』に合併された。

¹² 一九〇二年に天津で創刊され、一九二五年に一旦休刊となり、一九二六年九月から再刊され、一九三六年には上海版の発行を始めた。言論の自由を求め、政治問題への直言で知られる。中国語新聞としては発行期間が最も長いのである。

ぐる日中両国世論の動向を分析し、民間の視点から榊原農場事件、及び土地商租権問題の実態を複眼的に捉えることである。

第二節 先行研究の整理

従来の土地商租権問題に関する研究は、日本側の商租権獲得に反対する中国側の抵抗運動に重点を置き論じたものが多いが、商租権問題をめぐる対中国交渉に深く関わった在奉天総領事の土地問題に関する認識については十分な検討がなされてきたとは言い難い。浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制－台湾・朝鮮・「満州」における日本人大土地所有の史的分析』（御茶の水書房、一九六八年）、同「満州における土地商租権問題－日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面－」（満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、一九七二年、三一五-三九七頁）、同『日本帝国主義下の民族革命運動－台湾・朝鮮・「満州」における抗日農民運動の展開過程』（未来社、一九七三年）などは、満洲における日本帝国主義の植民地的土地収奪の実態、及びこの土地商租権設定という名の土地侵略に反対する在満中国官民の民族的・政治的抵抗運動の具体的内実を究明しつつ、土地商租権の設定が、中国官民の抵抗によって事実上不可能となり、その商租権妨害運動は日本帝国主義の満洲への全面的な軍事侵略を誘発させる有力な契機となったことを指摘している。佐藤元英「土地商租権をめぐると日中間の抗争」（『中央大学政策文化総合研究所年報』第二一号、二〇一七年、二一九-二三七頁）は、日本の満洲植民地化工作の一つとされた土地商租権問題の解決交渉を分析することにより、満洲事変前の日本の大陸政策の一側面を解明し、土地商租権に関する日中間の紛争は次第に軍事力的対立を誘発させていったことを論じている。馬場明「南満州における土地商租権問題」（『国学院雑誌』第一〇三巻第三号、二〇〇二年、一一一四頁）は土地商租権の内容・性質についての日中間の解釈の対立を論じている。相澤美香「南満州における土地商租権問題－満州事変発生要因についての一考察－」（『国史学』第一三五号、一九八八年、八〇-九九頁）は日本の商租権設定の実態とそれに対する中国側の抵抗の態様を分析しながら、「施行細則の不備」「領事裁判権問題」「商租の法的性質についての対立」など要因から商租実現困難の原因を解明し、「満州事変要因の一つにもなった商租問題は、領事裁判権を撤廃し、日本に領土的野心がないことを何らかの方法で示した上で施行細則を制定して更に監督機関等を設けて指導にあたるようにすれば、解決できる種類の問題だったと考えられる」と結論づけている。なお、最新の研究として、北野剛「土地商租権問題再考－戦間期の日本外交と『満蒙問題』－」（『日本史研究』第六八九号、二〇二〇年、三〇

-五八頁)は商租権問題をめぐる日中交渉のなかで最も争点となる治外法権体制との関係を詳しく述べていることにより、新たな視野で商租権問題を捉える。「満洲国」成立以降の商租権問題について、秋山淳子「『満洲国』成立以降における土地商租権問題」(寺林伸明、劉含発、白木沢旭児編『日中両国から見た「満洲開拓」―体験・記憶・証言―』御茶の水書房、二〇一四年、八九―一一一頁)は詳しい。

一方、土地商租権問題に関する中国側の研究は、王旭「日本要求『土地商租権』与中国官民的抵制」(『吉林師範大学学報』二〇一三年第一期)、衣保中、馬偉「日本『東亜勸業会社』对中国東北土地資源的略奪」(『吉林大学社会科学学報』二〇一七年第五期)、姜豊裕「民国時期日本対東北水田投資研究―以朝鮮移民水田開発為中心」(『延边大学』二〇一二年)などがあるが、中国官民の抵抗、及び日本側の土地侵略への批判に偏りがちであり、日本側史料を用いた研究は少なく、日本側からの考察は不十分だと思われる。

土地商租権問題をめぐる日中間の矛盾が比較的解明されるのに比して、商租権問題に関する在奉天総領事の認識についての検討は疎かにされてきたと思われる。佐藤元英「満州における土地商租権問題 その一―満州事変前における施行細則交渉―」(『論究』第六巻第一号、一九七四年、五七―七一頁)は在奉天総領事の商租権施行細則交渉に重点を置き、満洲事変前の大陸政策を究明し、同「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」(佐藤元英『近代日本の外交と軍事―権益擁護と侵略の構造―』吉川弘文館、二〇〇〇年、一三八―一六一)は、船津の商租権施行細則交渉を詳しく分析することにより、中国の領土保全の尊重と土地商租という手段による土地収奪の矛盾の実態を解明し、同「林久治郎在奉天総領事による『満蒙問題』解決交渉」(同前、二三―二六九頁)は、張作霖爆殺以後の日本政府の対満蒙政策に視点を置き、林による土地商租権問題の解決交渉を検証しているが、いずれも在奉天総領事による商租権施行細則交渉に注目するものであり、本論文とは関心が異なる。また、佐藤は、「幣原外交」の一端を担っている船津の態度方針が軟弱であったと批判されたことを指摘しているが、船津は幣原外相の方針に従っているだけではなく、幣原外相と違う対張作霖政策や中国ナショナリズムに関する自己の判断に基づいて対中国交渉を行うことについての考慮が抜け落ちていると思われる。さらに、佐藤は、土地商租権に関して林が実力行使による解決方針案を立てたことを指摘しているが、その実力行使が商租権の問題解決にどのような影響を与えたのか、また、中国民衆においてどれほどの反発を招いたのかなどについては詳細に明らかにしていない。一方、北野剛「土地商租権問題の基礎的研究」(『研究論集』第一一一号、二〇二〇年、一三一―一四九頁)は統計を用いて土地商租行使の概況を分析し、外務省記録にある毎年の領事報告をもとに商租権問題を総体的に考察しているが、各総領事の認識を詳しく言及していない。

榊原農場事件に関する日本側の研究は、同事件を日本の土地商租権設定に対する中国官民の抵抗の代表例として位置づけ、日本の土地商租権獲得に反対する中国官民の抵抗運動の内実を検討し、日中対立の側面に注目するが、同事件の解決交渉に携わった在奉天総領事の意見を詳しく検討した研究は管見の限り見当たらない。臼井勝美「南満東蒙条約の成立前後―二十一箇条条約の一解釈―」（栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、一一五-一三七頁）は難航した日本人の土地商租の実情を解明するために、対華二十一カ条要求交渉前後の榊原農場事件のあらましを論じ、落合在奉天総領事は、同事件に関して本省が総領事の意見より陸軍側の意見を採用して方針を決定する傾向があると、不満を抱いていたことを指摘しているが、落合の対応を詳しく検討しているとは言い難く、同事件について日本外務省（在奉天総領事館）と満鉄、関東都督府との意見の食い違いを詳細に解明していない。また、同研究は榊原農場事件の初期しか書いていないが、同事件の全体的な状況を把握しているものではない。江夏由樹「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係―旧奉天の皇産をめぐる―」（『アジア経済』第三八巻第一号、一九九七年、二-二四頁）は榊原農場の中国返還交渉の研究によって民国初頭における「皇産」の解体過程を解明し、榊原農場の利権を奪い合う中国と日本の政官界、民間の有力者の姿を描いているが、矢田在奉天総領事代理は榊原に農場返還交渉に応じるよう強く勧めたとの指摘に止まり、同事件をめぐる矢田の認識に対する論及は少ないと思われる。前掲佐藤論文「船津辰一郎在奉天総領事による商租権施行細則交渉」は、商租料事件に際して船津が中国側の武力行動に対して嚴重抗議したことを指摘し、同「林久治郎在奉天総領事による『満蒙問題』解決交渉」は、榊原農場事件の「非は我にあり」と思いながらも、榊原の行動を助けた林を「強硬な既得権益擁護主義者」と位置付けているが、榊原農場事件をめぐる船津、林の認識を詳しく論じているわけではない。また、浅田前掲論文「満州における土地商租権問題―日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面―」（三五六-三六〇頁）は中国官民の実力行使による商租権妨害の実態を解明するために、榊原農場を事例的に取り上げて検討しているが、事件の経緯の提示に止まり、一九二九年の鉄道撤去事件に重点をおいて論じているが、同事件に関する在奉天総領事の対中国交渉についての論述は不十分であると思われる。服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』（有斐閣、二〇〇一年、二二八頁）は、一九二九年の榊原農場を横断する中国側鉄道を強制的に撤去した榊原農場事件を契機に、中国では反日気運が高まったことを指摘しているが、同事件の経緯や榊原農場の商租権紛争などを論じていない。

以上述べたように、榊原農場事件に関する日本側の先行研究の多くは、特定時期の榊原農場事件を分析することによって、中国側による榊原農場の商租権妨害運動の実態を解明しているが、榊原農場事件の全貌を明らかにするわけではない。また、榊原農場事件をめ

ぐる対中国交渉に関わった在奉天総領事が同事件をどう受け止めていたのか、という点に関する検討は、本格的に行われていないと思われる。対中国交渉に際して、在奉天総領事は原則として外務本省の基本的な外交方針を遵守しなければならないが、実際のところ、各総領事は、激変する現地情勢と複雑な東アジア情勢を注視しつつ、独自の判断、経験に基づいてそれぞれ異なった対応策を講じ、自己の思惑と方策を展開しうる余地が残された。奉天から遠く離れた外務本省に比べて、現地の複雑な情勢を直接に体験した在奉天総領事は、情勢の変化や日中両国世論の動向に敏感であり、現地の諸情勢にも精通しているため、対中国交渉において大きな役割を担っている一方、場合によって外務本省とは違う考え方や行動がみられたと思われる。榊原農場事件に関する在奉天総領事の対応を具体的に分析することは、榊原農場事件の本質を探るためにも、土地商租権問題の特徴を様々な視点から解明するためにも、極めて大きな意義を持っていると思われる。

榊原農場事件に関する中国側の研究は、遼寧省档案馆所蔵の『奉天省長公署档』¹³という史料群を主に利用して中国当局の対日交渉を解明し、極めて意味あるものであるが、日本側の対中交渉に関する分析は物足りないように思われる。王雅文、陳崇橋「榊原農場事件始末」（『日本研究』日本研究雑誌社、一九九四年、八五-八九頁）は榊原農場事件の経緯を簡単に論じながら、日本帝国主義の満洲への土地侵略を批判しているが、日本側の対中国交渉が抜け落ちている。また、中国側の水田回収要求に関して「日本領事不但不允、且以種種威脅恫喝、致使榊原感到有恃无恐、所以一直霸占北陵大片土地和房産」（日本領事はその要求を否認するのみならず、種々な脅威をもって中国側を恫喝したため、榊原は後ろ盾があるので、何ものをも恐れなくなり、北陵における広大な土地と建物をずっと横領した）、「日本駐瀋総領事館、対榊原政雄的無頼行経完全持袒護的態度」（在奉天総領事館は榊原政雄の無頼な行為に加担する態度をとった）という指摘は、船津の榊原批判の側面を見落とすと思われる。趙偉「榊原農場事件研究」（『遼寧大学』二〇一三年、一一五一頁）は、榊原農場事件をめぐる中日間の衝突や軋轢を中国当局の対日交渉を中心に述べているが、日本の政策や国内情勢などが十分に検討されておらず、日本の外務省（在奉天総領事館）と軍部とを分けずに全体として評価する、などの問題が存在する。

¹³ 『奉天省長公署档』は一九〇六年から一九三一年までの三六万八二七六件の資料を収蔵し、張作霖・張学良政権の成立と発展過程、及びその没落を垣間見る貴重な記録である。

他方、中国官民の強力な抵抗によって、日本の「満蒙経営ノ根本問題」、「満蒙経営ノ骨幹」¹⁴ともいうべき土地商租権の獲得は事実上空文化されたことから、中国官民の民族的抵抗がいかに強力なものであったかが重視されている反面、張作霖・張学良が主導する東北政権¹⁵下の商租権妨害運動の限界に関する分析は比較的軽視される傾向があると思われる。また、榊原農場事件をめぐる日中両国の新聞界や民衆、特に外交協会はどのような反応を示したのかについては、未解明の部分は多いように思われる。さらに、土地商租権問題に関する日中政府間の矛盾対立という分析視角が定着するあまり、民間での土地商租権に関する認識の内実は見過ごしさがちであった。日本語新聞『遼東新報』¹⁶、『奉天新聞』¹⁷、『満洲日日新聞』¹⁸、『大陸日日新聞』¹⁹、中国語新聞『東三省民報』、『大公

¹⁴ 外務省通商局編『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』出版所不明、一九二七年、二六七-二六八頁。

¹⁵ 張作霖は一九一二年中国陸軍第二七師師長になり、その後、奉天軍務督理兼巡按代理、奉天督軍兼省長代理に任ぜられ奉天省の全権を握る。一九一八年東三省巡閱使に任ぜられ、一九二二年奉直戦争で直隸派に敗北、東三省の聯省自治を声明して東三省保安総司令に就任、一九二四年再び直隸派と戦って勝利し、戦後その勢力を上海まで及ぶ。一九二六年奉天軍制の改革を行い、安国軍を組織し安国軍総司令に就任、一九二七年北京で大元帥に就任、国民革命軍の北進により関内に撤退、一九二八年六月に暗殺された。張作霖が死亡した後、張学良は奉天督弁、東三省保安総司令に就任し、奉天軍閥を掌握する。「易幟」（青天白日旗を掲げ、国民政府への服属を表明すること）を条件に満洲への軍事・政治への不干渉を国民政府に認めさせ、独立状態を保つ一方、富国強兵策を通じて軍事、金融、教育などの近代化を進めた（外務省情報部編『現代中華民国満州帝国人名鑑』東亜同文会、一九三七年、三三一、三二〇-三二一頁）。本論文では、張作霖・張学良を中心とした東北地方政権を東北政権と略する。

¹⁶ 一九〇五年一〇月二五日に、末永純一郎は『遼東新報』を創刊した。中国の大連における最初の日本語新聞であり、一九二七年一〇月三十一日をもって廃刊となった。

¹⁷ 一九一七年九月一日に、佐藤善雄により創刊され、『盛京時報』と関連がある。

¹⁸ 一九〇七年十一月、『満洲日日新聞』が創刊され、一九二七年一〇月に『遼東新報』と合併して『満洲日報』と改題、一九三五年八月に『満洲日報』は『大連新聞』と合併、再び『満洲日日新聞』に戻す。一九四五年まで発行され、日本側の満洲における世論指導、大陸政策遂行などの役割を果たした。詳しくは谷勝軍「『満洲日日新聞』研究」（『東北師範大学』二〇一四年、一一一七四頁）を参照。

¹⁹ 一九一七年一月に、吉野直治により創刊された。

報』の櫛原農場事件についての論調から、日中間の商租権問題に関する認識の齟齬が読み取れると思われる。

東北政権に関する日本側の研究として、水野明『東北軍閥政権の研究－張作霖・張学良の対外抵抗と対内統一の軌跡－』（国書刊行会、一九九四年）が挙げられる。同研究は張作霖、張学良の対日・対ソ外交政策と国内統一政略などを考察の対象として、東三省の特殊性の中で東北政権の形成過程と日本の対応を考察しつつ、東北政権の対外抵抗と対内統一に担った意義と役割を究明し、張作霖・張学良は日本の侵略に対する抵抗の姿勢を堅持していると評価している。張作霖に関する研究として、澁谷由里「張作霖政権下の奉天省民政と社会－王永江を中心として」（『東洋史研究』第五二巻第一号、一九九三年、八四―一一七頁）、同「張作霖政権成立の背景－奉天省における軍隊、警察と辛亥革命」（『アジア経済』第三八巻第五号、一九九七年、二―二七頁）は、張作霖の地域社会の統制、「奉天文治派」官僚の活動、軍事力の掌握などを分析し、張作霖政権の実態及び政権内部の諸矛盾を詳しく解明している。松重充浩「『保境安民』期における張作霖地域権力の地域統合策」（『史学研究』第一八六号、一九九〇年、二一―四〇頁）は「保境安民」期における張作霖の諸政策の内容、在地の諸勢力の対応を具体的に分析し、同「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」（『史学研究』第一九二号、一九九一年、五三―七〇頁）は、張作霖政権の形成過程とその支持基盤を詳しく検討している。野村浩一「満州事変直前の東三省問題」（『国際政治』一九六一巻一五号、七一―八六頁）は張作霖軍閥の形成過程を日本との関係、中国本土との関係において構造的に捉えている。林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応」（『国際政治』一九七〇巻四一号、一二二―一四二頁）は張作霖軍閥の形成過程（一九一八年九月から一九二〇年七月まで）を論じながら、同時期日本の対張作霖方針を解明している。だが、以上の研究は、ともに張作霖政権の形成過程や政権の実態の解明、及び政権内部の矛盾の分析を主眼としており、張作霖の土地商租権問題に関する対応についてはあまり触れられていない。一方、張学良に関する研究として、土田哲夫「東三省易幟の政治過程（1928 年）」（『東京学芸大学紀要（第三部門 社会科学）』第四四集、一九九二年、七一―一〇八頁）は張作霖爆殺事件から東三省易幟に至る過程を、張学良ら奉天派、国民政府、日本による国際的政治過程として検討しながら、ナショナリズムの時代における張学良政権の特質を考察しているが、張学良は土地商租権問題にいかに対応したのか、は論及していない。

東北政権に関する中国側の研究として、陳崇橋、胡玉海「張作霖与日本」（『日本研究』一九九〇年、四一―四八頁）、王海晨「從『滿蒙交渉』看張作霖対日謀略」（『史学月刊』二〇〇四年、三六―四六頁）、張欣「論張作霖的『两面派』対日外交」（『漳州師範学院学報（哲学社会科学版）』二〇一一年、一〇二―一〇七頁）などが挙げられるが、と

もに張作霖の日本に対する妥協・軟弱的と抵抗・強硬的という二面性を指摘しながら、国家主権の擁護、利権回収運動において張は積極的な役割を果たしていると評価しているが、土地商租権問題に関する東北政権の対日交渉を具体的に考察しているわけではない。王秀華「張作霖与二十一条交渉」（『社会科学輯刊』総第九九期、一九九五年、一〇八一—一三頁）は対華二十一条要求締結後の太平寺事件を分析し、日本側からの圧力を受けたものの、張作霖は日本側の土地商租権獲得に一貫して抵抗し続けてきたことを積極的に評価し、王冠鴻「張作霖対日外交述評」（『吉林大学』二〇〇四年）は対華二十一条要求締結後、張作霖の土地商租権設定に反対する措置を論じているが、いずれも張の対華二十一条要求交渉に限定されており、その以降の商租権問題交渉に触れていない。一方、張学良に関する研究として、曲博「張学良主政時期的対日政策及其評価」（『黒龍江省社会科学院』二〇一一年）、倪冬雪「張学良東北近代化思想研究」（『東北大学』二〇一三年）などがあるが、これら研究には、張学良を「偉大な愛国者」と位置づけ、国家統一の促進、国益の擁護と民族の独立、東三省の現代化建設、教育文化の発展において張学良は積極的な役割を果たしたと高く評価することは通例となっているが、「愛国主義」を賛美しがちの問題が潜んでいると思われる。

なお、柵原農場鉄道撤去事件をきっかけに成立した遼寧省国民外交協会に関する研究として、張万傑「遼寧国民外交協会外交活動述評」（『遼東学院学報』第五期、二〇〇八年、一一四—一一九頁）、同「国民外交運動的一次新探索—遼寧国民外交協会的縁起及其活動述評」（『遼寧大学学報』第一期、二〇〇九年、九六—一〇二頁）、易丙蘭「遼寧省国民外交協会的縁起与活動探析」（『近代史学刊』第九卷、二〇一二年、七一—八四頁）などがあるが、いずれも日本帝国主義の批判、中国主権の擁護、国民外交思想と愛国主義教育の普及、政府の対日交渉の促進などにおける外交協会の役割を高く評価しているが、同協会は柵原農場事件や土地商租権問題をどのように認識していたのか、外交協会の活動が東北政権にいかなる影響を与えたのか、などについての詳細な検討は行われていない。

最後に、歴代奉天総領事を務めた外交官に関する個別研究について触れておきたい。落合謙太郎在奉天総領事に関する研究として、井上勇一「在奉天総領事落合謙太郎—在奉天総領事の見た満州問題」（『法学研究』第八五巻第五号、二〇一二年、一一—三一頁）は、辛亥革命の中、満鉄培養線敷設権の獲得問題などに焦点を当てて満洲権益の強化を推進する日本の満蒙政策を落合の立場から考察し、落合は日本にとって満洲権益の特殊性を十分に理解し、満鉄培養線の建設が不可欠だと考える一方、欧米諸国を誤解させない範囲で満洲権益の拡充に努めつつ、大陸浪人による満蒙独立運動や関東都督の外交問題への介入を警戒したことなどを指摘しているが、落合の土地問題への論及はない。矢田七太郎在奉天総領事代理に関する研究として、井上勇一「在奉天総領事代理矢田七太郎—在奉天総領事

の見た満州問題―」（『法学研究』第八五卷第一二号、二〇一二年、四五-六八頁）は、辛亥革命後の中国の政情が混迷を深める中で、満鉄の利権拡充などに焦点を合わせて満洲権益の維持強化に努める日本の満洲政策を矢田の立場から考察し、矢田は在留邦人の保護や大陸浪人の取締りを重視し、満洲における反日感情を懸念し、外交案件に関する関東都督の容喙を批判したことなどを指摘しているが、土地商租権問題をめぐる矢田の認識を言及していない。船津辰一郎在奉天総領事についての研究は、前掲佐藤論文のほか、在華日本紡績同業会編『船津辰一郎』（東方研究会、一九五八年）、日本上海史研究会編『上海人物誌』（東方書店、一九九七年、九〇-九九頁）などがあるが、船津の土地商租権に関する見方を詳しく論じていない。林久治郎在奉天総領事に関する研究として、前掲佐藤論文のほか、馬場明「林久治郎と石射猪太郎」（朝日ジャーナル編『近代日本と中国 25』一九七二年、三一-三七頁）は満洲事変に際して事態の拡大を防止するため最善の努力を尽くし、満洲国を作ることに反対し、外交問題への軍部の介入を排除している林の姿を描き、後藤乾一「戦間期日本のアジア外交と林久治郎―ある『稲門出身』外交官の思想と行動―」（『アジア太平洋討究』、二〇〇一年、七五-九六頁）は林の遺稿、雑誌で彼が発表した論文、視察記録、所感などを手掛かりに、林の中国及び南方（東南アジア）との関わりの軌跡を検討しているが、ともに林の外交思想を「外交一元化」に集約させる傾向がある。

また、在奉天総領事に関する研究において、吉田茂²⁰が重要な地位を占めることは否認できない。だが、本論文は榊原農場事件を中心に土地商租権問題を検討するものであるため、鉄道問題解決交渉に重点を置き、しかも榊原農場事件との関連性が薄かった吉田在奉天総領事についてあまり触れない。吉田茂在奉天総領事に関する研究として、佐藤元英「吉田茂の奉天総領事時代―対満蒙政策の思想と行動」（前掲『近代日本の外交と軍事―権益擁護と侵略の構造―』一七七-二〇二頁）、衛藤瀋吉「京奉線遮断問題の外交過程―田中外交とその背景―」（篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導―政治家研究Ⅱ』

²⁰ 吉田茂は一八七八年九月生まれ、一九〇六年九月外交官及領事官試験に合格し、最初の任地は天津で領事官補として在勤、間もなく奉天在勤に転じ、さらにロンドン在勤となる。一九一二年から四年余り安東領事を務めたほか、済南領事、天津総領事、奉天総領事など若い頃は中国大陆の勤務が多かった。一九二八年七月外務次官に就任し、その後イタリア大使やイギリス大使を歴任し、一九三九年に依頼退官する。退官後は近衛文麿らの宮中勢力に接近し、終戦工作に従事した。敗戦後、一九四六年五月、第一次吉田内閣を組織し、以後、片山・芦田両内閣を経て政権に復帰、一九五四年一二月に総辞職するまで五次にわたって内閣を組織した（前掲『日本近現代人名辞典』一一三七-一一三八頁）。

東京大学出版会、一九六五年、三七五-四二五頁）、猪木正道『評伝吉田茂・獅子の巻』（読売新聞社、一九八一年、初出は一九七八年）などが挙げられるが、これらの研究は、在奉天総領事時代の吉田の満蒙政策を詳しく分析し、京奉線遮断問題²¹を代表とした吉田の強硬な対中国政策を解明している。他方、一九一二年八月より一九一六年十一月まで四年以上、つまり外交官として一番長い時期にわたる安東在勤期の吉田の対中国政策に関しては、いまだ十分な検討がなされてきたとはいえない。一九〇七年の奉天総領事館領事官補を除いて考えれば、安東在勤時期こそ、吉田が直接に中国の政情を深く体験し、自分なりの対中国外交理念を具体的に形成した時期であったといえよう²²。安東時期の吉田の対中国認識や満蒙経営理念、土地商租権問題への理解は、在奉天総領事時期、彼の対中国外交を考える重要な視点を示唆しているように思われる。そして、在奉天総領事時期に代わって、本論文の第五章では、安東領事時期吉田茂の対中国政策を詳しく分析することにより、土地商租権に関する吉田の認識を解明し、吉田の対中国外交の特徴を総体的に捉えつつ、在奉天総領事時期の強硬策との繋がりを掘り下げてみたい。

²¹ 吉田在奉天総領事は、中国側の条約違反に対する制裁手段として、張作霖の奉天軍にとって重要な軍事補給線である京奉線の遮断を切り札にして、日本の満蒙懸案を一挙に片付けようと主張し、外務本省、満鉄及び関東庁に対して京奉線遮断実行を援助するよう求めた。だが、吉田の独断専行的な形で開始された強硬策は中国側の非難を招いたのみならず、外務本省や軍部、関東庁からの批判を受けた。結局、田中義一外相は吉田の強硬策を差し止めた。

²² この点について、ジョン・ダワーは「吉田の帝国意識に一定の基本的な調子があることが、このように早い時期から認められる」（ジョン・ダワー著、大窪愿二訳『吉田茂とその時代（上）』ティビーエス・ブリタニカ、一九八一年、三八頁）と評し、猪木正道は「中国に対する日本の政策をどう展開すべきか、そして中国革命の進展に日本はどのように対処すべきかという外交の根本問題と、吉田茂が真正面から取り組んだのは、まさにこの頃である」（猪木正道『評伝吉田茂・青雲の巻』読売新聞社、一九八一年、一一九頁）と述べ、工藤美代子は安東在勤期、東三省における木材の伐採事業を将来の日本にとって重要な経済問題として重視した「吉田の基本姿勢こそが、昭和に入ってもっとも重要な国家課題となる満州国建設への基礎固めの外交につながることになる」（工藤美代子『赫奕たる反骨 吉田茂』日本経済新聞出版社、二〇一〇年、一〇九頁）と論じている。

第三節 本論の構成

本論文の構成は以下の通りである。

第一章「落合謙太郎在奉天総領事と榊原農場契約事件」では、「南満東蒙条約」締結後に発生した榊原農場契約事件を念頭に置きつつ、同事件をめぐる落合謙太郎の対中国交渉を分析することにより、落合から見た榊原農場事件の特質を解明し、土地商租権問題に関する落合の見解を明らかにする。次いで、同事件をめぐる外務省、関東都督府、満鉄の対応と対比しながら、土地商租権問題に関する日本諸機関の対応を比較検討する。また、中国側、特に張作霖政権は土地問題や榊原農場問題をどのように認識していたのかを解明し、日本側の土地商租権が正式に認められる以前の、日中間での土地問題の一側面を描きたい。

第二章「矢田七太郎在奉天総領事代理と榊原農場返還事件」では、一九一五年九月からの榊原農場の中国側返還交渉に焦点を据えつつ、矢田七太郎の対中国交渉を分析することによって、榊原農場事件に関する矢田の認識を解明する。また、日中間で商租権施行細則交渉がまだ正式に行われない時、中国側が「簡易弁法」として提示した「商租地畝須知」など規則を、矢田はどのように対応したのかを解明し、土地商租権に関する矢田の見方を分析する。同時に、日本側の商租権獲得と中国側の商租権妨害要求が同時に求められるとのジレンマに陥った張作霖政権は、どのように日本人の土地商租権を認めながら、中国民衆の商租権反対運動に応えたのかを検討する。

第三章「船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件」では、一九二四年六月の榊原農場商租料事件に着目し、事件解決に関する船津辰一郎の対中国交渉を具体的に検討することによって、船津在奉天総領事の側から榊原農場事件の特質を考察する。榊原農場の商租料・水利費滞納問題を通じて、土地商租権の性質について日中間の解釈の対立を浮き彫りにする。また、榊原農場という既得商租権を維持するために、外務省、総領事館、満鉄及び東拓はそれぞれどのような措置を講じたのかを検討する。次いで、中国ナショナリズム運動への認識や対張作霖態度は、船津の商租権問題解決交渉にどのような影響を与えたのかを解明する。さらに、張作霖は商租権禁止の訓令を出して高まった利権回収運動を支えながらも、日本の軍事行動や内政干渉を防ぐために、露骨な排日運動を控えざるをえないという状況に陥ることを解明し、東北政権の対日認識に再検討を加え、その政策決定を内面的に理解する。

第四章「林久治郎在奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件」では、一九二九年六月の榊原農場鉄道撤去事件を取り上げて検討し、同事件に関する林久治郎の強行解決策を分析することにより、林在奉天総領事の側から榊原農場事件の特徴を考察する。また、同事件に端

を発して成立した外交協会の活動や、同事件をめぐる『大公報』や『満洲日日新聞』など中日両国の新聞記事を分析し、民間の視点から榊原農場事件、土地商租権問題の内実を解明する。さらに、張学良政権は、対内的には張作霖爆殺後の混乱した東北政権内部の危機を乗り越える一方、対外的には国民政府に好意を示しつつ、ナショナリズムの発展に対応しながら、日本からの脅威を排除するために、慎重な対日態度をとらなければならないことを明らかにする。当局の軟弱な対日方針は、いかに民衆から猛烈な政府批判を招いたのかを検討する。

第五章「安東領事吉田茂の対中国外交」では、安東在勤期に焦点を当てて、日本の満洲経営、土地商租権問題、第二次大隈重信内閣の対中国政策などに関する吉田の認識を分析することによって、吉田の対中国外交の一側面を描く。また、在奉天総領事時期、吉田の土地商租権問題に関する認識を検討する。

終章「榊原農場事件の意義」では、榊原農場事件を振り返りつつ、榊原農場事件に関する落合謙太郎、矢田七太郎、船津辰一郎、林久治郎の認識と対応を比較分析して各総領事の見方の相違を解明し、榊原農場事件を多角的に捉えながら、その歴史的意義を検討する。特に一九二四年の商租料事件と一九二九年の鉄道撤去事件といった日中間の武力行使に際して、船津と林とは全く異なる対応を示したことから、各総領事の間で土地商租権問題をめぐる見解の多様性を示す²³。また、榊原農場事件に関する日中両国世論の動向を考察し、商租の性質について日中間の解釈の対立を再考しつつ、土地商租権獲得への抵抗において東北政権の限界を検討する。

²³ 国内外情勢はかなり流動的であり、また日本側の対中国政策は全く変わらないというわけではないことからいえば、各総領事を比較することには問題点があることはいうまでもない。本論文はその比較分析により、各総領事の榊原農場事件に関する認識の特徴を検討しつつ、榊原農場事件、土地商租権問題を立体的に捉えることとしたい。

第一章 落合謙太郎在奉天総領事と榊原農場契約事件

序

一九〇六年六月一日をもって開設され、満洲の重要な位置にあった奉天総領事館は、在満日本人の保護と支援、経済的問題の外交交渉に止まらず、日本の大陸膨張政策を展開した施行機関の要となった²⁴。一九一一年十一月、落合謙太郎は第四代総領事として奉天に着任した時、日本は辛亥革命により混乱する中国情勢、さらに第一次世界大戦によるヨーロッパ列強の極東からの一時的後退を契機に満洲及び中国本土への進出を企て、軍事力を背景として対華二十一カ条要求を突きつけることにより満洲権益の強化や満蒙問題の根本的解決を目指していた。

「南満東蒙条約」締結以前、在満日本人の土地権利取得は、一八九六年七月二日に北京において日本と清国の間に締結された「日清通商航海条約」²⁵第四条によって可能となった。具体的には、関東州と満鉄附属地を除いては「商埠地」²⁶において、日本人が土地の賃借権のみを取得し得た。だが、在満日本人の多くは「商埠地」にとらわれることなく、長期または短期の典契約を締結しながら、事実上土地の買収を通じて土地所有権を獲得していた²⁷。一九一五年五月二五日の「南満東蒙条約」の締結に伴って日本側の土地商

²⁴ 佐藤元英『近代日本の外交と軍事－権益擁護と侵略の構造－』吉川弘文館、二〇〇〇年、一七七頁。

²⁵ 「調印書」「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B13090897100、日清通商航海条約（C8）（外務省外交史料館）」以下、同センターからの引用は、「アジア歴史資料センター」と「Ref.」を省略して「JACAR」、レファレンスコード及び簿冊名のみ表記する。

²⁶ 一九〇五年十二月二日、北京において日清両国間で締結された「満洲善後条約」第一条に準拠し、清国政府が外国人の居住及び貿易のため、自ら指定、開放した地域である（「JACAR:A03020693900、御署名原本・明治三十九年・条約一月二十九日・日清間満洲ニ関スル条約（国立公文書館）」）。

²⁷ 「典」または「典当」とは、「他人ヨリ一定セル金銭ノ融通ヲ受ケ之ニ対シテ自己ノ不動産ヲ使用収益セシムル行為ニシテ他日之ト同額ナル金銭ヲ給付シ其使用収益ヲ終了セシメ得ヘキヲ言フ」のである。長期の典契約は、「日清通商航海条約」の制限があるので、意識的に売買という文字を避けたが、事実上は売買に等しいものであった（前掲浅田論文

租権が認められた。「満蒙開発の業に着手せんとするに当り先づ何よりも必要とするものは土地」²⁸であり、日本側は土地の獲得に伴う日本人の満蒙進出に重きを置いたのに対し、日本人の満洲移住や土地獲得を警戒し、その農業投資を極度に嫌う中国側にとって、榊原農場を代表とする土地問題はあたかも「日本官憲ノ援助ニヨリ露骨ナル土地併合ノ爪牙」、「領土的野心ノ現ハレ」であった²⁹。また現地において関東都督府、満鉄、そして外務省の出先機関である在奉天総領事館はそれぞれの満蒙経営を展開し、榊原農場事件を複雑化させた。

本章は、榊原農場契約締結から「南満東蒙条約」成立まで、榊原農場をめぐって日中間の紛争について落合の対中国交渉を解明し、落合在奉天総領事の視点から榊原農場事件の特質を探るものである。また、同事件をめぐる外務省（在奉天総領事館）と関東都督府、満鉄との対応の相違を分析することによって、日本側の土地商租権が正式に認められる以前の、日中間での土地問題の実態を検討しようと試みたい。

第一節 榊原農場契約に関する中国側の抗議

（１）榊原農場の成立

榊原農場をめぐる日中間の紛争を明らかにするために、まず榊原農場が旧清皇室の私有財産に由来していることを確認しておこう。

清朝東北部において昭陵（「北陵」とも呼ばれる）、永陵、福陵という三つの陵墓は清皇室の財産に属する。辛亥革命後、中華民国政府（北京政府）はこれら陵墓および三陵余

「満州における土地商租権問題－日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面－」三二一―三二四頁）。

²⁸ 葛生能久『日支交渉外史（下巻）』黒龍会出版部、一九三九年、三四〇頁。

²⁹ 前掲『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』六六頁。

地³⁰を旧清皇室の私有財産として承認、保護した³¹。一九一二年四月一四日、奉天省都督趙爾巽³²をはじめとした奉天地方の有力者等は昭陵余地の全部を承租して溥豊公司を設立した。会社の開弁規約第四条において、従来の私墾地が一律に禁止の上改めて溥豊公司に承租させることは規定されたが³³、会社が設立される前、同地域においてすでに四十五戸約四千余清畝の私墾地は存在し、これら農民は会社の壟断に反対して蜂起した³⁴。

³⁰ 清朝は陵寢の尊厳を保ち、龍脈を防護するために、陵寢外壁の外から一清里（約五七六メートル）毎に紅椿を設け、紅椿から十丈（約三二メートル）乃至二十丈の地に白椿を設け、白椿から十清里の地に青椿を設けていた。白椿界内においては四民の採樵、耕牧、行走、葬厝が禁止されるとともに、青椿界内においては土石の採取、窯の建設、炭灰の焼造、樹木の砍伐が禁止されたため陵寢禁地と呼ばれる。三陵余地は陵寢禁地境界内に開墾された可耕地を指す。詳しくは南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課編『皇産』（満洲日日新聞社、一九一五年、二三四頁）を参照。

³¹ 旧清皇室に対する優待条件の一つとして、「大清皇帝辞位ノ後其従来ノ私産ハ中華民國ヨリ特別ニ保護ス」がある（「榊原農場権利之根拠（証拠書類第一号）」「前清皇帝ニ対スル優待条件上諭」「JACAR:B04011165300、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0198）。

³² 清末民初の政治家。一九一二年三月一五日に民国政府から奉天都督に任命され、一九一四年に袁世凱に清史館の館長に任され、『清史稿』編纂の主幹を担った。

³³ 「溥豊模範農場租地集股開弁規約（訳文）」「奉天榊原農場ノ真相顛末ヲ陳情シ並ニ支那官憲ノ不法占拠ニヨル占有回収ノ陳情請願」（以下「陳情請願」）「JACAR:B09041289600、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E.4.3）（外務省外交史料館）」0283。同史料は、榊原農場成立の経緯や、農場の中国側返還及び農場権益をめぐる紛争などを榊原の側から詳しく紹介しているが、「請願書」という性格から考えれば、榊原の主観的断定の入る余地は少なくなかったことが推測できる。

³⁴ この私墾地は主に陵墓守護の官兵や農民により耕作されたが、地方官憲は耕作者に課税しながら、数年間引き続き租税を納付する者に対して「地券」（土地売買・質入れ証明書、「地券」には土地の面積や値段、所在地などが記入され、「地契」とも呼ばれる）を発給した。溥豊会社が経営すべき土地の中で最も肥沃な部分はこれら「越墾者」に占有された（大正三年五月七日落合在奉天総領事より加藤外相宛第九一号「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊（以下『日外 T3』）外務省、一九六五年、二三四頁）。

一九一三年六月二八日に新たな奉天都督張錫鑾³⁵は、明堂禁地を侵墾することを理由に溥豊公司の契約を解除した³⁶。解散命令が発せられた後、公司を事実上管理していた崔洵生は今井諦、石塚善重を通じて当時奉天省海城県内における滑石の採掘権獲得に奔走する榊原政雄と連絡をとった。溥豊公司の権利に興味を持った榊原は出資問題について直接大連の満鉄本社と相談し、佐藤安之助³⁷満鉄奉天公所長³⁸及び栃内壬五郎満鉄地方課員の力により満鉄から資金を借り受け、崔と租借契約を成立させた³⁹。一九一四年三月、榊原は租借料二万円を崔に支払って三十カ年間公司租地全部を引き受けた⁴⁰。だが、榊原が契約の日付を一九一三年四月三〇日に変更させ、つまり契約成立日を溥豊公司の契約が取り消される前に遡らせた。

（２）中国側の榊原農場「換地案」と落合の対応

上記の経緯のため、一九一四年四月一五日、北京政府から派遣された中国外交部特派奉天交渉員于冲漢⁴¹は落合に、崔が取り消された溥豊公司の権利を榊原に与える行為は不法

³⁵ 清末民初の軍人、政治家。一九一二年三月に初代直隸都督に任命され、同年十一月に奉天都督兼奉天民政長に異動し、一九一三年六月には吉林都督を兼任し、一九一四年六月に奉天將軍となった。

³⁶ 「参照第九〇：中華民國二年七月二日政府公報第四一五号」前掲『皇産』附録一、一二九—一三〇頁。

³⁷ 佐藤安之助は初代満鉄総裁後藤新平に重視、信頼され、満鉄交渉委員長を兼任して中国東北地方当局との交渉を担当し、中国の権利にかかわる多くの交渉において常に外交部門を避けて中国地方当局との直接交渉により問題を解決しようとした（蘇崇民『満鉄史』葦書房、一九九九年、四四頁）。

³⁸ 一九〇九年五月、満鉄は外交事務を進めることを口実に奉天城内に奉天公所を設置し、東三省地方政府や奉天各界に対して諜報活動を行なった（羅天云「九一八事変前『満鉄奉天附屬地』対瀋陽的侵略研究」范麗紅編『「九一八」研究（第一六編）』遼寧人民出版社、二〇一五年、五一頁）。

³⁹ 前掲「榊原政雄ノ溥豊農園經營着手ニ関スル件」二三五頁。

⁴⁰ 「租借契約証書」前掲「陳情請願」0284-0285。

⁴¹ 中華民國成立後、一九一二年四月、外交部特派奉天交渉員に任ぜられ、奉天巡按使署外交顧問も兼ねて、張作霖の外交顧問を務めた。のちに、東三省官銀号総弁、東三省巡按使

であり、しかも北陵付近の土地は「陵寢重地」（厳重に守るべき陵墓）に関わるから個人的な売買行為は中国の法律上断じて認められないとし、契約の無効を主張した上で抗議を突きつけた⁴²。五月六日、于は「国家領土ハ外国人ニ私売スルコトヲ許サレザルハ条約ニ記載有之況ンヤ三陵地ハ皇室ノ財産ニシテ関係最モ重キ」として、落合に再び抗議を行い、榊原農場の工事停止を要求した⁴³。それに対して、五月八日、落合は、総領事館が調べた結果、榊原はすでに一九一三年春、租借料二万円を崔に支払って農場の経営を引き受けたので、中国側の要求に応じ難いと答えた⁴⁴。

そのあと、榊原と福島安正関東都督との友人関係を知っていた于は、大連停車場において福島と面談して換地案を申し出、都督の仲裁により事件の急速な解決を求めたが、都督は即答しなかった⁴⁵。七月六日の落合より加藤高明外相宛電報によれば、于は奉天の大和ホテルに福田雅太郎参謀本部第二部長（奉天に出張中）を訪問し、北陵禁地に関わる榊原農場を認許することは中国側として「立場上甚タ困却スル事情」であるので、換地を提供しても差し支えなく、何とか榊原を説得するよう福田に求めたが、冷ややかな反応しか得られなかった。落合は、榊原が自分の権利の存在を主張できる書類を持ち、且つ榊原に説得を試みても同人は土地を直ちに中国に返還する可能性が低いから、むしろ榊原を相手取って総領事館に訴えるべきだと提案したが、于は訴訟で問題を解決するよりは、むしろ直接、榊原と協議した方が穏便であると答えた⁴⁶。六月一二日の榊原との会見で、于は榊原農場の代わりに、適当な土地や代償を榊原に与えることに言及した。一方、于は換地案についてすでに福島、福田と話し合うことを漏らし、それを利用して榊原に圧力をかけようと試みたことが考えられる。だが、榊原は于の抗議を不法なものとして非難しながら、自

署総参議、東三省保安総司令部総参議、東三省特別区行政長官、中東鐵路督弁などを歴任した。

⁴² 前掲「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」（附属書三）、二四五頁。

⁴³ 大正三年七月六日落合在奉天総領事より加藤外相宛第一二四号付属書類（以下「一二四号付属書類」）「別紙第九号」「JACAR:B04011164900、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0130-0131。六月五日の落合宛電報において、于は、榊原が北陵禁地に二本の道路を修築し、その付近にある土地を任意に民間人に貸したことを指摘し、榊原の違約行為を非難した（「別紙第一一号」0134）。

⁴⁴ 前掲「一二四号付属書類」「別紙第一〇号」0133。

⁴⁵ 前掲「一二四号付属書類」「別紙第五号」0118。

⁴⁶ 大正三年七月六日落合在奉天総領事より加藤外相宛第一二四号「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」前掲『日外 T3』二五六頁。

分としては于に対し憚るところがないと強調し、その提案を拒否した⁴⁷。善後策としての換地案は暗礁に乗り上げることになった。

ところで、落合の観測によれば、于はこれまでの抗議を一変して直接榊原との妥協を求め、代償や換地の提供により問題の解決を図ったが、このことを北京政府は、榊原農場権利の正当性を承認し、中国側にとって当初の権利問題としての争点を甚だ薄弱にさせたため、「失策ノ一」として叱責し、まもなく解職されたという⁴⁸。于の退職の原因は、史料の制約があつて確実に把握することは難しく、落合が指摘した換地案に絡めての辞職であることははっきり証明できない。だが、六月二四日、中国外交総長孫宝琦⁴⁹は在中国臨時代理公使小幡酉吉に抗議した時、孫は榊原側の「即時休業」を要求しながら、于の提案した損失賠償方法に照らして問題の解決を求めたが、「換地」に言及しなかったことは確かである⁵⁰。

七月一日の小幡宛電報において落合は、榊原が溥豊公司解散命令の効力有無に関する争議が発生して会社の存立が動揺した時、崔が会社を売り急いだことを利用し、僅かな金額で比較的広大な土地を租借し、さらに契約日を一年前に遡らせて「虚偽ノ作成」をしたことを「陋劣ナル行為」と批判した。だが、中国側の抗議を受けた際、落合はこの「虚偽ノ作成」を黙認したばかりか、むしろ確実な根拠として榊原農場の正当性を強調した。さらに、農民側の反抗により同地域における私墾禁止の目的が達成されず、ドイツ人「ショイブレ」農場⁵¹のような、中国人が外国人と私的に契約して昭陵の土地を外国人の耕作に

⁴⁷ 于と榊原との談話は、前掲「一二四号付属書類」「別紙第五号」0116-0124を参照。

⁴⁸ 大正三年一〇月一四日落合在奉天総領事より加藤外相宛第二〇四号「榊原農場ニ関スル満鉄側申越中事実ニ符合セザル廉指摘稟申ノ件」前掲『日外 T3』二八一頁。

⁴⁹ 清末民初の政治家、外交官。一九一三年九月、北京政府で外交総長に任命され、翌年二月一二日から同年五月一日まで代理国務総理を兼任した。一九一五年一月には審計院長に、一九一六年四月には段祺瑞内閣で財務総長（六月から漢冶萍公司理事長、税務督弁を兼任）に任じられた。

⁵⁰ 大正三年六月二八日小幡在中国臨時代理公使より落合在奉天総領事宛第一八号「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ外交部ヨリ抗議ノ件」前掲『日外 T3』二五一一二五三頁。

⁵¹ ドイツ人ショイブレは中国人より乳牛牧場を借り入れたが、榊原はドイツ人の牧養場は自分の農場の経営地域の一部を占有したと主張し、同牧養場の付近に鋤耕を行ったり、ドイツ人が経営する耕作地を破壊したりする事件を起こし、ドイツ側の抗議を招いて日独間の紛議を引き起こした（具体的には、前掲「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」を参照）。

委ねる先例もあったことを理由に、落合は中国外交部の昭陵が陵寢重地であるから、私的な契約締結は違法であったとの主張は「一向価値ナキモノ」とであると反論した。落合によれば、中国側の妥協的な態度に鑑み、その要求を拒否して榊原を引き続き農場経営に従事させるという選択肢も可能であるが、その前提は榊原が今までの傍若無人な態度を一変して総領事館の指示に従うとともに、関東都督府及び満鉄は総領事館と協議することであった⁵²。

落合から見れば、榊原は関東都督府と満鉄の庇護を恃んで関係中国人を圧迫、放逐し、大規模な事務所の建築や市街の設計を吹聴し、中国官民の神経を刺激し、ひいては日本人の中国内地における各種事業、特に農業に対する中国官憲の猜疑心を挑発した。落合は、今更榊原の事業を停止しても同人の行動により生じた悪影響を取り除くのは不可能であり、しかも日本人が公然と農業のため奉天省内の土地を利用しうる時期が早晚来るだろうと期待し、一定の条件で榊原農場を中国側に返還すべきだと小幡に提案した。具体的な条件として、第一に、榊原もしくは日本帝国官憲（在奉天総領事館）が相当と認める程度で中国側は榊原に換地あるいは代償、もしくは両者を提供すること。第二に、中国外交部は昭陵禁地において外国人に対して一律私人利益のための農場経営を禁止する場合には、他日もし該地域に農場、またはほかの経営活動が認められるなら、日本人の優先着手権を中国側に確実に約束させることである。第一の条件には榊原を服従させるために「多少威圧」を要する場合があり、第二の条件については榊原のほか、関東都督府やその出資者たる満鉄より強い反発が予想されるから、落合は小幡に、榊原農場に関してはすべて総領事館の方針を援助することを関東都督府及び満鉄に指示するよう求めた⁵³。

（３）中国側の民有地返還要求と落合の対応

一九一四年十一月五日、祝瀛元⁵⁴交渉員は落合に、平和的手段で榊原農場を回収したいと希望を出した。落合は「示談」と「公力」、つまり榊原の満足する条件を提示して同人

⁵² 大正三年七月一日落合在奉天総領事より小幡在中国臨時代理公使宛第一〇五号「榊原農場経営ニ対スル支那側抗議ニ関シ意見申進ノ件」前掲『日外 T3』二六四-二六七頁。

⁵³ 同前、二六四-二六七頁。

⁵⁴ 一九〇七年農工商部左参議、一九〇九年農工商部右丞に就任する。于冲漢が離任した後、馮国勛は奉天交渉員に任命されたが着任しなかったため、祝は馮に代わって奉天交渉員に任じられた。

に受け入れさせること、もしくは榊原の行為は非法であることを裁判で完全に証明することにより問題を解決すること、という二案を提示したが、祝は于と同じく「示談」で問題の解決を望む意向を表明し、落合の助力を求めた。それに対して落合は、榊原農場に関する枝葉末節のことは榊原の証拠書類に基づいて精細に考究すれば是非はすぐに明白となるはずであるとして、中国側は「示談」を望む以上、先ず根本の問題について榊原を満足させる条件を示すべきであり、榊原の条件に反対する場合には、日本側は「公力」を以て法理に訴えるしかないと答えた⁵⁵。

その後、祝は落合に対し農場事件の解決は中国側の焦慮するところであると強調し、具体的な方法で問題の解決を迫ろうとした。落合は、中国側は榊原もしくは日本帝国官憲が満足する程度で、土地または金額、あるいは双方を提供すれば、「示談」で問題の解決が考えられるものの、未開放地において公然と土地を日本に与えるのが難しいのみならず、中国側は幾十万に上る賠償金を与えることもかなり困難である現状に鑑み、「示談」は不成立となる可能性が高いという所見を加藤外相に伝え、外務本省より大体の方針や決裁を待っていた⁵⁶。このことから、落合は「示談」に難色を示し、裁判を勧めたことが窺われる。のちに、「南満東蒙条約」の締結に伴い、土地問題に関する日中間の民事訴訟は中国側の法律及び地方慣習に基づいて両国が共同審判すべきことが決まったが⁵⁷、その時点で、土地に関する民事訴訟においては日本側の領事裁判権⁵⁸が認められていたため、法に訴える場合、榊原は落合在奉天総領事による裁判を受けることになった。後述するように、落合は榊原に厳重な取締りを加えるべきだと意見具申したことから考えれば、榊原の行動に厳しい目を向けていた落合は、裁判により榊原を処罰しようとする事が推測できる。

一九一四年一二月二日の落合宛訓令において、加藤外相は、もし中国側が頻繁に問題の解決を迫ってくる、あるいは本件を現状のままに放任するのはかえって不利益になれば、

⁵⁵ 大正三年一月七日落合在奉天総領事より加藤外相宛第二二〇号「交渉員交迭及鉄嶺行軍隊ニ対スル支那巡警発砲事件及榊原農場ニ関スル交渉員来談ノ件」
「JACAR:B04011165000、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第一巻 (1.7.7)
(外務省外交史料館)」0228-0230.

⁵⁶ 大正三年一月一〇日落合在奉天総領事より加藤外相宛第二二三号「榊原農場問題ニ関シ伊藤細梅両代議士等トノ会談内容報告並請訓ノ件」前掲『日外 T3』二八八頁。

⁵⁷ 前掲『日本外交年表並主要文書 (上)』四〇七頁。

⁵⁸ 「日清通商航海条約」(第二〇～二二条)によって、日本に対して領事裁判権が認められた(前掲「調印書」)。

大局からやむを得ざる場合の措置として、落合が提示した二条件を中国側に承認させた上で、榊原農場を中国側に還付するよう指示する一方、換地もしくは代償の条件に関しては、榊原と協議の上、榊原の満足する程度で問題を解決すべきだと訓令した⁵⁹。

ところで、瀋陽県知事の調査によると、榊原と崔との契約に添付された地図には、ただ赤線で農場の範囲を大まかに示しているのみであり、土地の面積と農場の境界線は不明瞭である。だが、榊原は農場範囲が曖昧であることを利用して無許可で境界線外の民有地を奪い、中国側農民の訴えを招いた⁶⁰。一九一五年一月二九日の落合より加藤外相宛電報によれば、榊原農場事件を速やかに解決するために、新たな交渉員田潜は満鉄奉天公所を介して榊原との妥協を遂げようとしたが、拒否された。その後、田は于交渉員と同様の依頼を総領事館に提出したが、落合は榊原を満足させる程度で妥協するほかはないと答えた。そして、田は榊原が暴力で中国人の民有地を侵害した事例を挙げて榊原の行為の是正を要求したが、落合は、民有地侵害の問題と榊原農場の権利確認という根本問題を分けて考えるべきだと論じながら、中国側は榊原が民有地を侵害したことを確実に証明できる文書、あるいは榊原の書類に対抗できる的確な証拠を提供すれば、自分は法律的見地から公平な解決を与えることに努めると約束した⁶¹。田は同問題が中国人民の苦情を惹起し、国民の信頼を失わせかねないと語り、民有地返還の要求を改めて落合に強請したが、落合は依然として田に証拠材料の提供を求めた⁶²。そして一九一五年二月一七日、二〇日、二七日に、田が「被佔民地清冊」という証拠文書を含む一連の抗議文を差し出し、榊原より占有

⁵⁹ 大正三年一二月二日加藤外相より落合在奉天総領事宛第一三〇号「榊原農場問題解決案ニ関シ回訓ノ件」前掲『日外 T3』二八九-二九〇頁。

⁶⁰ 「關於贖回売与日人溥豊公司農場北陵官地的情形」奉天省長公署档〔Z〕遼寧省档案館蔵（以下「奉天省長公署档」）Jc10-5463.

⁶¹ 大正四年一月二九日落合在奉天総領事より加藤外相宛第二九号「榊原農場ニ関スル件」「JACAR:B04011165200、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0011-0013.

⁶² 大正四年二月二二日落合在奉天総領事より加藤外相宛第五二号「榊原農場ニ関スル件」「JACAR:B04011165200、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0018-0019.

された民有地を返還させること、溥豊公司より租借した北陵禁地を一定の条件で中国側に還付させること、という二つの要求を落合に強く申し出た⁶³。

一方、榊原は、折しも榊原第二農場⁶⁴を担保とする横浜正金銀行よりの融資を成立させるために総領事館の援助を求めている。彼は奉天城内を除く一万余町歩を包含する昭陵禁地の全部、その全部の獲得が不可能になる場合には、少なくともその三分の一はぜひ自分の手中に収めたい旨を落合に伝えた。落合はこの提案に応ぜず、「此等無法ノ主張ヲ為スモ何等価値無ク徒ニ事端ヲ紛糾セシムルニ過キス甚不得策ナル所」であると批判し、もし榊原が今まで通り暴力で同土地を強奪しようとするれば、総領事館は決して黙視できないと榊原を諭した上で、厳重な取締りを加える必要があることを加藤外相に進言した⁶⁵。

三月一六日の加藤外相宛電報において、落合は、田が提示する証拠書類を分析した結果、関係民有地が溥豊公司経営区域より除外されて公営となった後に、地方政府がその土地を農民に年租させたことは確かであり、民有地返還問題に関して中国側の証拠書類は根本より榊原の主張を覆し、榊原の証拠材料はそれと対抗できる程度のものではないと報告した⁶⁶。かつて落合は前年一〇月一四日加藤外相宛電報の中で、昭陵は旧清皇室の財産に属するが、中国農民は多年平穩に耕作してきたため、中国地方官憲は農民に課税して「地契」（土地売買・質入れ証明書）を交付し、ほとんど土地所有者と同様に取り扱ったので、慣習ならびに公正の見地より考えれば、既成事実として農民らは当該地域に対してある種の権利関係をもっていたのは明らかであると主張し、農民側に比較的理解を示した

⁶³ 二月一七日抗議文は「一、本年二月十七日附ノ抗議文」「JACAR:B04011165500、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0354-0355、「被佔民地清冊」は同前、0356-0358、二月二七日抗議文は「二、本年二月廿七日附ノ抗議文」同前、0359-0360、二月二〇日抗議文は「照会 外字九号」「JACAR:B04011165400、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0236を参照。

⁶⁴ 整理経営の便宜上、榊原は昭陵正面約九〇〇町歩の地域を第一農場、その周り約七〇〇町歩の地域を第二農場と名付けた（前掲「陳情請願」0260）。

⁶⁵ 大正四年三月一日落合在奉天総領事より加藤外相宛第六〇号「榊原農場ノ区域問題ニ関シ中国側ヨリ証拠書類送付越シノ旨並榊原ノ言動ニ付報告ノ件」外務省編『日外』大正四年第二冊、一九六六年、五八五-五八六頁。

⁶⁶ 大正四年三月一六日落合在奉天総領事より加藤外相宛第七〇号「榊原農場ニ関スル件」「JACAR:B04011165400、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0230-0231。

⁶⁷。落合は、田が民有地返還の要求を申し出た状況下、同地域を榊原の正当な権利として公然と証明することは無理であり、最初榊原が崔より引継いだ土地は第一農場のみに限られ、第二農場は榊原が先年私墾地の取消紛争を利用して「強迫又ハ暴力」で占有したものであり、このような「私力ヲ以テ他人ノ占有ヲ強奪シタル所為ハ充分ニ犯罪事実ヲモ構成スルモノ」であると非難しつつ、榊原第一農場を現状のまま経営し続けることは当然であるが、第二農場に関しては中国側の要求に応じた上で穏当な手続きにより原所有者に返還すべきであり、もし榊原は自分が正当な権利者であると主張するならば、まず原所有者である中国人を相手取って該地域の引渡方を請求すべきだと加藤外相に報告した⁶⁸。五月一日、奉天省長張元奇は鄭家屯土地（約四五〇〇万坪）及び金二十万の提供を条件として榊原農場の半分と交換する旨を申し出たが、榊原は「本件農場ハ滿洲ニ於ケル枢要ノ位置ヲ占メ我國民發展乃至軍事上重要ナル關係アルヲ以テ手放スベカラズ」という福島、福田からの教示により、その要請を拒絶した⁶⁹。

（４）榊原農場契約事件に関する張作霖の態度

「公明」な手段による土地の買収を望んだ落合は、穏便で合理的な方法によって在満日本人の土地獲得や農業発展を進展させることを満蒙経営の原則として、満蒙權益の維持に腐心した。榊原農場の条件付返還の背後に、奉天交渉署の反発のほか、中国側は日本が警察官や軍隊を派遣して日本人の水田経営を保護するから、日本人の水田経営を許すことは日本国権を中国内地に及ぼさせる誘因になると決めつけ、奉天省の土地の外国人租借を厳禁して日本人の水田事業を警戒し、特に中国陸軍第二七師師長張作霖が榊原農場の権利獲得を目指していることを、落合は深く憂慮したことを見過ごしてはならない。張は日本人が北陵に占有した土地を取り戻すために日本軍隊と敢えて一戦することも辞さずと袁世凱

⁶⁷ 前掲「榊原農場ニ関スル滿鉄側申越中事実ニ符合セザル廉指摘稟申ノ件」二八〇頁。

⁶⁸ 大正四年五月一四日落合在奉天総領事より加藤外相宛第一一三号「榊原農場ニ関スル件」「JACAR:B04011165400、滿洲ニ於ケル農場経営關係雜件/榊原溥豊農園 第二卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0248-0254.

⁶⁹ 前掲「陳情請願」0260-0261.

に進言したとの噂が出たほどの状況下、落合の見解では、榊原の行為は「徒ニ支那側ノ誤解ヲ招クノミ何等ノ実益ナキ」ものである⁷⁰。

辛亥革命以降、内務府官荘、盛京戸部官荘等各種旧官荘、王公荘田、三陵附屬地、八旗官兵に与えられた随缺地、さらに伍田等の職田、旗人に与えられた旗地等が整理され、「官有地」として相次いで民間に払い下げられた。当時、中国の土地関係がかなり複雑であり、土地の丈量は常に官憲の推量により実施され、「地契」上の面積は実際の土地面積と異なることが多かった。さらに、土地の各種目により土地所有者の権利が異なり、「地契」の様式についても県によって相異があった。一九一四年、張作霖政権の下で設立された奉天全省官地清丈局は、土地制度の改善を目指す一方、「官有地」の払い下げや一般民地測量など事業を行う際、「丈地以收款為先」「收款尤不可緩」（土地測量は集金を最優先し、集金を怠ってはならない）として、経済的利益を重視する方針に傾いており、張は「官有地」の民間への払い下げによって膨大な地価収入を獲得した⁷¹。清丈局の成立には、土地制度の完備及び増収の意図があるほか、日本人が中国土地制度の混乱に乗じて中国人の土地を占有することを防止しようという張政権の決意が見られた⁷²。一方、「官有地」の払い下げにより「業主権」（土地に対する最高の権利、事実上の「土地所有権」に相当するもの）を獲得し、在地勢力の中枢を形成した地主層は、張政権の一端を支えたのに対し、張は自分の政治権力を保持するために、地主階級をはじめとする「地主商紳」

⁷⁰ 前掲「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」二五九-二六〇頁。

⁷¹ 「総局丈放山荒章程、丈放王公荘地章程」奉天官地清丈局档案、第八九九七号卷、遼寧省档案館蔵。清末民初の土地制度については、徐士圭『中国田制史略』（商務印刷館、一九三五年、九六-一〇二頁）、烏廷玉「民国初年東北大土地所有制的發展和租佃关系」（『北方文物』第二四期、一九九〇年、八三-八九頁）を、「官有地」の払い下げについて、江夏由樹「辛亥革命後、旧奉天省における官有地の払い下げについて」（『一橋論叢』第九八卷第六号、一九八七年、八六九-八八八頁）、時洪昌「清末民初奉天省旗地丈放研究」（『遼寧大学』二〇一三年、一一-三九頁）を参照。

⁷² 一方、旧清皇室は土地の実権を小作人に委ねながら、自分が名義上の土地所有者であることを利用し、土地を中国の土地制度に疎い在満日本人に商租し、不当な利益を狙って日中間の紛争を惹起したこともある（前掲『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』二七四-二七五頁）。

（地方有力者）が最も重要視する商租権反対の要求を認め、日本の土地収奪によって直接的に経済的な被害をこうむる地主階級らの権利を保護しなければならなかった⁷³。

一方、昭陵余地は都市化が急速に進展していた奉天市街地や、満鉄附属地をその中に包み込むような形で広がり、その資産価値は莫大なものであり、特に市街地の拡大に伴ってその土地の地価は将来確実に値上がりすることが予想されたため、同地域の権利が一体誰の手に帰属するかは奉天地方各界の大きな関心事となった⁷⁴。最初より溥豊公司の巨大な土地の獲得を狙って、公司の設立を非法なものとして摘発した張にとって、崔と榊原との契約は奉天中心部の広大な土地が日本人の手に渡ることを意味し、決して契約の有効性を認めるわけにはいかなかった⁷⁵。満鉄奉天公所の報告によれば、満鉄に対して張は、崔が榊原と結託して私腹を肥やすために榊原農場を計画した以上、中国官憲において崔を「追捕糾弾」する意見があると伝えながら、他の土地を提供してでも昭陵農場を回収したいと言明し、榊原農場の権利獲得を狙って積極的に日本側と交渉した⁷⁶。なお、榊原の見解では、溥豊公司の解除命令の背後に、張は溥豊公司を奪うために公司側に圧迫を加えて承租権の否認で公司の自滅を計ろうとしたことがあった⁷⁷。

ところで、一九一四年五月初め、榊原農場を事実上管理していた石塚善重は、中国陸軍第二七師が兵士を榊原農場に派遣して農場の耕作に従事する中国人苦力を逮捕拘引し、農

⁷³ 義和団運動以降、張は積極的に「地主商紳」に頼って「保険隊」を設立し、地主らの土地や資産を保護して地域の治安を維持する一方、「保険料」を請け負う方式により地主側から金を取り立てて自分の勢力を着実に伸ばしてきた。特に第二七師長に就任してから武器の購入や兵士の軍事訓練により自分の勢力伸長を図るとともに、奉天省都督張錫鑾に代わって政権を握って、進んで全省の経済実権を掌握することを企んでいた（潘喜廷『東北近代史研究』中州古籍出版社、一九九四年、六一―六四、七〇―七一頁）。

⁷⁴ 前掲江夏論文「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係―旧奉天の皇産をめぐる―」五頁。

⁷⁵ 江夏由樹「中国東北地域における日本の会社による土地経営―中国史研究のなかに見えてくる日本社会」『一橋論叢』第一三一巻第四号、二〇〇四年、二六二頁。

⁷⁶ 大正三年七月一八日加藤外相より旅順福島関東都督宛第三九号「溥豊農園ニ関スル福島都督意見ノ論拠問合ノ件」前掲『日外 T3』二六八頁。一九一四年四月二三日、『盛京時報』には崔洵生は溥豊公司の現任理事ではないから、崔の行為は公司を代表できず、崔個人は締結する契約は無効であることを掲げた一方、五月一日、奉天行政公署は崔の逮捕通令を出した（前掲『皇産』附録一、一三一―一三二頁）。

⁷⁷ 前掲「陳情請願」0259。

園付近に示威演習という妨害行為を行うことを奉天の関東憲兵分隊に報告し、憲兵を現場に派遣することを要請して農場の保護を求めた。井原真澄総領事代理によれば、事実調査の結果、同地付近は従来中国第二七師が常に演習に使用する地域であり、石塚らは中国側の普通演習を示威演習と誤解したこと、中国側苦力の逮捕事件に関しては、苦力らが喧嘩したことから瀋陽県の巡警に拘引され、取調べの上すでに釈放されたことは明らかにされた⁷⁸。第二七師の演習について落合は、師長張作霖は榊原農場の権利の獲得に腐心したため、兵士演習と称することによって榊原農場に妨害的示威運動を試みたのは張の魂胆ではないかとの疑念を抱いた⁷⁹。第二七師は榊原農場付近において普通演習を行ったのか、もしくは実際に妨害運動を行ったのかについては史料的制約によって断言できないが、このことから、張は一貫して榊原農場の成り行きを見守り、農場権益をめぐって張と日本との間に矛盾が潜んでいたことが見て取れる。

第二節 満鉄および関東都督府との対立

(1) 榊原の謝罪

落合より発した電報には、榊原に関して「粗暴」「乱暴且頑冥」「没常識」といった悪印象を示す言葉がよく使われていた。落合は、榊原が賃借権のみを有する土地においてあたかも「領土権」（「所有権」を指す）を持っているかのように行動することを批判し、もし同農場を中国側に返還せずに日本人の手に残すことになれば、農場経営者を取り換える必要があると加藤外相に進言した⁸⁰。落合と榊原との個人的関係について、福田雅太郎

⁷⁸ 前掲「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」二三六-二三七頁。

⁷⁹ 前掲「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」二五九頁。

⁸⁰ 大正三年九月三日落合在奉天総領事より加藤外相宛第一六九号「榊原農場経営ニ関シ榊原ノ行動及関東都督府ノ態度等報告ノ件」前掲『日外 T3』二七二、二七四頁。榊原は満鉄から農場買収資金、経営資金などを借りたため、榊原農場の経営は最初から満鉄の管理下に置かれ、満鉄は実際の経営権を握った。後に、榊原は満鉄の意見に従って奉天在住及び農場の直接経営を回避し、農場全般の経営を満鉄より指定する農事主任である入江一郎に任せた（大正三年一〇月二日落合在奉天総領事より加藤外相宛第一九〇号「榊原農場経営ノ委任ヲ受ケタル入江ヨリ同農場ノ保護方申出デタルニ付請訓ノ件」同前、二七六頁）。

の言葉を借りれば、榊原農場事件は「落合総領事ト榊原トノ感情問題ニ基因スルモノナルニ於テハ殊更其解決ハ一層困難ニシテ其結果モ亦益々複雑に赴ク」⁸¹、川上俊彦満鉄理事も榊原は「深く落合総領事ノ信用を損」⁸²ねた、と指摘したが、落合は「榊原其者ニ対スル信用ハ本件ヨリノ影響ニテ増減シタル次第ニ無之」⁸³と解釈した。

だが、著者のみるところ、感情的な嫌悪が落合の農場事件処理に影を落とすことは不可避ではなかったか、と推察される。一九一四年十一月一〇日、正金銀行との融資交渉が進んでいた最中、榊原は落合を訪問し、自分の不穏当な行動を謝りながら、総領事館は農場の権利を保護するよう要望した。本件については「感情ト没交渉ニシテ矢張り他ノ権利問題同様ニ取扱」う、と強調した落合は、「本官限り随時ノ措置ヲ執リ難ク」と、榊原の要求を拒否した⁸⁴。後に、落合は、榊原の態度が少し温順に変わったのは、正金銀行に対する融資交渉に在奉天総領事より口添えを得る必要があるからにすぎず、榊原が大局を妨害する場合、自分は職権上許される方法で同人を制裁すると、加藤外相に具申した⁸⁵。

一九一五年三月、榊原は弁駁書及び証拠書類⁸⁶を提出し、中国側抗議の虚偽と自分の権利の正当性を詳しく説明しながら、落合に対する不満をほのめかした。弁駁書のほか、榊

⁸¹ 「榊原農園問題ノ顛末及其解決方針要綱」「JACAR:B04011165000、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0218.

⁸² 大正三年九月二五日川上満鉄理事より小池政務局長宛「榊原農場ノ満鉄関係ニ関シ取調報告ノ件」前掲『日外 T3』二七八頁。

⁸³ 前掲「榊原農場ニ関スル満鉄側申越中事実ニ符合セザル廉指摘稟申ノ件」二八二頁。

⁸⁴ 十一月六日、榊原農場事業を共に進める伊東知也、細梅三郎両代議士は落合を訪問し、榊原の権利が確実なものであることを、総領事の公文書をもって認めてもらいたいと要請した。それに対して落合は、榊原の権利が完全なものであるかどうかは法の解釈問題であり、自分は行政官として判断すべきことではないと答え、細梅らの要求を拒んだ（前掲「榊原農場問題ニ関シ伊藤細梅両代議士等トノ会談内容報告並請訓ノ件」二八六-二八八頁）。

⁸⁵ 大正三年一二月二六日落合在奉天総領事より加藤外相宛第二五六号「榊原農場其後ノ成行ニ関シ報告並同人ニ対スル制裁ニ付稟申ノ件」前掲『日外 T3』二九四頁。

⁸⁶ 大正四年三月「今回支那側ヨリ提出ノ抗議ニ対スル弁駁書」「JACAR:B04011165300、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0129-0161、大正四年三月一〇日「弁駁書ノ証拠書類」「JACAR:B04011165200、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0044-0099.

原は「榊原農場権利根拠ノ大要」及び「榊原農場権利之根拠」⁸⁷を出し、落合に対する不満をさらに顕在化させた。榊原によれば、総領事館は自分が握った有力な証拠を読まず、自分が溥豊公司より譲り受けた強大な権利さえ知らなかったのに、自分を越権者、傲慢者の類いと決めつけ、日本官憲の力を軽視する者と思い込んだが、それは全部馬鹿げた誤解であった。以上の論調から見れば、榊原の本音は落合による農場権利の正当性の承認及び農場権利の保護を得るためであったと思われる。

（２）落合総領事と満鉄との対立

満鉄は、一九〇六年の発足時から、奉天駅の正面に一八二万坪⁸⁸の鉄道附属地を設定し、翌年四月一日、正式な営業開始とともに、行政事務も含めた鉄道附属地の経営を担当し、土地の取得貸付を行って各種の産業を奨励した⁸⁹。満鉄は鉄道の敷設や教育・衛生・通信などを整備しながら、満洲における水田経営を楽観視して水田開発や農業会社の設立を積極的に推進していた⁹⁰。一九一四年二月二八日、榊原は満鉄より「買収資金」として二万五千円⁹¹を借りて榊原農場を作ったが、事実上、満鉄が榊原農場の経営権を掌握していた。

ところで、満鉄の融資決定は落合の意見を無視して行われたことが明らかである。崔と契約する以前、佐藤満鉄奉天公所長は榊原の計画について落合の意見を求めた時、落合は将来の紛議を避けるために、この契約を中国地方官憲に認証させること、崔は溥豊公司を代表するに足る完全な権能を有するかどうかを確かめること、及び溥豊公司権利の存否を確認すること、という三点を確認した上で榊原に出資すべきだと答えた。だが満鉄本社は落合の意見を待たずして榊原に資本を融通した⁹²。後に改野耕三満鉄理事は、榊原がさらに資金の融通を満鉄に申し込んできたことに関して落合の意見を聞いた時、もとより榊原農場の正当性に懐疑的であった落合は、中国側との交渉の成り行きはまだ不明で、榊原の

⁸⁷ 「JACAR:B04011165300、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第二巻 (1.7.7) (外務省外交史料館)」0162-0200.

⁸⁸ 満鉄会編『満鉄四十年史』吉川弘文館、二〇〇七年、三九頁。

⁸⁹ 岡部牧夫編『南満洲鉄道会社の研究』日本経済評論社、二〇〇八年、三頁。

⁹⁰ 前掲姜論文「民国時期日本対東北水田投資研究—以朝鮮移民水田開発を中心」四一頁。

⁹¹ 満鉄からの融資について、詳細は「榊原貸金関係」前掲『日外 T3』二七八頁を参照。

⁹² 前掲「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」二三五頁。

行動は各方面の物議を醸している時に、さらに出資することには充分慎重な検討が必要であると答えたが、一九一四年六月一六日、満鉄は「経営資金」としてまた約二万八千円を榊原に貸与した⁹³。川上満鉄理事は、落合が榊原の退去を強制する場合、満鉄は相当の報酬を榊原に支払って農場の権利を継承すると主張した⁹⁴。満洲における農業経営に力点を置いていた満鉄は、榊原の農場経営計画を支持し、農場権利を手放したくなかった、ということが見て取れる。

（３）落合総領事と関東都督府との対立

関東都督府官制第五条によれば、関東都督自らは「特別の委任」を受けて清国地方官憲と交渉する権利を持っていたが⁹⁵、外相は都督に対する監督権を掌握し、様々な制限を設けて都督の外交交渉への関与を抑えた。在満領事の権限を強化しようと図る外務省側は、この「特別委任事項」の解釈をめぐって都督府側と激しく対立した末に、都督府（陸軍）と在満領事（外務省）との対立は長引き、満洲統治を紛糾させた⁹⁶。榊原農場事件が起こる前、落合と関東都督府との間で辛亥革命後満洲に侵入した革命派党员の取締りをめぐって軋轢が生じ、警察権や外交問題に関して総領事館と都督府との対立が顕著になっていく⁹⁷。榊原農場事件は、総領事館と都督府との対立をさらに深刻化させた。

落合から見れば、榊原は新聞記者であるが故に日本陸軍との間には人脈があり、農場経営に着手する前に経営上の障害を予想して都督府の軍人に援助を求めているとされた⁹⁸。

⁹³ 前掲「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」二六一頁。

⁹⁴ 前掲「榊原農場ノ満鉄関係ニ関シ取調報告ノ件」二七八頁。

⁹⁵ 明治三十九年七月三十一日「関東都督府官制」〔JACAR:A03020679800、関東都督府官制・御署名原本・明治三十九年・勅令第百九十六号（国立公文書館）〕

⁹⁶ 島田俊彦『関東軍－在満陸軍の独走』中央公論社、一九六五年、一二頁。

⁹⁷ 具体的には、前掲井上論文「在奉天総領事落合謙太郎－在奉天総領事の見た満洲問題」を参照。

⁹⁸ 前掲「榊原政雄ノ溥豊農園経営着手ニ関スル件」二三六-二三七頁。『満洲日日新聞』は満鉄より発行され、関東都督府及び満鉄の機関紙として役割を果たすことに鑑みると、同新聞の記者である榊原は関東都督府や満鉄と密接な関係を持っていることが考えられる。

加藤外相宛報告において、落合は、今までの調査によると、都督府陸軍部は榊原事業の庇護を当地の部隊に求め、満鉄を勧誘して資金を榊原に貸与させ、榊原の事業を積極的に助成したことは明らかであったと指摘し、都督府が榊原農場の利害を自分と協議せず、軍隊さえ出して榊原を庇護したことを批判した。同報告によれば、一九一四年六月二七日、福島都督は帰任の途中落合を訪問し、榊原農場はかなり広大な土地で、これが日本人の所有となれば喜ぶべきではないかと述べたが、落合は、榊原農場の正当に認められた土地は「猫額大」の土地にすぎず、区々たる利益のために大局を害することは断じて認められないと反論した。また、落合は加藤外相に、「説諭」により榊原の行動を円満に取り締まることは無理であり、その行動を掣肘するために裁判や在留禁止以外には途が残されないが、榊原と福島都督との密接な関係を考えれば在留禁止は実際に行い難く、残った方法は裁判により榊原の非違を正して刑事上の責任を負わせるほかはないと報告し、総領事館が責任を持っている鉄道附属地外の事柄については関東都督府が介入しないよう訓令することを求めた⁹⁹。

七月二九日、加藤外相は福島に、榊原農場は諸般の関係上に悪影響を及ぼす恐れがあるから、同農場を一定の条件で中国側に返還することは得策ではないかと福島の意見を求める一方、今後同事件については予め落合に通報して事件処理上の便宜を図るようつけ加えた¹⁰⁰。福島は榊原農場のような権益拡大の可能性のある事案に対して抑圧を加えることは逆に日本人の「海外発展的鋭気」を挫折させる恐れがあるとの見地から、同問題の解決を「急カサル御方針ヲ採ラルル方得策ニアラスヤ」と答え、あらゆる手段で日本の満蒙権益を保護発展させるべきだと示唆した¹⁰¹。一九一二年、満洲への農業移民を促進するために、福島は先頭に立って山口県民十九戸を大連金州に送って最初の移民試験村である「日本移民模範村・愛川村」を組織したこと¹⁰²、榊原農場を総領事館、守備隊、郵便局、警務

⁹⁹ 前掲「榊原政雄溥豊農園経営ニ関シ詳報並関東都督府及満鉄ニ注意方稟請ノ件」二六一-二六三頁。

¹⁰⁰ 大正三年七月二九日加藤外相より福島関東都督宛第四四号「溥豊農園ニ対スル満鉄ノ融資及憲兵派遣ニ関シ詳報方並同園ノ中国側還付ニ関シ意見申出方訓令ノ件」前掲『日外T3』二六九頁。

¹⁰¹ 大正三年八月五日福島関東都督より加藤外相宛第二六〇号「榊原経営ノ溥豊農園ニ関シ意見申出ノ件」前掲『日外T3』二六九-二七〇頁。

¹⁰² 靳宝民、王国義「日本移民侵略的先駆一金州『愛川村』的入植及失敗」『遼寧師範大学学报』一九八八年第四期、八五-八六頁。

署等と並べて巡視すべき場所に列記して庇護する態度をとったこと¹⁰³から見れば、福島は日本の満洲発展、特に榊原農場の権益をどれほど重要視したのかが伺える。

小結

第一次世界大戦の勃発及び対華二十一カ条要求問題により榊原農場事件の交渉は一度停滞した。一九一五年九月二七日、落合は在伊大使館参事官として離任した時、榊原農場事件は十分な方針を打ち出せないまま残されていた。

一九一三年阿部守太郎外務省政務局長の「支那に関する外交政策の綱領」¹⁰⁴は、満蒙問題の平和的な解決によって利権の伸長を図り、領土獲得の企図を排除すべき旨を指摘した。落合は満洲権益の発展において中国との親善関係を重視し、軍事力の行使など強硬な方式ではなく、平和的方法で問題の解決を模索し、以上の方針を誠実に遵守してきた。榊原農場について落合は当初より相当の警戒感や疑義を抱き、榊原の権利獲得の不条理や違法性などを繰り返し指摘したが、中国側の抗議に際しては榊原農場に関わる日本の既得権益を断固保護し、榊原の権利を否認したことは一度もなかった。落合は榊原の行動を容赦なく非難したが、その本質的な原因は、榊原の強硬な農場経営や中国側農民への圧迫が中国官民の反感を増大させるばかりでなく、日本の在満権益の維持拡大まで大きな障害を招き、他の外交交渉¹⁰⁵にも負の効果をもたらすことに求められる。一方、落合は中国側の対日不信や排日的動向を深く危惧し、張作霖の動きを見守りながら、時局変化や情勢に従って対中国政策を立案し、日本軍部が榊原の暴挙を庇護するかのような誤解を与えない範囲で、満洲における土地獲得や邦人の経済活動を促すべきだと判断した。

榊原農場事件は、土地問題をめぐる日中間の対立を不可避免的に惹起する一方、この問題を通して日本の満蒙経営をめぐる見解の多様性が見て取れる。関東都督府や満鉄の本来の職務とは無関係であるはずの榊原農場事件に関して、落合は、在奉天総領事館を中心にし

¹⁰³ 前掲「榊原農場経営ニ関シ榊原ノ行動及関東都督府ノ態度等報告ノ件」二七一頁。

¹⁰⁴ 前掲『日本外交年表並主要文書（上）』三六九-三七六頁。

¹⁰⁵ 例えば、当時日中間が交渉していた奉天省五百万円借款案に関する日本が主要条件として提出した農業合弁の要求は、榊原の行動により直接的に不成立となったとはいえないが、少なくとも同人に対する物議は該条件に関する中国側の態度を翻させるに重大な障害となることを落合は認めた（前掲「榊原農場ニ関スル満鉄側申越中事実ニ符合セザル廉指摘稟申ノ件」二八三頁）。

て問題解決のイニシアチブを握り、外務省の指導下で総領事館が主導的な役割を果たして外交手段で問題の解決を試み、本省に対しても積極的な政策提言を行い、外務省による外交一元化を追求していた。関東都督府と満鉄の独断専行を抑えて総領事館を援助しようと本省に再三申し入れ、外相からの具体的な指令を辛抱して待ちつつ、落合は総領事館への協力を機会あるごとに関東都督府及び満鉄に求めて都督の外交問題への介入を排除しようとした。榊原農場の既得権益を断じて諦めず、当該農場を合法的な権利とみなし、積極的に保護しようとする関東都督府や満鉄とは違って、落合は条約、証拠を重視し、法令を順守して日本側の権益を擁護しようとした。

それゆえ、落合のやり方は中国本土への積極的進出や日本の満蒙権益を熱心に追求する対中国積極進出論者に厳しく批判された。一九一四年一二月三日、『遼東新報』は榊原農場事件を次のように報道した。

北守南進は日本の大勢、満洲も此上東蒙古を形付ければ夫れで一時中入りの態となること之から追々富源豊かな支那本部へ乗り出すは立国の大計上、平和の施設上、止むを得ぬ勢ひと考へる（中略）満洲の土地使用権杯も百尺竿頭一步を進めて国民の永住心を喚起する様に願ひたい。近い例が奉天の榊原農場に対する或方面一時の圧迫の如きは決して国民の進取心を鼓舞する所以で無い。大事の前の小事とか、事を成すには慎重を要するとか、當局者の弁解には又色々古臭い口実がある（中略）独英米杯の外交家が其国民の利益を保護するに手段を選ばず猛烈に突進する所から見ると彼の如きは聊か物足り無い気がしてならぬ。国民の利益を見ること自家の利益の如しと云ふ當局者の輩出するので無くちや国民の海外発展も甚だ以て覚束ないものだ¹⁰⁶。

この記事の背景には、第一次世界大戦中、欧米列国の極東からの後退は中国本土への積極的な進出、及び日本の満蒙特殊権益の強化を行いうる絶好の機会であるという認識は広がって、対中国強硬外交論が体制を支配していたことが考えられる。このような情勢下に落合は敢えて一定の条件のもとに同農場を返還することを提案したことは、満蒙の植民地経営や海外発展に専念した、急進的な対中国積極進出論者にとっては確かに消極的で、頗る不満足なものであった。だが、合理的かつ理性的な対中国外交を追求している落合自身の基準によれば、日本人は満洲における土地獲得に関して条約上の基礎を持たず、日本の土地獲得に対し中国側の態度は次第に強硬となった状況下、榊原農場という目先の利益を強引に獲得するのではなく、長い目で全局の利益を計算し、満洲、ひいては中国内地にお

¹⁰⁶ 『遼東新報』大正三年一二月三日。「JACAR:B04011165000、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0247.

ける日本人の農業経営や土地買収を促進することは、満洲における土地問題の解決及び満蒙権益の維持拡大を実現する有効な方式であるといっても過言ではない。

第二章 矢田七太郎在奉天総領事代理と榊原農場返還事件

序

前章で述べたように、落合は榊原の乱暴な行動を非難しつつ、条件付きの榊原農場返還を促してきたが、第一次世界大戦の勃発及び対華二十一カ条要求問題により、榊原農場に関する「換地案」や民有地返還問題は暗礁に乗り上げ、矢田七太郎在奉天総領事代理の時期に持ち越された。

一九一五年五月二五日、「南満東蒙条約」の締結と同時に、中国側は条約実施準備の都合上、商租権の実施を調印後三カ月間延期することを求め、日本側の承諾を得た¹⁰⁷。九月二三日、矢田は在奉天総領事代理として奉天に着任した時、「南満東蒙条約」は正式に発効した。日本側は土地商租権の獲得に伴う満蒙内地への進出に重きを置いたのに対し、対華二十一カ条要求の最後通牒をきっかけに、中国各地で激しい排日運動が起こってナショナリズムの巨大なエネルギーが解放された。一方、土地商租権は法律上認められたものの、商租権施行細則は不明瞭で、商租権をめぐる日中間では様々な利害対立が絡んでいた。

このような複雑な状況下で、一九一五年九月から、榊原農場の中国側返還交渉は開始され、一一月、例の百町歩水田の留保を一つの条件として、榊原側は溥豊公司側と農場返還契約を締結し、翌年二月、榊原農場は中国側に返還された。農場返還をめぐる日中交渉の経緯は江夏由樹の詳細な研究に譲るが、本章では、榊原農場返還事件をめぐる矢田の対中国交渉に焦点を当てて検討することにより、土地商租権に関する矢田在奉天総領事代理の認識を検討しつつ、矢田から見た榊原農場事件の特質を考察してみたい。

第一節 榊原農場返還事件の前史

(1) 矢田による商租権問題交渉

「南満東蒙条約」実施の猶予期間において、一九一五年六月二二日、北京政府は大統領令をもって「懲弁国賊条例」を公布し、また、内務部より「商租地畝須知」（以下「須知」）を制定して奉天省と吉林省の地方官憲に内達し、日本側の商租権獲得に抵抗してい

¹⁰⁷ 前掲『日本外交年表並主要文書（上）』四一三頁。

る姿勢を示した。「須知」によれば、「第一条、土地商租事項に関しては条約の規定する所に依り地方官吏は応に以下各条に按照し注意辦理すべし。第二条、租地は典押（質に入れる）又は売買の意義を包含せず只僅に収益使用权を有するのみ其の土地所有の權利は仍ほ之を地主に属せしめ承租人（地主から商租をした人）は之を享有するを得ず。第三条、商租とは平和に商量地主の同意を得るの謂にして強迫に渉るが如きは即ち商租と謂ふを得ず。第四条、期限は人民の自訂に任せ三十年を以て極限と為す満期に至り地主に於て商租を好まざるときは自由に停租すべし。第五条、土地を利用し商工業の建物を建設し、或は農業を経営するは其の商租土地の範圍を以て限りとなし其の応用及需要の程度を逾ゆることを得ず（中略）第七条、土地を商租する時は別に定めたる契紙及租地用紙を遵用し之に印紙を貼用すべし（中略）第一二条、清皇室の私産及王公府第旗の私産にして原と小作人、（佃戸）あり増租奪佃すること能はざるものは小作人が租關係を脱退せざる限り其の地主は之を出租することを得ず。第一三条、商租したる地上の建物に関する事項は左の如く注意すべきものとす。（甲）地を租して家屋を建築するには地主に商議し其の同意を得るを要し期限満了したるときは該建築物は地方の習慣に従ひ地主の所有に帰せしむ。

（乙）地を租して家屋を建築し又は家屋を承租し若くは之を修理するには地主に商議し其の同意を得べく期限満了後該建築物又は修理家屋の取払を原則となすものにして地主が其の譲渡を希望するものは之を許すべく其の取払に際しては原状に復歸すべきものとす。

（丙）農工業の租地にして租地者の自ら建造せる井戸及仮建設の橋梁、堤防等に対し期限満了後地主が必ず買収せんとするときは双方より評価人を選びて之を評価せしめ若し地主が關係なく買収の意なきものは之を強ふることを得ず又取払はざるべし（省略）」のである¹⁰⁸。このように、中国側は、商租権の權利内容・適用範圍を極度に制限することにより、日本側の土地商租権の獲得を禁止しようとした。それゆえ、「須知」は、日本側において「商租権実施の邪魔物」¹⁰⁹として激しく非難された。

一二月二七日の石井菊次郎外相宛電報によれば、奉天交渉員馬廷亮は矢田を訪問し、中国政府が制定する土地商租に関する規則書（「須知」など）を提出し、これら規則はすでに北京において日本側と商議済みであったとほのめかした。それに対し矢田は、「南満東蒙条約」の実施に伴う諸般の手續きに関して外務省は目下真剣に考究し、近いうちに中国側と協議するつもりであるが、中国側は日本との協定を待たず、随意に日本人の權利利益に関わる諸規則を制定し、直ちに実行に移すことは納得できないと非難した。一方、矢田は私見として「土地商租心得」を同電報に提出した。「土地商租心得」によれば、矢田

¹⁰⁸ 今井豊蔵編『大満洲国』東亜事局研究会、一九三三年、四〇九-四一一頁。

¹⁰⁹ 南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満蒙要覧』一九二九年、九二頁。

は、「須知」の第二条に関して、土地商租は抵当権質権売買の意義を含めず、単に土地の収益使用の権利のみを許し、土地所有者の権利は地主に属し、承租人は所有権を享有していないことを認めた。「須知」の第三条について、商租は強迫ではなく、平和に商量したうえ地主の同意を得るべきものであることを認めた。「須知」の第四条に関して、商租期限は三十カ年をもって最大限と為し、期間終了の場合に地主がその契約を更新したくないなら、自由に商租を停止できることを認めた¹¹⁰。矢田は、「須知」を全面的に否認せず、その大半を認めたといえよう。

一方、矢田は「須知」の中で日本人にとって不便不利な点、例えば、第五条において、土地商租の目的を限定するとしても、その解釈により紛争を起こす恐れがあり、また、土地の範囲を当事者間の自由協定で決定しなければ、業務の発展に従って所要地を拡張しようとする場合には、借主の不利を招く恐れがあるような条項について、その改正、削除を中国側に申し入れるべきだと主張した。また、第七条に関して、日本側はその印紙税法を承認しないため、印紙貼用の規定を訂正すべきだと述べた。続いて矢田は、「須知」の第一三条は、商租地に建設した建物や橋梁堤防などの期限満了後の処分を規定したが、結局全ての場合において地主が無償無条件で建物などを引き受けて所有することになることを指摘した。奉天交渉署は当該条項が地主のために制定されたと解釈したのに対し、矢田は、中国側の慣習において「借地不拆屋」（租借した土地において建設した建物を取り払らない）の俗語があり、決して無償で建物などを地主に引き渡すわけではないと反論した。解決策として、矢田は、建築費を租借料より差し引くこと、あるいは期限満了後、地主が建築費を承租人に給付することなどを挙げ、契約双方の協定に譲るべきだと主張した¹¹¹。このように、矢田は地主のみの利益のために制定する条目を疑問視し、契約者双方の自由協定に基づいて商租の詳細を定めるべきだと主張し、日本人の土地商租権を最大限保障しようとしたことが伺える。

¹¹⁰ 大正四年一二月二七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第三四九号「支那側制定ノ土地商租ニ関スル規則書等送付ノ件」「JACAR:B04011178400、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0007-0013. 石井外相は、中国側が主張した規則書に関して日本政府と協議済みであることを否認した（大正五年一月一五日石井外相より矢田在奉天総領事代理宛第5号「支那側制定ノ土地商租規則書ニ関スル件」同前、0041）。

¹¹¹ 大正五年二月二〇日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第四三号「支那側制定ノ土地商租規則ニ関スル件」「JACAR:B04011178400、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0042-0045.

一九一六年七月二〇日の石井外相宛電報には、矢田は、馬交渉員は土地商租規則に関して総領事館と協議・決定の上実施すべき旨を伝えたことを報告しながら、中国側の要求に応じるかどうか、と外相の意見を聞いた。それに対し石井外相は、非公式で中国側の希望に応じて適當の規則を設定することは差し支えないと判断し、慎重に調査した上で何らかの返事をするよう矢田に指示すると同時に、規則調査書に関する在滿各領事の意見を求めた¹¹²。七月三十一日、馬は、日本側はまだ「須知」を在滿日本人に適用しないことに鑑み、正式な協定を結ぶまでの「簡易弁法」として、日本人が土地を商租する時、地方県知事の調査により関係土地に関して何ら葛藤もないことが判明する限り、商租契約を許可する旨を表明し、「須知」を速やかに日本人に守らせるよう矢田に求めた。だが、矢田は、県知事が不誠実な調査を行い、商租契約の成立を阻害して在滿日本人に損害を与えかねないとの見地から、「簡易弁法」が不要だとみなし、従来通り土地商租を取り扱うべきだと石井外相に進言してきた。それに対し、石井外相は「簡易弁法」の実施がかえって日中間に紛争を醸すことを恐れ、矢田の建言を採用する一方、日本側はせつかく土地商租規則を論議している際に、あれこれ論議を重ねて問題を複雑することをしないよう中国側に説示することを矢田に命じた¹¹³。こうして、土地商租権については、現地の意見が通る場合があると推察することができる。

その後、矢田は改めて「須知」全一四条について逐条的に修正を加えた。矢田はまず、日本人の権利利益に関する実質的規定を含む商租規則を公布して日中両国民に周知させる必要があることから、表題中の「須知」を「章程」と改め、「土地商租契約ハ本法ニ準拠

¹¹² 大正五年七月二〇日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第二九二号「件名なし」、同二一日石井外相より矢田在奉天総領事代理宛第九四号「件名なし」 「JACAR:B04011178400、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第一卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0046-0048。外務省は、中国側が提示した細則の内容形式ともに不完備であるのみならず、商租に関する根本觀念と抵触する内容は多く、特に土地に関する制度や旧慣が不統一であり、商租規則は日本人の権利関係、事業の發展上に重大な影響を与えるため、慎重な実地調査を行うよう在滿各領事に命じ、中国側の要望を消極的に対応した（「JACAR:B13081141700、最近支那関係諸問題摘要 第1卷（第54議会用）（交渉問題）（議AJ-14）（外務省外交史料館）」SP168.5-8）。

¹¹³ 大正五年八月七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第一二七号「土地商租手續ニ関スル件」、同一六日石井外相より矢田在奉天総領事代理宛第五四号「土地商租手續ニ関スル件」 「JACAR:B04011178400、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第一卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0052-0056、0057-0058。

スルコトヲ要ス」ことを加えるべきだと主張した。商租権の性質について矢田は、商租権を典押、売買をではなく、土地の使用、収益であると主張する中国側の解釈は「南満東蒙条約」の精神に反して日本側の不利益になるにもかかわらず、中国側はこの項目を重要視し、しかも商租の概念を曖昧なままに解釈することは不可能であり、さらに典押、売買が商租の名の下に実行されることは従来の実例に鑑みると、必ずしも困難ではないから、むしろ中国側に譲歩し、商租は土地の売買を含まないことを明確に承認する代わりに、期限の無条件更新など必要で有利な規定を明記し、日本の希望する土地所有権の実効を収めるべきだと強調した。矢田によれば、商租は単に制限物権（目的物を一定の限られた目的のために利用し得る物権）である旨を明らかにしながら、典押を商租の名に設定し得るよう努め、満洲において土地の売買は不要式行為（特に方式を必要としない法律行為）であるという慣習に従って商租をも不要式行為に設定すべきだという。また矢田は、商租の概念を「土地商租ハ他人ノ土地ノ上ニ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル為又ハ農業ヲ経営スル為必要ナル権利ヲ設定スル行為ニシテ当事者ノ合意ニヨリ成立ス」と定めるのが得策だと主張し、「地主ノ同意」や「商租ノ目的上ノ制限」を削除し、「土地商租ノ存続期限ハ三十年以下トス但シ期限ハ無条件ニ之ヲ更新スルコトヲ得」、「期限更新ノ場合ニハ商租権者ハ其旨日支両国官憲ニ届出ツヘシ」など内容を加え、「商租権者ヲシテ實際上土地所有権者ノ地位ニ立」つべきだと述べた¹¹⁴。このように、矢田は、土地商租権の本質は土地所有権ではないことを認めたものの、実際には土地所有権と近い実効性、つまり「虚を捨てて実を取る」ことを求め、日本にとって不利益な項目を巧みに削除し得るように工夫したことが伺える。

ところで、矢田は日本人の土地商租権の獲得を熱心に追求しているとはいえ、土地を強引に商租するつもりではなかった。彼は商租権の獲得に関して「種々小策ヲ弄シ政府ノ実力的保護ヲ受ケ高圧的ニ支那官民ヲシテ已ヲ得ス商租ノ事実ヲ黙認セシメントスル」ことを批判する一方、商租権問題において中国官憲は農民の利益を保護するよう努めるだけで、必ずしも理不尽に日本の主張を排斥しようとするわけではないと声明した¹¹⁵。矢田と

¹¹⁴ 大正五年一一月一日矢田在奉天総領事代理より寺内外相宛第二〇三号「支那土地商租規則ニ関スル件」「JACAR:B04011178500、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0140-0156。

¹¹⁵ 大正五年七月二〇日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第一四七号「遼中県太興合名会社商租地紛擾ニ関スル件」「JACAR:B04011168900、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0159-0163。日本側太興合名会社（監督は浜名寛祐）は

しては、商租権問題を有利に解決するよう努めたが、徒らに術策を弄して一般日中人の同情を失い、ひいては他の比較的真面目な商租権者に悪影響を及ぼすこと、もしくは脅迫手段をもって威圧したり、日本の警察や軍隊の力をもって商租権を強引に解決したりするようなことは断じて認められないと強調した¹¹⁶。

さらに、矢田は、従来各地に多くの土地商租問題が発生したのは、南満洲における土地制度の不備に乗じて「一攫千金ノ暴利ヲ得ントスル不真面ナル事業ニシテ事毎ニ支那官民ノ反抗ヲ買ヒ邦人ノ健全ナル発展上面白カラサルモノアリ次第」のように見受けられる、と本野一郎外相に報告した。矢田によれば、張作霖（奉天督軍兼奉天省長）は正当な手続きにより相当の地価で土地を商租しようとする者に対しては、便宜供与を惜しまない旨を繰り返して声明し、日本人の土地商租を一律排斥しようとするわけではないという。つまり、中国官憲は、信用を有しない日本人は悪辣な手段を弄し、地方農民の経済状況を激変させようとするれば、極力商租の成立を妨げるべきだのに対し、相当の地価をもって着実に経営しようとする日本人の土地商租を妨害するまでには至っていないという。最後に矢田は、商租問題について日本官憲が十分な援助を与えて有利に解決しなければ、南満洲における一般商租権の獲得が阻害されるとの意見は「杞憂ニ過クルモノ」であるのみならず、このような官憲の援助はむしろ軋轢を生じて真面目な事業家の商租を妨害しかねない、と強調した¹¹⁷。矢田にとって、在満日本人は中国側の信用を失わないように、正当な方法で

中国側太平寺住職本瑞と土地商租契約を締結したが、奉天交渉署は本瑞が皇室財産である当該土地を処分する権利がないとして、同契約の無効を主張した。商租の正当性を唱えた会社側は当該商租を阻止する中国側との間で一連の紛争が起こった。会社側の「武装的進取主義」で中国側の商租権妨害運動を弾圧すべき要求に対し、矢田は強硬な行為はかえって農民たちの反感を挑発して大局を妨害する恐れがあると判断し、会社側より領事館警察急派の要求を拒絶しながら、積極的な作業を見合わせるよう会社側に求め、平和的方法で問題を解決しようとした（同事件について、前掲臼井「南満東蒙条約の成立前後—二十一箇条条約の一解釈—」は詳しい）。

¹¹⁶ 大正五年十一月一四日矢田在奉天総領事代理より小池政務局長宛「番号・件名なし」
「JACAR:B04011168900、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0214-0219.

¹¹⁷ 大正五年二月八日矢田在奉天総領事代理より本野外相宛第二二五号「土地商租ニ関シ支那官憲ノ意向報告ノ件」
「JACAR:B04011169100、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第一巻（1.7.7）（外務省外交史料館）」0351-0352.

商租権を獲得し、中国側に猜疑心を抱かせることは避けなければならないことが読み取れる。

（２）商租権に関する張作霖の態度

当時の張は、第二次満蒙独立運動に際して宗社党¹¹⁸と「蒙匪」の取締り及び鄭家屯事件をめぐる対日交渉に重点を置きながら、日本の対応を懸念していた。第二次満蒙独立運動に際して矢田は「我軍憲ノ威力ノ陰ニ隠レテ試ミントスル不体裁ナル奪掠的小暴動」が成功の見込みもないことを強調する一方、石井外相の指示に従って、張と密接な接触を保ち、張接近工作を行いつつ、日本を頼る以外に道のないことを張に納得させようとした¹¹⁹。日本との関係がいつそう緊張してきた状況下では、張は中日間の武力衝突を可能な限り回避し、協議によって事態を収めるとともに、過激な商租権妨害運動は日本に武力に訴える口実を与えることを深く憂慮し、土地商租権を露骨に妨害することを回避し、対日交渉を慎重に対応しつつあった。また、張は「通知各国領事使知我奉省有实在保護外人能力免致藉詞自衛出而干涉」（外国が「自衛」を口実にした対中国干渉を防ぐために、奉天省政府が外国人を適切に保護できることを各国領事館に通告すること）を訓令した¹²⁰。

¹¹⁸ 宗社党は、辛亥革命後、清朝の皇族である良弼、愛新覚羅溥儀らを中心に結成された、清朝復活や満蒙独立を企てた団体である。天津・東三省などで秘密活動を展開し、袁世凱からの復権を目指した。川島浪速ら大陸浪人と密接な関係を結び、一九一二年と一九一六年の二度にわたり満蒙独立運動を企てたが、日本政府の方針転換と袁世凱の死去などにより失敗に終わった。満蒙独立運動に関しては、栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」（前掲『対満蒙政策史の一面』一三九—一六一頁）を参照。

¹¹⁹ 大正五年三月一七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第五九号「件名なし」、同四月九日石井外相より矢田在奉天総領事代理宛第四六号「件名なし」
「JACAR:03050740900、袁世凱帝制計画一件（極秘）/満洲挙事及宗社党ノ動静（極秘）松本記録（1.6.1）（外務省外交史料館）」0392-0393、0408）。なお、矢田は日本の援助のもとに、張による満蒙独立を図ることを支持したのに対し、一九一六年五月二七日の大陸浪人の策動による張作霖暗殺未遂事件などことは張の対日不信感を募らせていった。満蒙独立運動について、栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動」（『国際政治』第六号、一九五八年、五二—六五頁）を参照。

¹²⁰ 遼寧省档案馆編『奉系軍閥档案史料彙編（第二冊）』江蘇古籍出版社、一九九〇年、四一—八頁。

ようやく奉天省の実権を握った張にとって、日本の武力干渉で自らの基盤が掘り崩されることは、最も警戒すべきものであったが、自分の満洲支配には、日本の力を利用する必要があったため、張は日本側の要求¹²¹に基づいて高まった反日感情を抑えざるをえなかった。その結果、東三省各地で排日運動や日貨排斥運動が盛んに行われた中で、奉天省内では排日風潮は高まったわけではなく、他地域よりの扇動はあまり効を奏さなかった。一方、地方有力者の商租権反対の要求に対して何らかの対応を迫られた張は、商租権反対運動に同調する姿勢を示したことにより、彼らの支持を固めた。張は、承租人が土地に関する一切の課税を納付する代わりに、最初から商租料を引き下げることが地主に要求すべきだという内容を「須知」に加えることを主張し、表面上在満日本人を公平に扱うように見えたが、その本音は、承租人の商租料を引き下げる要求が地主にとって不利益となることを利用して未然に防ぎ、地主側の土地を外国人に商租する意欲を失わせ、ひいては国権を全うしようとするにある¹²²。また、日本側に対して、張は「須知」が「原来外人ヲ保護シテ其ノ詐ヲ受ルヲ虞レタルヨリ設ケタルモノ」とであると解釈した¹²³。一九一六年一月二日、張は中華民国外交部に対し、日本人が土地を商租する場合、必ず商租の件を地方の県知事に言明して「査無糾葛始準立契」（何ら葛藤もないことが判明して初めて、契約

¹²¹ 例えば、当時、北京において交渉中で、しかも平和解決の見込みのある鄭家屯事件に関して、矢田は、地方の排日運動を刺激することは結局中国側の不利益となるため、慎重に対応するよう関係者（奉天省議会など）を説得することを張に勧告した（大正五年一月三日矢田在奉天総領事代理より寺内外相宛第四八四号「件名なし」「JACAR:B07090244000、鄭家屯ニ於テ日支軍隊衝突一件附川瀬巡查叙勲ノ件 第二巻（5.1.4）（外務省外交史料館）」0370）。のちに、張は外交問題の解決に関して、地方議会の容喙を許さないことを厳命した。同事件に際して張は「日本帝国主義の機嫌をとる」として批判される一方（常城主編『張作霖』遼寧人民出版社、一九八〇年、七二頁）、張は積極的に日本に対抗し（車維漢「張作霖与鄭家屯事件」『近代史研究』一九九二年、九六一一〇四頁）、矢田は張の言動に翻弄されるという指摘もある（前掲井上論文「在奉天総領事代理矢田七太郎一在奉天総領事の見た満州問題一」六四頁）。

¹²² 「収奉天巡按使『張作霖』咨（第九五八号档）」李毓澍『中日関係史料二十一条交渉（下）』台湾中央研究院近代史研究所、一九六六年、八六八頁。

¹²³ 前掲大正五年八月七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第一二七号「土地商租手續ニ関スル件」。

を締結できること）であることを進言した¹²⁴。このように、張は表面上日本人の土地商租権を認めながらも、実質的には地方官憲の統制下で承諾をもって商租契約を確立すべきことを強調し、煩雑な手続きにより商租権の施行を間接的に妨げようとしたことが伺える。

第二節 榊原農場返還事件と矢田の対応

（１）榊原農場返還に関する矢田の態度

一九一五年九月、奉天省政府側代理人である張煥柏¹²⁵と榊原側代理人である細梅三郎、原口聞一との間で、榊原農場の返還交渉を本格的に開始した。九月二九日の大隈重信外相宛電報で、矢田は、榊原農場事件の解決について中国側（主に瀋陽県知事）は榊原の代理人である細梅三郎、原口聞一との間で、農場返還の下相談がほぼ纏まり、榊原の同意を待っていることを報告した¹²⁶。田交渉員時期の民有地返還紛争、榊原農場の経営は将来必ずしも有利にならないという原口らの主張、さらに満鉄も榊原農場返還に同意していること¹²⁷に鑑み、矢田は榊原農場の中国側返還に賛成し、交渉の速やかな妥結を目指していた

¹²⁴ 「収奉天巡按使『張作霖』咨（第一〇〇六号档）」前掲『中日関係史料二十一条交渉（下）』九四二頁。

¹²⁵ 張煥柏は昭陵余地、溥豊公司の重要な利害関係者の一人であり、奉天政界とも深い関係を有していた。張煥柏の生家である張家は奉天屈指の大地主と言われた。張家については、江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」（『一橋論叢』第一〇二巻第六号、一九八九年、八四二-八六〇頁）に詳しい記述がある。

¹²⁶ 大正四年九月二九日矢田在奉天総領事代理より大隈外相宛第一七一号「榊原農場問題解決方ニ関シ内相談略ホ纏リタル旨報告ノ件」外務省編『日本外交文書』大正四年第二冊（以下『日外 T4』）外務省、一九六六年、五八六頁。

¹²⁷ 溥豊公司との間で締結した関係書類は、満鉄からの借入金の担保として満鉄本社に預けられたため、農場の中国側返還交渉において、満鉄の同意が必要である（前掲「陳情請願」0268）。

¹²⁸。それに対し大隈外相は、農場の返還に同意する意向を伝えた¹²⁹。その一方で、九月二十九日に、榊原農場小作人塘添幾松が同農場において窃盗中の中国人を殴り殺した事件が起こり、事件の裁判をめぐって奉天交渉署と総領事館との間では相違があり、榊原農場問題がいつそう複雑化した¹³⁰。

奉天城及び満鉄附属地を取り囲んだ榊原農場（昭陵余地の全部）は、帝国満蒙発展の総根拠地とでもいうべき重要地であると考えた陸軍側は、軍事国防の視点から日本人が榊原農場を占有することを希望したのに対し、外務省と出資者である満鉄は、ともに榊原農場の返還を認めた。榊原は農場の中国側返還を重ねて拒絶したことに対して、矢田は「満鉄総裁中村男ヨリモ本件交換ヲ自分ニ依頼セラレタリ福島、福田両將軍ニ対シテハ自分ヨリ詳細書面ヲ以テ了解ヲ求ムベク」と語りながら、後藤新平も本件交換条件は相当有利なものであると考え、中国側には誠意があれば交換すべきだと主張したことを挙げ、極力農場の返還を榊原に説き勧めた¹³¹。矢田は積極的に働きかけた結果、一九一五年十一月二二日、溥豊公司側は二十万円の金額をもって榊原第一第二農場及び一切の建築物（百町歩水田を除く）を買収し、同契約は総領事館と瀋陽知事の承認を得た¹³²。

だが、契約締結後、中国側は契約の付帯条件を履行しなかったため、榊原側は農場の経営を閉却するのは忍びがたいとして、漸次小作契約を結んで既成事実の積み重ねによる農場経営を進めようとした。それに対し石井外相は、せっかく中国側との間に問題解決の緒を開いたとき、再び紛争を招いて諸般の関係上に悪影響を及ぼすことを懸念し、問題を速やかに円満に解決することは双方にとって極めて得策であると考え、その後の成り行きを本省に報告するよう、矢田に指示した¹³³。

¹²⁸ 大正四年一〇月四日矢田在奉天総領事代理より大隈外相宛第一七五号「榊原農場問題解決ノ妥協成立方ニ関シ請訓ノ件」前掲『日外 T4』、五八六-五八七頁。

¹²⁹ 大正四年一〇月五日大隈外相より矢田在奉天総領事代理宛第一一〇号「榊原農場問題妥協成立方尽力アリタキ旨訓令ノ件」前掲『日外 T4』五八七頁。

¹³⁰ 大正四年一〇月八日矢田在奉天総領事代理より大隈外相宛第一八二号「榊原農場小作人ノ中国人殴打致死事件取扱振ニ関シ請訓ノ件」前掲『日外 T4』五八七-五八八頁。

¹³¹ 前掲「陳情請願」0261.

¹³² 「契約書」及び付帯条件は、大正四年一二月二日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第二九七号「榊原農場売戻ニ関スル件」前掲『日外 T4』五八八-五九四頁を参照。

¹³³ 大正五年二月三日石井外相より矢田在奉天総領事代理宛第九号「榊原農場買戻契約附帯条件履行ノ模様ナキニ付其後ノ成行問合ノ件」外務省編『日本外交文書』大正五年第二冊（以下『日外 T5』）外務省、一九六七年、七七五頁。

石井外相の指令に対して矢田は、一九一六年一月、瀋陽県知事は、契約調印から四十日以内に、榊原側は農場内の小作人らを立ち退かせるべきだとして、榊原側に義務の履行を促すよう総領事館に求めたことを報告した。一方、原口らによれば、榊原は付帯条件に不満足であるにもかかわらず、中国側代理人である張煥柏はすでに前年の一二月三十一日において、中国側の手続きがまだ完了していないことを理由に、付帯条件について履行延期を申し出たという。矢田の報告によると、原口らが、付帯条件中の興京撫順間の軽便鉄道問題や森林経営問題などに重きをおかないことは漠然たる契約書による明らかにされたが、榊原の強硬な態度で付帯条件が具体化され、今、交渉が進められ、残った問題は三陵衙門と北京内務府¹³⁴が本件買い上げを許可するかどうかということであった。さらに、矢田は、瀋陽県知事は当該土地の所在地の村民を呼び出し、榊原農場の払い下げを希望する旨の書面に調印した上で同書類を三陵衙門に提出したこと、三陵衙門は榊原農場を買収した上で払い下げるべき旨を内務府に上申したことを石井外相に報告し、「本件ハ容易ニ解決スル」と結論づけていた¹³⁵。

農場返還の過程で、矢田は榊原が重要視した付帯条件を中国側に押しつけるのではなく、終始、事件を穏便に解決すべきだと考えた。一九一六年二月二〇日、榊原側は中国側に農場関係書類の全部を引き渡すと同時に、金二十万円を受領し、二、三日の内に榊原農場を中国側に引き渡すと約束した。榊原は、締結された契約書の内容は、原口らに農場返還交渉に当たらせて際に自分が提示した条件と全く異なるものであったと抗議したにもかかわらず、矢田は、農場問題は「一先ツ円満解決ヲ告クルニ至リタル次第ニ有之候」旨を石井外相に伝えた¹³⁶。のちに、榊原は農場返還契約を「無権代理契約」とみなし、原口らの背任行為を批判しつつ、総領事館に抗議を続け、告訴を繰り返して歴代の総領事を煩わした。

¹³⁴ 清朝で皇室事務を行う役所である。辛亥革命後、皇室優待条件により皇帝溥儀が退位後も「大清皇帝」の尊号を保持し、紫禁城で生活を続けたため、内務府も引き続き旧清皇室に関する事務を取り扱った。一九二四年十一月、溥儀とその側近らが紫禁城から退去し、内務府が廃せられた。

¹³⁵ 大正五年二月一八日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第三二号「榊原農場ニ関スル件」「JACAR:B04011165800、満洲ニ於ケル農場経営関係雑件/榊原溥豊農園 第三巻 (1.7.7) (外務省外交史料館)」0010-0014.

¹³⁶ 大正五年二月二五日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第四二号「榊原農場ニ関スル件」前掲『日外 T5』七七六-七七七頁、「委任状」は前掲「陳情請願」0260-0262 を参照。

(2) 榊原農場における中国人暴行の件

榊原農場が中国側に返還される過程で、細梅は自分の名義で例の百町歩水田を商租した。百町歩水田の留保は農場返還契約の付帯条件として承認されたが、実際には榊原の農場返還の代償として榊原の基本財産に属することになった¹³⁷。

一九一六年三月二七日、瀋陽県知事と三陵衙門委員は百町歩水田の境界線を画定するために現場に立ち会ったとき、榊原農場付近の約百名村民は、水田区域に編入された部分を解除するよう、知事に求めたが、拒絶された。そして、村民たちはその測量を妨害し、三陵衙門委員に暴力をふるって重傷を負わせた。暴行を阻止しようとする榊原農場員入江市郎外一名は村民に殴打されて軽微な打撲傷を受けた。その過程で、現場に居合わせた中国側巡警は村民たちの暴行を制止しなかった。榊原側が中国人による暴力の件を総領事館に急報すると、矢田は直ちに領事館警察数名を現場へ派遣し、混乱をおさめた。事件直後、段芝貴¹³⁸奉天將軍兼巡按使と趙恭寅瀋陽県知事はともに同事件について遺憾の意を示した。矢田は、関係者を逮捕した上で、厳しく取り締まるべき旨を趙知事に通告し、趙は、主犯者はすでに逮捕され、現場の巡警を厳重に処罰したと答えた¹³⁹。

四月七日、矢田は、現場の中国側巡警は傍観の態度をとり、入江らに対して何らの保護を加えないことは甚だ遺憾であるとして、関係者に対し厳罰を下すよう馬交渉員に求めながら、今後、中国側巡警は再び日本人の保護を回避するような行動があれば、総領事館としては止むを得ず警察官を派遣し、直ちに日本人の生命財産を保護すべき旨を伝えた¹⁴⁰。

¹³⁷ 前掲「陳情請願」0270-0271。

¹³⁸ 袁世凱政権下で奉天省を支配していた当時の段芝貴は、奉天省各県知事に対して外国人の生命財産の保護、「南満東蒙条約」をめぐる日中間の紛争の回避を命じた。東北地域に地盤を広げようとする張作霖から圧力をかけられ、しかも日本側の張による満蒙独立を図る野心を察知した段は、暴行事件直後の四月一九日、急に東三省の実権を張に譲って北京に遁走した。張は奉天將軍等に就任し、奉天省の軍民両権を事実上掌握することとなった（詳しくは前掲松重「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」を参照）。

¹³⁹ 大正五年三月二七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第七〇号「榊原農場売戻附帯条件中ノ北陵附近水田区域ニ於テ村民暴行ノ件」前掲『日外 T5』七八五頁。

¹⁴⁰ 大正五年四月七日矢田在奉天総領事代理より馬交渉員宛「件名なし」前掲『日外 T5』七八六-七八七頁。矢田によれば、入江らは中国側に強硬な要求を提出すれば、従来榊原側に「好意的援助」を与えた趙知事の地位を危うくのみならず、被害者側が不利な立場に

馬は、関係村民を逮捕・厳罰し、外国人保護の責任を怠る現場の巡警に戒飭処分を下すと同時に、一般国民に対してこのような事態を惹起しないよう、諭達を行なったと答えた¹⁴¹。事件の直後、矢田は早速領事館警察を現場に派遣したが、中国側の反省や関係者の懲罰を促す程度にしか考えなかった。暴行事件は、中国側による関係者の厳重処分及び矢田の抗議に止まって一旦解決し、事態は拡大することなく一応鎮静化していった。

小結

「南満東蒙条約」実施後、日中間で商租権施行細則はまだ協定されていなかった状況下で、中国側は「須知」を正式協定が成立するまでの仮規則と位置づけ、「須知」を実施するよう日本側に求めた。その一方で、同規則の実施を各地の地方官に内達し、日本側の商租権獲得に抵抗しようとした。一九一六年一二月一六日、矢田は在奉天総領事代理を離任した時、榊原農場は中国側に返還されたが、百町歩水田に関しては正式な契約が締結されないまま残され、榊原農場事件の解決交渉も事実上打ち切られて頓挫した状態に陥った。

農場返還事件の背景には、「在満人の基礎を堅むべきものは土地商租権たるべし」¹⁴²と
の見解のもとに、日本側は日中親善を唱えながら、土地商租権の獲得を活用して満洲にお
ける日本の発展の基盤を固め、積極的な対中国政策を展開しようとしたのに対し、中国側
は各種の商租権妨害運動を展開したという事情があった。当時の日本外務省は、商租権を
法律上認められた正当な権利として断固擁護する方針を持って満洲での植民地的土地収奪
に乗り出そうとしたが、商租権とは所有権の獲得を意味するという、土地侵略の意図をあ
まりにも露骨に表しすぎた解釈を避け、土地商租権を実質上の土地所有権と同一視し、土
地所有権の実効を収めるよう求めた。一方、中国側の排日運動が盛んとなっていたため、
外務省は奉天交渉署が提示した「須知」を真剣に検討すると約束しながら、内容形式の不

立たされる恐れがあるとして、事件解決の条件についてはすべて矢田に一任すべき旨を申
し出たという（大正五年四月一七日矢田在奉天総領事代理より石井外相宛第七七号「榊原
農場ニ於ケル支那人暴行ノ件」同前、七八六頁）。

¹⁴¹ 大正五年四月一五日馬交渉員より矢田在奉天総領事代理宛「外交部奉天交渉署公函第八〇〇号」前掲『日外 T5』七八七-七八八頁。

¹⁴² 『満洲日日新聞』一九一六年五月一〇日。神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 銀行 2-023.

備や土地旧慣の複雑不統一を理由に中国側の要求を消極的に対応しつつ、商租規則の交渉を有利に導くよう進めた。

商租権問題をめぐって奉天交渉署や張作霖と直接に交渉し、しかも中国側の土地制度や慣習に精通していた矢田は、商租権が所有権ではないことを認めたうえで、中国側の土地旧慣をうまく利用・解釈し、期限の無条件更新など日本にとって有利な規定を明記することにより、承租人が長期にわたって、安定して土地を使用できること、すなわち実質的には土地所有権に近い権利の獲得を目指していた。矢田は榊原農場の中国側返還を積極的に進めたのは、最初より日中間で様々な紛争を惹起した当該農場により生じた悪影響を早急に軽減し、満洲における他の在満日本人の土地獲得をうまく進めるためである。一方、矢田は商租権獲得の困難さを実感し、中国側の信用を失うような土地商租権の獲得は、中国官民の神経を尖らせて物議を醸すのみならず、一般の日本人の満蒙開発や経済的發展を妨害する恐れがあることを十分認識していた。それゆえ、矢田は、外務省の基本方針に従って土地商租権を日本側の正当な権益として断固擁護する一方、「須知」において日本側にとって不利な内容を改正、削除することによって在満日本人の土地商租権を獲得・拡大しようとした。

第三章 船津辰一郎在奉天総領事と榊原農場商租料事件

序

一九二三年八月一五日、船津辰一郎は総領事として奉天に着任し、奉天省政府を相手とした商租権施行細則交渉に奔走した。一九二四年四月の第三回在満領事官会議において、土地商租権問題については「満蒙ニ於ケル邦人経済的發展ハ土地問題ノ解決ヲ以テ最モ重要ト為スカ故ニ速ニ之ヲ解決ヲ計ルコト」となる¹⁴³。五月、清浦奎吾内閣が「公正穩健ナル精神ヲ以テ支那ニ莅ミ其ノ信賴ノ念ヲ深カラシメ和親提携進ンテ其ノ無盡ノ富源ヲ開發シテ我経済的勢力ノ發展ヲ図リ国運伸長ノ基礎ヲ鞏クスルコト帝国当面ノ急務ナリト認ム」という対中国政策の基本方針のもとに、満蒙における「土地租借ノ途ヲ啓キ産業ノ開發及邦人ノ發展ヲ助成スルコト」を掲げている¹⁴⁴。続いて六月、加藤高明内閣が成立し、幣原喜重郎外相は対中国政策として、内政不干渉、友好的協力、中国の政情に対する同情、経済的接近を唱える一方、満蒙特殊權益を正当なものとして断固擁護増進すべき決意を表明した。船津は、以上の外交方針を遵守しながら、土地商租権問題の解決を図ろうとした。

当時の中国では、一九二三年三月一〇日、北京政府は日本政府に対して対華二十一カ条要求廃棄の通告を行っており、七月一四日に、日本政府は「貴国政府ノ提議ニ対シテハ何等応酬スルノ必要無之」と、その要求を拒絶した¹⁴⁵。そして同日、奉天省長は三十県に対し商租禁止を訓令し、旅順大連回収運動、商租権回収運動など排外的な利権回収運動が巻き起こった¹⁴⁶。中国における民族意識の覚醒や反帝国主義ナショナリズムの成長は満蒙特殊權益をはじめとする日本の野心的な対中国進出にブレーキをかけた。一九二四年六月一二日、榊原農場の滞納商租料問題をめぐり、中国側は主権擁護のため、農場権利の回収

¹⁴³ 「第三回在満領事会議決議録」「JACAR:B18010630500、在外帝国領事官会議雜件/支那之部 第二卷 (6.1.9) (外務省外交史料館)」0361.

¹⁴⁴ 「対支政策綱領」外務省編『日本外交年表並主要文書 (下)』原書房、一九七八年、初出は一九六五年、六一-六三頁。

¹⁴⁵ 「大正四年日華条約及交換公文廃棄に関する駐日中国代理公使より外務大臣宛公文」前掲『日本外交年表並主要文書 (下)』三三-三五頁。

¹⁴⁶ 吳瀚濤『東北与日本之法的關係』外交月報社、一九三二年、一一〇-一一一頁。

を声明しながら、二十余名の衛兵を同農場に派遣して農場の耕作を阻止するという、いわゆる榊原農場商租料事件が発生した。

そこで、本章の課題とするところは、榊原農場商租料事件の経緯を解明しながら、同事件をめぐって船津の対中国交渉を具体的に分析することにより、土地商租権問題に関する船津の認識を検討しつつ、船津在奉天総領事の側から榊原農場商租料事件の特質の一端を探ることにある。

第一節 榊原農場商租料事件の前史

（１）百町歩水田の商租問題

榊原農場返還契約締結後、榊原は付帯条件である百町歩水田の留保と撫順興京間の軽便鉄道敷設権の獲得について外務省の保護援助を求めたが、外務省は、水田商租契約締結について総領事は斡旋を試みるべきだが、鉄道の件に関しては「積極的援助ヲ与フルコト到底困難ナル」と答えた¹⁴⁷。一九一七年三月、農場返還契約を「無権代理契約」とみなした榊原は、赤塚正助在奉天総領事に対し原口、細梅の背任行為を訴えた。赤塚は、関係者の事情聴取を行い、農場交渉は今後、総領事の監督のもとで行うよう命じる一方、例の百町歩水田は農場返還の代償として榊原の基本財産に属することを認めた¹⁴⁸。榊原は榊原農場返還契約が締結された前、すでにある日本人との間に、当該水田全部を三十ヶ年間の転租をする契約を結んだことを口実に、百町歩水田を商租することを瀋陽県政府に申し立てた¹⁴⁹。当該水田を改めて榊原に商租することは付近の中国農民の強い反発を招いたが、それを拒否すれば榊原側が農場返還契約まで否認することに危惧の念を抱いていた瀋陽県政府は、農民側の反対を押し切って榊原の水田商租要求を原則的に承認せざるをえなかった。この水田に関して具体的な商租契約は締結されず、水田の境界線も厳密に確定されなかったため、奉天省政府は、榊原が本当にその水田を商租するかどうかを確かめること、榊原

¹⁴⁷ 大正六年二月一二日小幡政務局長より赤塚在奉天総領事宛「溥豊農場ニ関スル榊原申出ニ対シ積極的援助ノ困難ナル旨申聞ニ付通報ノ件」前掲『日外 T5』、七八四-七八五頁。

¹⁴⁸ 前掲「陳情請願」0270-0271.

¹⁴⁹ 一九一八年一二月、榊原はこの百町歩水田をそのまま浦本政三郎に転租したことから考えれば、榊原は当該水田をある日本人に転租すると嘘をつくことにより、同地域の商租権を獲得しようとしたことが推測できる。

が依然として水田範囲の画定及び契約の締結を引き伸ばすなら、水田商租の約束そのものを取り消すべき旨を瀋陽県政府に訓示した¹⁵⁰。瀋陽県政府は水田範囲の画定及び商租契約の締結を何度も督促したが、榊原側は様々な口実で契約締結を見合わせた。

このような曖昧な状況下、一九一八年一二月二日、榊原は百町歩の水田を実弟浦本政三郎に転租した。翌年五月六日、榊原側は三陵衙門の代表者である壽聿彭（後の「満洲国」民政部土地局長）と商租契約を正式に締結し、一九一三年から三十ヶ年間に百町歩水田を商租し、毎年二月一日を以て奉天小洋六百元を三陵衙門に納入し、しかもその商租料は一九一五年に遡って支払うことなどを約した¹⁵¹。将来の土地紛争を避けるために、三陵衙門は榊原側と共に水田の周囲に標を立てて境界線をはっきり画定した。

一方、一九二〇年、榊原が原口、細梅を相手取って詐欺被害を訴えた際、榊原農場問題に関する日中関係者会議で、榊原は「榊原農場に対する今日迄の事柄に就ては今後問題を惹起せず」という意味の覚書を作成した。これによって同問題は証拠不十分と和解成立を理由として赤塚の指揮で不起訴処分に終わり、総領事館にとっては、同問題はすでに解決されたとの認識だった¹⁵²。だが、不起訴処分を聞いた榊原は新たな証拠を添えて追加告訴し、後任の船津に抗議を続けた。一九二四年三月一日、榊原は船津に「質問書」を出し、原口らの犯罪行為と総領事館司法事務取扱上の不正を論難しながら、船津が職務多忙や調査困難を口実に事件の取調べを遅延させて「暗ニ榊原ヲ巧ミニ欺罔」した行為を難詰した¹⁵³。榊原の非難に対し、船津は榊原の追加告訴に関しては目下、公訴提起前に種々の調査をしている最中であり、決して原口を擁護するわけではないと反論する一方、榊原が農場返還契約を無効にさせ、ひいては農場権利を取り戻そうという下心を持っていることを松井慶四郎外相に伝えた。特に、商租問題に関して中国側が常に榊原の行為を引合いに出し、日中交渉に障害を招いたことに鑑みれば、総領事館は、榊原を擁護することは不可能であると判断し、さらに中国官民の権利思想は極度に発達し、もはや国力を以て威圧

¹⁵⁰ 「総管内務府為咨行事準貴副都統咨呈」奉天省長公署档。Jc10-5463.

¹⁵¹ 「關於贖回売与日人溥豊公司農場北陵官地的情形」奉天省長公署档。Jc10-5463.

¹⁵² 遠東事情研究会「榊原農場問題の真相」一九二四年九月二四日。

「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0171.

¹⁵³ 大正一三年三月一日榊原より船津在奉天総領事宛「質問書」「JACAR:B09041289200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0013-0021.

し、又は権謀術数を用いることは無理であり、むしろ正義を基礎とした日中関係を促進すべきだとしている¹⁵⁴。

（２）商租料不納問題

水田商租契約は締結されたものの、承租人である浦本は一九二〇年から一九二三年までの商租料及び水利費を納付しなかった。一九二四年四月二六日、奉天交渉署は、商租料を支払わないと土地を回収すべき旨を伝えながら、滞納商租料を支払うことで水田を商租し続けるか、当該土地を返還するかを決定するよう船津に求めた¹⁵⁵。実際のところ中国側は、商租料を取ることに見切りをつけて、水田を早めに回収したいだけであった。五月八日、中国側は浦本が商租料等の納付義務を果たさないとして、契約そのものを取り消して当該水田の権利を回収し、本年度以降の耕作を禁止すると総領事館に通告した旨を、船津は、松井外相に報告した。船津からみれば、商租権施行細則交渉に関して中国側と協定を遂げようとする際に、浦本の不信用な行為は細則交渉そのものに重大な影響を及ぼすのみならず、一般日本人の土地事業をも阻害することになった¹⁵⁶。

浦本は、商租料納付の義務を果たさない理由として、自分には商租料を納付すべき資力がないこと、すでに一九二三年八月三日に榊原と契約を取り交わして同農場を現状のまま榊原の長女、榊原多恵子に贈与したことを主張した¹⁵⁷。それに対して船津は、水田贈与はあくまで農場の内部調整の問題であり、中国側に対し何ら名義変更の手続きが行われなかったため、商租料及び水利費の納入は当然浦本の責任をもって支払うべきものであると

¹⁵⁴ 大正一三年三月二七日船津在奉天総領事より松井外相宛第八八号「告訴事件ニツキ榊原政雄ノ差出シタル質問書ト題スル書面ニ関シ報告ノ件」、同一五日坂内彌代外務書記生より船津在奉天総領事宛「榊原政雄ノ質問書ト題シタル書面ニ関スル説明書」「JACAR:B09041289200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0027-0028、0045-0069。

¹⁵⁵ 「奉天交渉署為日人榊原政雄久租不交請嚴重交渉函」奉天省長公署档。Jc10-2226。

¹⁵⁶ 大正一三年五月八日船津在奉天総領事より松井外相宛第一四四号「件名なし」「JACAR:B09041289200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0080-0081。

¹⁵⁷ 大正一三年五月二〇日「北陵農場ノ件（浦本政三郎）」「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0109。

し、さらに農場内部の関係がいかに変更されたとしても、商租料を払わない限り、中国側は農場後継者の権利行使を承認するわけにはいかないと反論した。農場側の義務不履行は水田の利用不能を導くのみならず、日本の土地商租関係にも重大な悪影響を招きかねないことを懸念した船津は、支払うべき商租料と水利費を浦本、または多恵子に完納させるよう、松井外相の指示を求めた¹⁵⁸。松井外相は、すでに獲得した商租権を中国側に回収されることは甚だ遺憾だと指摘しながらも、榊原農場の満鉄よりの融資において債務名義人は榊原政雄であることに鑑み、むしろ奉天において満鉄と談合した上で榊原を説得して滞納諸料金を納付させるべきであり、場合によって満鉄に本件農場を引き取らせるよう、船津に訓令した¹⁵⁹。

ところで、中国側の水田回収要求に対し、榊原は農場の権利が本質上、物権的効力を有する所有権（土地を直接的に支配する権利）であり、納税を怠る場合に引き上げられるものではないと強く主張した。榊原の説明によれば、農場返還交渉の際に、金二十三万円を要求したが、結局二十二万円に減額され、要求額に対して残金一万円は留保水田の三十ヶ年分の商租料とみなされて、これ以外に商租料は請求されないこととなった。水利費に関して、榊原はかつて中国側水利局の懇請により疏水河床用地代及び完全築造堤防用地代と農場の灌漑用水と交換し、自分は水利費の支払い義務がないと主張し、中国側の水利費請求は義務違反で、それにより生じた損害について自分は損害賠償を要求するつもりだと述べた。だが、実際には、二十三万円の要求に対し原口は、二万円が瀋陽県知事の支払保証として延期し、残り一万円が水田の三十ヶ年商租料と差し引くことだと嘘をついて金を騙し取ろうという魂胆を、榊原はよく知っていた¹⁶⁰。しかも水田商租契約には、残金一万円を三十ヶ年分商租料と差し引くことは盛り込まれていなかった。商租料滞納がかさんでいた状況下、榊原が一万円問題を持ち出すのは、自分の商租料不納を正当化するためであることが見て取れる¹⁶¹。当然、瀋陽県政府は、榊原の主張は契約違反のみならず、中国官

¹⁵⁸ 大正一三年五月二二日船津在奉天総領事より松井外相宛第一六二号「件名なし」
「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0090-0091.

¹⁵⁹ 大正一三年五月二三日松井外相より船津在奉天総領事宛第三八号「商租関係北陵農場ニ関スル件」
「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0094-0097.

¹⁶⁰ 前掲「陳情請願」0262-0279.

¹⁶¹ 前掲「榊原農場問題の真相」0170.

憲を中傷する何の根拠もないものだ」と反論し、残金一万円と水田商租料三十ヶ年分との相殺を認めることはなかった¹⁶²。

第二節 榊原農場商租料事件と船津の対応

（１）中国側の直接行動と船津の抗議

一九二四年六月一二日、盛京副都統公署は水田商租契約の廃棄と水田権利の回収を決断し、北陵衛兵を榊原農場に派遣した。同日、奉天交渉員鍾世銘¹⁶³は船津に対し、榊原側の商租料不納が奉天交渉署の権威を軽視して中日両国の親善を傷つけたことを指摘し、その背信行為を激しく批判しつつ、奉天交渉署としては主権擁護のため、止むを得ず武力行動に出たと説明し、榊原側の耕作を禁止すべき旨を改めて船津に伝えた。榊原農場の耕作を阻止するために、瀋陽県政府も警察を派遣して北陵衛兵を支えた。中国側には武力行使をもって榊原農場を回収し、主権を断固擁護する覚悟が伺える¹⁶⁴。

船津の報告によれば、事件当日、船津は領事館警察を現場に急派して調査を行なった際、三陵衙門は榊原が商租料を完納しない限り、農場の耕作を許さないと主張し、撤兵の様子が見えなかったので、船津は直ちに奉天交渉署に嚴重な抗議を提起し、武力行動の停止を申し入れたという。一方、船津は、榊原が常に不条理の抗弁をしながら、支払うべき商租料及びその他の義務を怠るからこそ、中国官民に憎悪の念を抱かせ、挙げ句の果てには中国側が止むを得ず直接行動を断行したと指摘し、榊原の乱暴な行為を批判した¹⁶⁵。六

¹⁶² 「日人榊原政雄租昭陵水旱田地不交租情形」奉天省長公署档。Jc10-2226.

¹⁶³ 鍾世銘は一九二三年以来張作霖に従って奉天財政庁高等顧問、一九二四年から外交部奉天特派交渉員、東三省交渉署長兼奉天交渉署長、財政次長などを歴任し、一九二五年に退官する（前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』二五七-二五八頁）。

¹⁶⁴ 「函致交渉署等為租種本署水旱田地不交租項應將該地撤回合同作廢由」、「致瀋陽県署為飭警甲幫同收回榊原等租種本署水旱田地由」奉天省長公署档。Jc10-2226.

¹⁶⁵ 大正一三年六月一四日船津在奉天総領事より幣原外相宛第一九〇号「件名なし」
「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雜件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0110-0111.

月一四日、鍾は三陵衙門長官である盛京副都統馮德麟¹⁶⁶を訪ねて船津の抗議を伝えたところ、馮は一応撤兵したが、後に副都統公署は自由行動に出るべき旨を日本側に告げ、柵原農場商租権の無効を主張して農場に衛兵を派遣し続けた¹⁶⁷。

一方、満洲で発行されていた邦字新聞からは鋭い批判が寄せられた。『大陸日日新聞』は商租料事件を「北陵の天地に流血の一大惨事」として重大視し、「兵力に俟つの外なく」、「当然の防衛手段として武力を以て対抗すべく」と強調しながら、「独り彼れの横暴不遜のみでなく我日本官憲を愚弄せるもので問題は柵原対馮都統の問題でなく馮都統を中心とし奉天総領事館と奉天交渉署間に蟠まる国際的一大問題と云ふべく」と、馮の行為を厳しく非難した。さらに、「支那当局は神聖なる我奉天総領事館をすら欺瞞して居る（中略）北陵農場閉鎖の件の如きは同胞の自由を蹂躪せるものでその暴政はこれを許す事は出来ぬ此際こうした日支国際間の重大懸案事件に対しては我奉天総領事館は国威の維持上速に積極的態度の下に解決する事は刻下の重大事である」として、中国側の不誠意に対して、総領事館は「国家の面目維持の為め須らく積極的行動に出でよ」と求めた。今後再び問題が発生する場合、「従来の温情手段より一步を進め強硬なる態度を以て此の国辱を拭除し以て国威の確保に努むるべく」と論じ、防衛手段として武力対抗など積極的行動に出るよう、総領事館の決意を促した¹⁶⁸。

柵原農場をめぐる日中間の紛争は度々起こり、いっそう複雑で各方面に深い影響を与えることになった状況下、馮都統の行為を猛烈に非難した日本新聞界とは対照的に、船津は商租権交渉を優先させ、商租権の獲得に及ぼす影響を何よりも重要視したため、事件解決には平和的手段に力点を置いて武力の行使に慎重な態度で、中国側との歩み寄りを模索した。六月二〇日、船津は鍾に、総領事館はすでに柵原側に滞納商租料を納付すべき旨を督促したが、目下農場側は資金が足りないため、今はまだ対策を講じていると伝えながら、商租料納付のために最善の努力をすると約束し、事件交渉妥結に向けての誠意を見せた。その一方で、紛糾回避のためには直接行動を二度と起こさないよう要請しつつ、耕作を阻止することは事情を知悉しない多数の朝鮮人小作人を「糊口ニ迷ハス」こととなった

¹⁶⁶ 馮德麟は一九一二年陸軍第二八師師長、一九一八年東三省巡閱使署軍事顧問、一九二〇年盛京副都統兼金州副都統を歴任し、一九二四年に退官する（前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』四六三-四六四頁）。

¹⁶⁷ 副都統公署は旧清皇室に隷属し、地方官憲の支配を受けなかった。

¹⁶⁸ 『大陸日日新聞』大正一三年六月一五日、同一六日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天柵原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0494-0495。

ため、農場の実情を篤と諒察してほしいと語った¹⁶⁹。それに対し鍾は、榊原側が商租料を滞納したからこそ、朝鮮人小作人が糊口のできない窮境に陥り、奉天交渉署としては「無帶憐之必要」（同情する必要がない）、「況本署使令退出者、系無理無信之佃農耳、按諸公理、豈不応然」（まして本署は佃農を立ち退かせたが、彼らはすべて理不尽で信用できないから、道理で、然るべきことではないか）と反論した¹⁷⁰。

船津の見解によると、榊原の行為は無用な紛争を惹起し、同事件は中国官民の怒りを買って排日感情を掻き立てたのみならず、中国当局との商租権施行細則交渉を阻害し、中国内地における日本人の土地関係事業上に重大な悪影響を及ぼして日本民族の満蒙発展にも大きな障害を与えるため、速やかに解決しなければならなかったのである。榊原側より滞納商租料の完納は不可能である以上、船津はこの既得商租権を維持するため、滞納商租料の調達を榊原農場に債権関係を有する満鉄及び東拓に求めた¹⁷¹。中国側の水田回収が在満日本人の既得商租地の根底を揺り動かすことを顧慮した満鉄及び東拓は、榊原に対して同情も援助の意思もなく、むしろ榊原との関係を断ち切ることが賢明だと考え、船津の提案を受け入れた。七日、満鉄は東拓と協議の上、榊原に代わって滞納商租料約小洋五千二百四十元を納付することに了解し、副都統公署にこれを支払った。だが船津は、中国側は水田回収を決意したため、滞納商租料を納入しても「今後尚面倒ナル曲折アルヘキモノ」と結論した¹⁷²。

¹⁶⁹ 大正一三年六月二〇日船津在奉天総領事より鍾交渉員宛公文第四四〇号「件名なし」

「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0120-0121.

¹⁷⁰ 「函復交渉署請転至日領榊原所租之地免給承種並速繳欠租情形」、「交渉署為日人承租之地情嚴重追退」奉天省長公署档. Jc10-2226.

¹⁷¹ 大正一三年七月五日船津在奉天総領事より山西満鉄地方事務所長及び吉植東拓支店長宛雑第七三・七四号「北陵農場ニ関スル件」 「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0122-0124. 一九二二年十一月、榊原は百町歩水田の商租権を売渡担保として東拓より四万円を借り入れたことがある。東拓は会社発足当初から、政府の補助金を受けて土地の買収を進め、土地調査事業を行った。日韓併合前、東拓は朝鮮に日本移民を奨励し、朝鮮人の土地を買収した。

¹⁷² 大正一三年七月八日船津在奉天総領事より幣原外相宛第二四六号「商租関係北陵農場ニ関スル件」 「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0116-0117.

船津の予想通りに副都統公署は、満鉄による支払い肩代わりは法理上何等の根拠がないとの理由から、滞納商租料の受領を拒んだ。船津は、中国側が主張した商租料不納＝商租権喪失という「慣習」は契約書に明確な記述がないのみならず、このような「慣習」は法的拘束力を持つものではないとして、水田を商租し続けるよう、奉天交渉署に求めた¹⁷³。だが、奉天交渉署は「本署以誠信待人、遂因誤信日領事、以致頻迭受損」（奉天交渉署は誠意を以て交渉にあたるが、日本領事を誤信した挙句、頻繁に損失を被るに至った）、「（船津）直以努力催繳等語作円滑推卸之謀、人不信任、已無可諱」（船津は滞納商租料の納付の督促に尽くすと約束し、言葉巧みに責任を逃れようとしており、信頼できないことを忌憚なく言う）と言明し、船津に対して強い不信感を持つようになった¹⁷⁴。

七月八日、三陵衙門は再び二十余名の衛兵を農場に派遣し、作業中の朝鮮人小作人を棍棒で殴打して負傷者十九名を出すに至った¹⁷⁵。当日、船津は、三陵衙門が無辜の朝鮮人に対して暴力を行使したことは日本人の保護上黙過し得ないこと、副都統公署が何等司法上の手続きを取らずに商租権を取り消すことは大きな影響を及ぼすことに鑑み、もし奉天交渉署が三陵衙門の直接行動を阻止できないなら、総領事館は自衛手段に出るべき旨を奉天交渉署に通告した。同時に、船津は九日より領事館警察数名を農場に派遣し、警察官により衛兵の暴行を阻止できない場合には独立守備隊を農場付近に派遣して示威的演習を行わせるべきことを幣原外相に具申した。最後に船津は奉天省政府と商租権施行細則交渉を進めている最中、自分はできるだけ平和的手段で三陵衙門の直接行動を阻止するつもりだが、場合によっては断固たる処置をとるべきだとした¹⁷⁶。

その際、船津は日本側の自衛手段を二次的措置と位置付け、中国側と交渉を重ねてその直接行動の中止、および自発的な撤兵を目指し、大局的な利害から同事件を穏便に解決するよう求めた。八日深夜、奉天交渉署が馮都統の衛兵を撤退させると約束した。一方、奉天交渉署が被害の実状調査のために署員を現場に派遣したことに対し、九日午前、船津は

¹⁷³ 「事由函交渉署為日領交租碍難收受仍請根本解決」奉天省長公署档。Jc10-2226.

¹⁷⁴ 「交渉署為日人承租之地情嚴重迫退」「日人榊原政雄租昭陵水旱田地不交租情形」奉天省長公署档。Jc10-2226.

¹⁷⁵ 詳しくは、大正一三年七月一五日憲兵司令官より次官宛第一六七四号「北陵附近榊原農場小作人ニ支那兵暴行ノ件」（「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0162-0164）を参照。

¹⁷⁶ 大正一三年七月八日船津在奉天総領事より幣原外相宛第二二〇号「件名なし」（「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0151-0154.

警戒及び農場保護を理由に領事館警察六名を現場に派遣しながら、奉天交渉署が三陵衙門の暴行を阻止できない場合、総領事館は直ちに守備隊若干を出動させることを声明した¹⁷⁷。だが、実際のところ、同事件は馮の撤兵保証及び日本側の領事館警察派遣と守備隊演習の中止に至ってひとまず解決した。馮の撤兵の翌日、朝鮮人小作人は再び農場に戻って耕作を継続し、榊原農場は表面的には平常な状態に戻った。

（２）榊原の奉天省長宛通告書

商租料事件について、一九二四年六月一四日、榊原は損害賠償と警備方法に関して総領事館を介して中国側に交渉を提起し、曖昧な商租契約の訂正、商租区域の明確化など合わせて一か条の要求を提出したが¹⁷⁸、中国側によって黙殺された。一方、榊原は奉天省政府に占有されている農場、つまり農場返還契約に基づいて中国側に返還された榊原第一第二農場の権利回復を企てた。六月三〇日に、榊原は奉天省長王永江¹⁷⁹に対し、五十日間の猶予期間内において、奉天省政府が榊原第一第二農場に建築した物件を取り去って居住者及び耕作者を立ち退かせた上で、農場を自分に引き渡すべきだと通告した。同通告書によれば、奉天省政府は榊原第一第二農場で建築中の東北大学¹⁸⁰校舎を農場外に移転させる一

¹⁷⁷ 大正一三年七月九日船津在奉天総領事より児玉関東長官宛第四八号「榊原北陵農場ニ関スル件」、同日船津在奉天総領事より幣原外相宛第二二一号「件名なし」
「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0126、0159.

¹⁷⁸ 『大陸日日新聞』大正一三年六月一四日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0497.

¹⁷⁹ 王永江は一九一七年奉天省財政庁長兼東三省官銀号督弁に任ぜられ多年窮乏の奉天省財政に根本的整理を断行し、一九二一年奉天省長代理となり、一九二二年奉天省長兼印花稅処長及び東北大学校長に就任する。張作霖の武力偏重、関内進出政策に反対し、一九二六年に退官する（前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』一九頁）。

¹⁸⁰ 一九二二年一〇月二四日に「東三省最高教育機関」として開校した東北大学は、張作霖政権が推進しようとする実業振興政策の要となる専門的知識を持った人材の養成を狙ったものである（前掲松重論文「『保境安民』期における張作霖地域権力の地域統合策」三一頁）。東北大学は教育権回収運動の先頭に立って、東三省の排日運動において積極的役割を果たした。

方、「奉天市居住区界標」や「奉天市工業区界標」の標識を除去し、市街建設計画や第三中学校建築計画を中止すべきだという¹⁸¹。七月一日、榊原は奉天省政府に対して前記通告に基づいて交渉するよう船津に請願した¹⁸²。榊原は、奉天省政府が欺瞞的手段を以て榊原第一第二農場を回収したことは「一個人間ノ交換問題ニ非ズ国際信義上ヨリ見ルモ堂々ト交渉スベキ筋合」のものであるから、日本総領事は当然その返還契約を取り消すべく交渉するべきだ、と主張した¹⁸³。このように、榊原は商租料事件を利用して日本外交の軟弱を批判しつつ、日本官憲の威を借りて中国側を屈服させ、さらに何らかの権利を得ようとした野心が伺える¹⁸⁴。

従来榊原の行為に対して極めて悪感情を持ち、榊原を「乱暴ナル兇漢」とし、「蛇蝎」のごとく憎んだ奉天省政府は、榊原の通告書を受けた後、日本がなぜこのような「悪徒」を取り締まらないのかと、非常に激昂した。鍾交渉員は、日本側がこの問題に対して公正に対処しない限り、商租権交渉は進めることができないと言明した。一方、王省長は病気のために丁鑑修¹⁸⁵を総領事館に派遣し、丁は榊原のような「半狂的人物」を放置すれば中日両国の親善を危うくする恐れがあり、速やかに問題を解決すべきだと述べながら、榊原の「退支処分」（中国からの国外退去処分）を暗示したという。船津は、榊原農場の中国側返還に伴って農場問題は解決済であったのに、榊原が依然「内部的ノ欠陥等ヲ究メズ自己ニ都合ヨキ主張ノミヲ高唱」し、日中間の軋轢を絶えず惹起することに極めて当惑していた。船津にとって、日中間で商租権問題の解決は全く停滞した状況下、榊原が乱暴な通告書を出すことは、中国側において日本政府が榊原を「帝国主義侵略主義ノ手段ニ利用ス

¹⁸¹ 「通告書」「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場(E.4.3)(外務省外交史料館)」0136-0141.

¹⁸² 前掲「榊原農場問題の真相」0173. 一九二五年十一月一五日、榊原は幣原外相に対し前記の趣旨により請願を出し、その後十数回にわたって奉天総領事館に請願及び交渉願を提出したが、問題解決の見込みはなかった(前掲「陳情請願」0273)。

¹⁸³ 前掲「陳情請願」0277.

¹⁸⁴ 前掲「榊原農場問題の真相」0169-0170. 同史料によれば、中国側は正当な手続きを経ずに直接行動に出たことは、榊原にとっては非常に良い口実であり、もし中国側が「南満東蒙条約」に基づいて裁判を仰ぐなら、榊原農場は当然中国側に返還せざるを得ないのであったという。

¹⁸⁵ 丁鑑修は一九一三年奉天交渉司東文科員、一九一五年奉天巡按使署科員に任ぜられた。以後、東三省巡閱使署外交科員、東三省陸軍司令部外交処長、奉天省長公署諮議兼外交部特派奉天交渉署顧問に歴任した(前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』六六九頁)。

ルモノナリ」との誤解や謗りを招いたのみならず、日中国交に重大な障害をもたらしかねなかった。そして船津は、榊原農場の利権関係について司法領事の調査結果次第では、相当の処分を与えるべきだ、と幣原外相に進言した¹⁸⁶。

七月二四日、榊原側は北陵付近に巡視し、その周りに地図を作成しようとした。北陵御花園派出所側は、七月二五日、日本側守備兵三八名が十余台の馬車に乗って榊原農場に到着し、昼ごはんを食べ終わった後、農場を離れたことを奉天交渉署に報告した。守備隊は何らの実質的な行動をもしなかったが、御花園派出所側は、守備隊の行動を榊原の策動によるものとみなし、同事件を商租料事件の解決に不満を抱いていた榊原側が行った一種の示威行為だと決めつけた。日本側が地図作成を口実に警察力を各地に浸透することを恐れていた奉天交渉署は、榊原側による地図の作成、及び水田境界を超えることを阻止して彼らの行動を厳密に監視すべき旨を御花園派出所に命じるとともに、船津に厳重抗議し、地図の作成を中止するよう求めた¹⁸⁷。それに対し、船津は瓦房店守備隊（独立守備歩兵第六大隊に属する）は北陵参観の途中、休憩のため一時的に榊原農場事務所に行っただけで、決して軍事行動を行うわけではないと解釈し、中国側の不安を取り除こうとした¹⁸⁸。日本守備隊の本意は史料の制約があって簡単に推測できないが、中国官憲は北陵付近における日本側の行動を深く警戒し、榊原農場をめぐる日中間に様々な矛盾が潜んでいることが垣間見える。

（３）張作霖の態度と中国側の排日運動

関東憲兵隊側は、三陵衙門が張作霖の直接支配下にはないので、榊原農場事件は容易に解決できない、という見解を示していた¹⁸⁹。確かに商租料事件が起こった際、張は日本兵

¹⁸⁶ 大正一三年七月一二日船津在奉天総領事より幣原外相宛第二五四号「榊原政雄ニ関スル件」「JACAR:B09041289300、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0127-0129.

¹⁸⁷ 「為呈報事案瀋陽市警察所報告」奉天省長公署档. Jc10-27784.

¹⁸⁸ 「呈為遵令辦理日人榊原等擬在北陵一帶絵図及派警逡巡情形」奉天省長公署档. Jc10-27784.

¹⁸⁹ 前掲「北陵附近榊原農場小作人ニ支那兵暴行ノ件」0164.

との衝突をできる限り回避すべき旨を各隊に厳達した¹⁹⁰。だが、前文で述べたように、張が最初より榊原農場の権利獲得を狙って積極的に日本側と交渉し、農場の回収を志向していたこと、及び政治基盤を地主階級に置いていたことを考えれば、たとえ張との直接交渉が可能だったとしても、今回の事件は簡単に解決されたわけではないと思われる。そのみならず、一九一七年一二月、張は、奉天省議会¹⁹¹の決議をもって翌年一月に入ると、外国人への土地売却を「国土盗売罪」及び「外債私借罪」として厳しく禁止すべき旨を各県知事に訓令し¹⁹²、商租権の非合法性及び無効性を強調した。総領事館は、張の訓令が日本人の土地商租権を嚴重に妨害したとして、強く抗議しながら、張に弁明を求めた。それに対し、一九一八年二月、張は、「曩に通達したる件は不逞の徒が他人の土地又は地券等の証拠を以て私に之を外国人に租与し又は外債を借用し外国人は之が為に欺かれ損害を受け、勢ひ交渉を醸成することあるを恐れたるが故に須く官憲に届出で調査の上始めて契約訂立を許すべしといふに在り此れ流弊を杜絶し交渉の惹起を免れんとするの趣旨にして決して全て租借を許可せずと云ふにあらず」と答えた¹⁹³。このように、張は表面上、条約で認められた商租権を承認したが、実際には外国人による商租権の獲得を厳禁する態度をとったことが伺える。

ところで、東三省における水田事業はもとより該地域に移入した朝鮮人の耕作により発展してきたが、朝鮮人入植は水田栽培技術の進歩と労働力の増加を促す反面、朝鮮移民に

¹⁹⁰ 『大阪毎日新聞』大正一三年六月一七日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場 (E. 4. 3) (外務省外交史料館)」0496.

¹⁹¹ 前身は一九〇九年一〇月四日に設立された奉天諮議局である。辛亥革命後、奉天諮議局が奉天省臨時省議会に改組された。一九一三年二月一七日、奉天省臨時省議会に代わって奉天省議会が成立し、一九二九年二月に解散した。奉天省議会の成立過程とその役割については、塔麗婷「清末民初的東三省地方議会研究—从清末諮議局到民初省議会 (1907-1914)」(『吉林大学』二〇一四年、一一一七六頁)、張丹丹「民国時期奉天省議会研究 (1912-1929)」(『遼寧大学』二〇一九年、一一八五頁)を参照。

¹⁹² 「支那官憲ノ商租ニ対スル態度」(JACAR:B13081142000、最近支那関係諸問題摘要 第1巻 (第54議会用) (交渉問題) (議AJ-14) (外務省外交史料館)) 26-27.

¹⁹³ 青柳篤恒「商租権と満蒙への移民」東亜経済調査局編『東亜』第四巻第一〇号、一九三一年、二九頁。

伴う日本の東三省への勢力浸透を招いた。日本人が中国に帰化した朝鮮人の名義¹⁹⁴を使った土地買収を阻止するために、一九一八年七月、張は「提唱華民耕種水稻辦法」を公表し、中国人農民の水田開墾・耕作を奨励するとともに、「日本臣民」とみなした朝鮮人移民に対する規制を強化した。また、張は水田会社の設立には中国人だけが株主になれると定めた上に、調査員を各会社に派遣し、外国資本、特に日本資本が見つかった場合には登録を取り消したのみならず、奉天省内の土地を外国人に商租することを厳禁し、日本人の水田事業に対し厳重に警戒していた¹⁹⁵。

だが、現実には、ある中国人が偽りの土地売買契約で官地を日本人に売却するという違法行為が告発されたとしても、中国官憲により土地を回収することは難しい上に、たとえ関係日本人が契約解除を認めたとしても、中国側関係者の逮捕・処罰はかなり困難であり、関係日本人に契約上の土地を無条件に返還させることもできなかった。結局、中国官憲は、日本人に対する損害を賠償するか、土地の回収を放棄するかの二者択一を迫られた¹⁹⁶。また、中国人が正当な手続きを経ずに土地を私的に日本人・朝鮮人に商租して紛争を招いたこともあり、それに対して日本側は帝国臣民の保護を理由に、警察官を満洲各地に

¹⁹⁴ 「満蒙東蒙条約」締結後、日本側が「帝国臣民」である在満朝鮮人を利用して商租権を獲得することを防ぐために、中国側は朝鮮人の中国への帰化を促した。中国に帰化した在満朝鮮人が法律上、中国人であるので、中国人と同様の資格で土地所有権を持っていた。だが、日本側は中国に帰化した朝鮮人を通じて土地所有権を獲得することが多かったため、中国側は朝鮮人の帰化に制限を設けて様々な調査を行なった。在満朝鮮人の中国への帰化問題について、洪鐘必「関与旅満朝鮮人的帰化問題」（『韓国学論文集』一九九八年、三三六-三四二頁）を参照。一方、「満蒙東蒙条約」の締結に伴って「間島協約」（一九〇九年）は従前通り効力を有するかどうか、つまり「間島協約」自体の存廃は日中間の議論の争点となり、商租権問題や間島地方在住の朝鮮人の国籍問題などをめぐって激しい対立が起こった。詳しくは、李洪錫「中日『間島問題』交渉（1907-1931）」（『近代史研究』二〇一九年、二〇-三四頁）、姜龍範『近代中朝日三国対間島朝鮮人的政策研究』（黒龍江朝鮮民族出版社、二〇〇〇年）を参照。

¹⁹⁵ 金穎「民国時期奉天省地方政府農田水利政策研究」『遼寧大学学报（哲学社会科学版）』第三八卷、二〇一〇年、九三-九四頁。

¹⁹⁶ 張研、孫燕京編『民国史料叢刊』第三五九冊、大象出版社、二〇一二年、一一頁。

派遣するよう中国側に求めた¹⁹⁷。それに対し、東三省世論の代表とも見られる『東三省民報』は、在満日本人が中国に帰化した朝鮮人の名義を使用して土地所有権を獲得して紛争を惹起したことへの不安を示しながら、予め様々な制限を設けることにより、朝鮮人を媒介とした土地獲得を阻止すべきだと指摘した¹⁹⁸。

他方で、満鉄、東拓、大倉組の共同出資によって設立された東亜勸業は、国家権力を背景に中国側の商租権妨害運動により窮地に追い込まれた在満日本人の土地を一括して購入する一方、合弁契約・商租権などの形で土地獲得を着々と進めた。また、張作霖側が日本人が朝鮮人を利用して土地権利を得ることに強い警戒感を有していたため、東亜勸業は、朝鮮人保護という会社の設立目的を対外的に掲げなかった¹⁹⁹。このことから、張が日本による土地獲得に如何に敏感であったかを明瞭に読み取ることができる。東亜勸業による土地収奪に対し、中国官民は「土地併合ノ準備機関タル東亜勸業カ日本政府ノ支持ニヨツテ設立サレテ着々土地ニ対シテノ野心ヲ満サントシテ居ルコト」だと激しく批判し、その土地経営を妨害した²⁰⁰。

一方、船津は、中国側の排日運動は商租権問題の解決そのものを阻害するのみならず、日本の満洲権益を大きく揺るがすもののだとして、奉天省政府が条約を無視して日本人に圧迫を加えたことや、排日的記事の掲載などに対して嚴重な抗議を行ない、張の猛省を促した。一方、知識階級の中国民衆（主として奉天省議会議員）が日本に好感を持たないことに鑑み、張はその排日行動を高圧的に抑制することはできないと、船津は認めていた²⁰¹。

一九二四年四月一八日の奉天省議会臨時会では、「土地及附帶利権ヲ保護シ今後私ニ条約ヲ締結シ得サルノ提議案」を可決し、奉天省の土地及び土地に付属する一切の権利は奉天省人民の共有であることを声明するよう、張作霖及び王永江に要請した。船津は、奉天省議会の決議が在満日本人の満蒙発展に大きな弊害を及ぼすという懸念を、松井外相に訴

¹⁹⁷ 一九二四年四月、東三省において水田を経営していた朝鮮人秋成允らは、旅券登録に虚偽の内容が発見されたとして、在留禁止が命じられた（前掲姜論文「民国時期日本対東北水田投資研究－以朝鮮移民水田開発為中心」一一五頁）。

¹⁹⁸ 「東鉄沿線内憂外患之堪虞」『東三省民報』一九二四年六月一四日。

¹⁹⁹ 江夏由樹「近代東北アジア地域の経済統合と日本の国策会社－東亜勸業株式会社の事例から」『東北アジア研究』第八巻、二〇〇四年、七頁。

²⁰⁰ 前掲『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』六六頁。

²⁰¹ 大正一三年二月二七日船津在奉天総領事より松井外相宛第五八号「件名なし」
「JACAR:B03030288600、支那ニ於ケル利権回収問題一件（1.1.2）（外務省外交史料館）」0172-0173.

えた²⁰²。商租権をめぐる対日交渉を拒否すべきことを省政府に強く求めた省議会に対し、王は「謂以中央認為無効之条約做基礎不能允諾協商」（中央政府が無効だと認めた条約に基づいて協議することを承諾してはならない）と答えた²⁰³。

奉天省議会の商租権交渉拒否は楊宇霆²⁰⁴らの利権回収運動と相まって、商租権問題の解決を著しく困難にさせたことを、船津は深く憂慮した。九月二五日、船津は、商租権問題に関する奉天省政府の強硬な態度は「楊宇霆等一派ノ利権回収熱ニ駆ラレタル軍閥ノ干涉ニ基クモノ」だと指摘し、「（鍾は）軍閥ノ誤レル主義主張ニ盲従シスクハ強硬ノ態度ヲ示シ居ル実情」があり、さらに奉直関係が緊迫してきた現状下で張は細則交渉を顧みる暇がないから、細則予備交渉は一時停止した、と幣原外相に報告した。その一方で、満蒙発展において最も重要な土地に関して日本が大きな譲歩をして僅かに暫行協定を遂げようとすることはかえって「将来ノ為メ禍痕ヲ残シ邦人ノ経済的發展上帝国永遠ノ不利益トナルヘキヲ顧念シ」、むしろ奉天省政府に実施している商租を制限する訓令を取り消させ、商租権施行細則の協定を未解決の状態に放置し、後日、適当な機会があれば、交渉を再開すべき意見を進言した²⁰⁵。この提案は、当時の日本国内世論が中国時局が混乱を極めることを利用して土地商租問題の協定を進めるよう求めたこととは対照的である²⁰⁶。

²⁰² 大正一三年四月二六日船津在奉天総領事より松井外相宛第一二三号「利権外溢防止案ニ関スル件」「JACAR:B03030288800、支那ニ於ケル利権回収問題一件（1.1.2）（外務省外交史料館）」0242-0244.

²⁰³ 張復生『国難中之満蒙問題』東北文化社、一九二九年、二七頁、朱倣『日本侵略満蒙之研究』商務印書館、一九三〇年、八一頁。

²⁰⁴ 楊宇霆は一九一六年張作霖の参謀長代理を務め、一九二一年から東三省巡閱使署総参議、鎮威軍総参謀長、東三省保安総司令部総参議、東三省陸軍兵工廠総弁、江蘇軍務督弁、安国軍総参議長などを歴任し、一九二九年一月、張学良に緊急逮捕され、銃殺に処された（前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』五〇〇頁）。

²⁰⁵ 大正一三年九月二五日船津在奉天総領事より幣原外相宛第三九二号「土地商租細則予備交渉ニ関スル件」「JACAR:B04011179600、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件第三卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0162-0163.

²⁰⁶ 大正一三年一〇月六日船津在奉天総領事より幣原外相宛第四一三号「奉直時局ニ対スル一般輿論及民心趨向ニ関シ報告ノ件」「JACAR:B03050758200、江浙並奉直紛擾関係/戦況第六卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0236. 同電報によれば、第二次奉直戦争の際、満蒙権益の擁護として積極的な張作霖援助策を唱えた日本国内世論は、援張策を抑えて内政不干渉を推し進めた幣原外交を優柔不断と決めつけたという。

ところで、第二次奉直戦争に際し、船津は北京政府、東北政権に対し武力に訴えるのをやめて専ら平和的手段で問題解決を図るべき旨を、日本の「自主的見地ヨリ好意的ニ且相当強硬ナル警告」を与えることを通じて、英米側から日本が張作霖を擁護しているという非難や悪宣伝を防ぐと同時に、日本の立場を擁護する伏線を作ると主張した²⁰⁷。日本に好感を持たない直隸派が東三省の実権を握ることにより日本の満蒙における地位を一層窮境に陥らせることを危惧し、張を利用して東三省で日本の地位及び特殊權益を維持しようと考えた船津は、幣原と異なる張作霖擁護の態度を示した²⁰⁸。張作霖に関する基本方針や態度が、船津の商租権交渉に影を落としたことは否定できない。

船津によれば、張に排日的記事の取締りを再三働きかけた結果、張は『東三省民報』を代表とする地方新聞に排日的記事を掲載しないよう厳命し、九月二日以降、『東三省民報』は排日的記事を停止し、「其筆勢ハ常ニ穩健トナリ」という²⁰⁹。その背景には、船津の抗議のほか、張が、ソ連との間で中東鉄道の利権をめぐる協議を行っている際、排日運動を煽動することは日本に軍事行動や内政干渉を許す口実を与え、さらに自分の政権基盤を揺るがすことを意識し、露骨な排日運動を控える方針を掲げた、という事情が考えられる²¹⁰。

²⁰⁷ 大正一三年九月二三日船津在奉天総領事より幣原外相宛第三三七号「件名なし」
「JACAR:B03050771400、江浙並奉直紛擾関係/各国ノ態度 第一卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0175-0177.

²⁰⁸ 東三省における実力者張作霖に対して好意的な援助を与え、張を擁護することにより日本の満蒙利益を確保すべきだという船津の考えは、清浦内閣が主張した「東三省ノ実権者タル張作霖ニ対シテハ既定ノ方針ニ従ヒ引続キ好意的援助ヲ与ヘ且其ノ地位ヲ擁護スル」という対張作霖方針と一致していた（前掲「対支政策綱領」）。

²⁰⁹ 大正一三年九月二九日船津在奉天総領事より幣原外相宛第三八二号「排日新聞記事ニ関スル報告ノ件」 「JACAR:B11090301000、支那排日関係雑件 第六卷（3.3.8）（外務省外交史料館）」0174. 一九二四年四月、船津は『東三省民報』が「日本天皇に対して不敬である」として、その停刊を張作霖に求めた。張は四月二三日をもって一週間の停刊を訓令したこともある（黒龍江日報社新聞誌編輯室編『東北新聞史（1899-1949）』黒龍江出版社、二〇〇一年、一二六頁）。

²¹⁰ 奉ソ協定について、在満日本人は「支那動乱にてあつたロシア側は張作霖氏に利益の提供をせず、しかも奉露協定に成功して多年の懸案なる東支鉄道を手に入れたが、日本は絶好の時期を逃がして満蒙における商租権問題の解決をすらしなかった」と、日本当局の無

だが、表面上、張の訓令により排日的言動はある程度抑圧されたが、実際には「各新聞ハ旺ニ排日氣勢ヲ煽リテ利権回収ニ努メツツアル」のである²¹¹。『東三省民報』は、「日本侵略満洲史」と題する一連の記事を通じて排日的論調を引き続き展開した。特に、日本側の強烈な反対に対し『東三省民報』は、日本側の抗議を握りつぶすべきだと強調した。とはいえ、「親仁善隣」を掲げていた東北当局の立場と苦衷を察する『東三省民報』は、日本帝国主義に屈服するわけではないと述べながら、結局、一九二五年二月二二日をもって同記事の掲載停止を声明した²¹²。このことは、東北政権にとって日本側の抗議を無視して抗日運動を支えることは到底無理であることを暗示している。このような日本側への考慮は、済南事件直後、東北政権は高まった抗日運動を取り締まることにも示された。排日運動で活躍した大学生に対し、奉天省政府は「学生ノ熾烈ナル愛國心ハ大ニ可ナリト雖対日関係頗ル『デリケート』ナル此際張大元帥不在中日支間ニ事端ヲ起スハ賢ナラス時到ラハ諸君ト共ニ蹶起スヘキモ目下ノ場合隱忍自重セサルヘカラス」と、学生側の「輕挙妄動」に注意を喚起したが、その理由として「中央ニ服従シ静カニ其解決ヲ俟ツヘシ決シテ無意義ナル挙動ニ依リ外人ニ将来ノ口実ヲ貽スカ如キコトアルヘカラス」ことがあげられた²¹³。

ところが、「端頼群策群力、共同研究、救国救民、在此一举」²¹⁴（民衆の知恵と力を借りて対策を共同で練り、国と人々を救うことはこの一举にあり）という標語が示しているように、排日気運は中国全土に波及し、不平等条約撤廃運動は組織化されて一般民衆に働きかけるようになった²¹⁵。中国官民の利権回収熱が台頭しつつある状況において、日本側

能に憤慨し、商租権解決のため、「要望の運動」を起こした（「JACAR:B04011179700、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第三卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0224）。

²¹¹ 「奉天各界ノ対日感情」 「JACAR:B11090301000、支那排日関係雑件 第六卷（3.3.8）（外務省外交史料館）」0171-0173.

²¹² 「本報停登日本侵略満洲史之声明」 『東三省民報』一九二五年二月二二日。

²¹³ 「奉天ニ於ケル排日風潮概況」（昭和三年五月二八日調） 「JACAR:B02030069700、済南事件/排日及排貨関係 第十三卷（A.1.1）（外務省外交史料館）」0217.

²¹⁴ 「修改不平等条約大運動」 『大公報』一九二五年四月一八日。

²¹⁵ 中国共産党中央委員会の機関誌『向導週報』は、不平等条約撤廃を要求しながら、日貨排斥運動ではなく、積極的革命手段で日本帝国主義の経済侵略に抵抗すべきだと強調し、利権回収運動を進めていた（「廢約運動」一九二四年七月三〇日、「日本対華経済侵略之

がいかに商租問題の解決交渉を促したとしても、東北政権は積極的に応ずる気配を見せなかった²¹⁶。土地商租に種々な制限を加えた事実から、表向きには対華二十一カ条要求取消の希望を表明していないが、日本と特殊関係にある東北政権が実際に対華二十一カ条要求を否認している²¹⁷と、船津は推定した。船津の考えでは、東北政権としては、「南満東蒙条約」を基礎に日本側と商租権問題を協定することは、中国の「国論ニ背反スルモノニシテ忽テ四圍ノ批難攻撃ヲ受ケ彼等ノ政治的地盤ニモ影響スル」のみならず、仮に東北政権において何らかの方法で商租権に関する協定をしたとしても、省議会などにその協定が否認されたら、結局「名ヲ獲ルニ止マリテ其ノ実質ヲ失フノ結果に立至ルヘキ」だった。商租権交渉において、船津は「奉天官憲ノ立場ト我方ノ利益トヲ考慮シ奉天官憲カ新条約トハ関係ナク支那ノ国論ヲ沸騰セシメサル範圍ニ於テ解決ヲ告ケント欲スル希望ヲ容レ」、奉天省政府と折衝を重ねたが、双方の主張に食い違いがあつて結局協議は中止となった。のちに船津は三つの解決策を提示しつつ、幣原外相にいずれかの方法で交渉を進めるよう請訓した。船津によれば、「満蒙ニ於ケル我国ノ特殊地位ニ鑑ミ東三省ノ地域ニ関スル限り開放地以外ニ於ケル領事裁判権ヲ撤廃シ其ノ代償トシテ所有權ニ代ハルヘキ土地ノ永租

最近表現」同八月二〇日）。北京政府の不平等条約の改正を求める「修約外交」について、張作霖は「主順序緩進」（順序に従って緩慢に進めること）と主張した（「奉張向外団致意四点」『大公報』一九二六年一月一三日）。

²¹⁶ 『朝鮮新聞』によると、「近来彼（張）はこの問題は中央政府が解決すべきものであると、逃げを張ってる」のである（『朝鮮新聞』大正一四年一月二四日）。

「JACAR:B04011176500、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第五卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0012）。

²¹⁷ 一九一五年の対華二十一カ条要求が出された時、張は袁世凱に対し「日支交渉は毫も譲歩すべからず、交渉若し破裂せば、願くば全師を率いて決戦し日本兵を駆逐せん、然らざるば一死以て国に殉ぜん」と伝えたことがある（園田一亀『怪傑張作霖』中華堂、一九二二年、七八頁）。対華二十一カ条要求に対して、張は漸次否認する意向を示し、「有耶無耶の抵抗態度」で日本帝国主義による諸權益の完全実施を不可能ならしめた（前掲『東北軍閥政権の研究—張作霖・張学良の對外抵抗と對内統一の軌跡—』一五三頁）。

権²¹⁸ヲ認メシムルニ於テハ滿蒙ニ於ケル邦人ノ發展上一大利益タルヘシ」のである²¹⁹。船津は商租権を永租権とみなし、永租権の獲得を条件として、東三省未開地における領事裁判権の撤廃を認めたことが伺える。

中国世論に対する深い憂慮は、船津の土地商租権に関する在満朝鮮人の不法な行為を嚴重に警戒していることにおいても明らかとなる。一九二五年三月、池錫模ら²²⁰在満朝鮮人は商租権問題の根本的な解決を口実に、「滿洲商租権問題ニ関スル第五十回議會請願書」を帝国議會に提出すること、陳情運動のため上京して朝鮮人大会を開催することを計画した。加藤内閣に提示した「滿洲商租権問題建白書」において、池らは商租権施行細則の協定がまだ成立しないことは、中国官憲の排日運動や土地商租権妨害運動と相まって、在満朝鮮人の土地商租権獲得を一層困難にさせることを指摘する一方、中国側地主が恣意に商租契約を解除し、小作人を追放するといった不条理な行為を挙げながら、「万一我カ帝国政府ニシテ此ノ商租問題ヲ輕々看過シ依然トシテ曠日弥久之レヲ放任センカ在滿二百万ノ帝国同胞臣民ハ到底塗炭ノ城ヨリ脱出スル能ハズ」として、商租権問題の根本的解決を加藤内閣に迫った。また、最悪の場合は、「已ムヲ得ズ帝国臣民ノ国籍ヲ脱シテ支那ニ帰化スルノ允許ヲ与ヘラレンコトヲ望マザルヲ得ズ之レ商租問題ノ實現ニ由リテ自活ノ道ヲ得ルニアラザレバ支那ニ帰化シテ自滅ヲ免ルルノ外他ノ方法無ケレバナリ」と言明した²²⁰。それについて、船津は、池らの動きは土地商租権問題や朝鮮人問題に名を借り、上京及び大会開催など各方面に要する運動費をだまし取る詐欺的行為であり、その目的は満洲における土地を買収することであると指摘する一方、池らの陰謀が暴露した後、中国から強烈な反発を招くのみならず、商租権問題自体の解決に重大な障害を与えて「彼我ノ親交ヲ阻害

²¹⁸ 形式は所有権ではないが、実質上は所有権であると解釈する。中国側慣習上の租権は永租と普通租があり、商租権は仮に期限を設定したとしても、無条件に更新することができれば、永租と解すべきものであり、永遠無窮に土地を使用収益し、しかもその権利を典売処分し得るものであるというのは、「永租権説」の根拠となる（前掲『人口問題ヲ基調トシテ滿蒙拓殖策ノ研究』二八四-二八五頁）。

²¹⁹ 大正一三年十一月四日船津在奉天総領事より幣原外相宛第四七九号「土地商租問題ニ関シ請訓ノ件」「JACAR:B04011179700、支那ニ於ケル租借地關係雜件/規則ニ関スル件 第三卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0215-0219。船津三案について外務本省の方針は、「細則協定交渉停頓後ニ於ケル我方対策」（「JACAR:B13081141800、最近支那關係諸問題摘要 第1卷（第54議會用）（交渉問題）（議AJ-14）（外務省外交史料館）」）を参照。

²²⁰ 大正一四年三月「滿洲商租権問題建白書」「JACAR:B04011176900、支那ニ於ケル租借地關係雜件 第五卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0104-0108。

スル」から、そのような行為を取り締まるべきだと幣原外相に請訓した²²¹。もとより中国官民は東三省に移住した、日本臣民とされた朝鮮人を日本の満洲侵略・併合の尖兵として警戒し、次々に朝鮮人の商租権獲得、中国への帰化問題に制限政策を打ち出し、朝鮮人追放問題もよく発生した²²²。このことから見れば、船津は商租権問題に関する中国側の態度をどれほど重要視し、商租権問題の解決そのものに悪影響を与えることをどれほど警戒していたのかが伺える。

小結

一九二五年八月、船津が在奉天総領事を離任した時、商租権交渉は先が見えずに途中で挫折した。商租料事件が発生した背景には、日本では戦後恐慌、震災恐慌に苦しみ、経済不況は日本側に潜んでいる積極的な大陸進出への志向を再び刺激した。また経済的苦況から脱却するために、満蒙の土地と資源を利用して日本が抱える人口食糧問題を一挙に解決し、満蒙進出により国難を乗り切るという積極政策が浮び上がってきた、ということがあげられる。加えて一九二四年五月、米国による排日移民法成立の衝撃は、日本において満蒙、シベリア等への大規模な移民送出を骨子とする大陸移民論を再度展開させ、この大陸移民論は日本による中国大陸への進出政策に加担していくことになった²²³。満蒙への移住

²²¹ 大正一四年三月三〇日船津在奉天総領事より幣原外相宛第一四七号「要視察鮮人ノ上京及朝鮮人大会開催計画ニ関スル件」、大正一四年四月一日船津在奉天総領事より幣原外相宛第一五二号「要視察鮮人上京及商租問題提議ニ関スル件」「JACAR:B04011176900、支那ニ於ケル租借地関係雑件 第五卷（1.7.7）（外務省外交史料館）」0109-0113。

²²² 一九二五年六月一日、朝鮮総督府警務局長三矢宮松と奉天省警務處處長于珍との間に、奉天省東辺道での朝鮮独立運動の取締りを奉天側に委任する「不逞鮮人の取締方に関する朝鮮総督府奉天省間の協定」（「三矢協定」）が結ばれた（前掲『日本外交年表並主要文書（下）』七五頁）。張作霖政権は、同協定を根拠として、不逞鮮人を徹底的に取り締まり、在満朝鮮人を圧迫して強硬な態度を示した。張学良政権時代は、朝鮮人に対する取締りは一層強化された。「三矢協定」について、尹鉉哲、唐烈「浅析『三矢協定』（『社科縱横』二〇一四年第九期、一四七—一五〇頁）は詳しい。

²²³ 一九二四年段階ではまだ現実味のなかった大陸移民論は、中国ナショナリズムの昂揚と国権回収運動による「満蒙権益」の危機という状況が強まる中で次第に重みを増すように

に伴う土地の獲得は不可欠で、在満日本人の対中強硬論への傾斜が強まるとともに日本側の北満進出策により、国交樹立後の日ソ間では緊張関係が続いた。他方、中国情勢は五・三〇事件や不平等条約改正問題などにより一層深刻さを増す中で、日貨ボイコットや排日運動は盛んに行われ、利権回収運動が大きく成長してきた。

商租料事件に際して、船津は事件調査のために領事館警察を一旦現場に派遣した後、奉天交渉署に武力行動の停止を求めながら、問題の平和的解決のために滞納商租料の調達を満鉄、東拓に求めた。後に三陵衙門が再び直接行動に出たのに対し、船津はその暴行を阻止するために領事館警察を農場に派遣し、自衛手段の行使に踏み切ったが、奉天交渉署が三陵衙門の直接行動を阻止することに望みを託し、守備隊の派遣を副次的なものと考え、力を後ろ盾とした対中強硬策までは意図していなかった。船津にとって、日本側の武力行使は、最終的な手段としてのみ考慮されるべきであり、それは『大陸日日新聞』が主張した「最早何等の顧慮を要せず躊躇するの要はない暴を制するに暴を以てするに守備隊の出動は蓋し当然の措置である」²²⁴とは異なったものであると思われる。また、船津からみれば、中国側を直接行動へと突き動かした誘因は、榊原側の商租料・水利費滞納のほか、榊原が専ら自分に有利な主張のみを宣伝し、日中間の軋轢を絶えず惹起することに求められるべきであった。

日本の土地獲得に対する中国側の態度は次第に強硬となり、しかも日中間で何らの具体的な商租権施行細則の取り決めもなかった状況下、船津は侵略的な傾向の表現や威圧的態度を極力忌避しようとする努めとともに、中国側の対日不信と排日動向を深く危惧し、張作霖の動きを見守りながら、中国世論を激化させない範囲に問題の円満な解決を模索していた。船津自身の基準によれば、軍事力を借りて満蒙權益を強引に獲得するのではなく、中国との親善関係を重視し、穏便な方法で日本人の経済発展及び土地買収を促進することは、満洲における土地問題の解決及び満蒙權益の維持拡大を実現する有効な方式であった。船津が中国側の排日運動を武力行使で鎮圧するのではなく、日中間の共存共栄を貫徹して日中提携により中国の反日感情を緩和しようとしたのは²²⁵、「幣原外交」が掲げてい

なる（長谷川雄一「一九二四年における脱歐入亜論の浮上」『国際政治』第一〇二号、一九九三年、九九一一三頁）。

²²⁴ 『大陸日日新聞』大正一三年六月一六日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0495.

²²⁵ 一九二二年八月、在上海総領事である船津はワシントン会議直後に日中関係が新たな軌道に乗ったのを受け、排日運動に対する宥和政策の一環として日華晩餐会を開いた（前掲『上海人物誌』九三頁）。

た共存共栄の精神をもって日本の経済的利益を進展させるという経済主義外交に忠実に従っているだけでなく、中国ナショナリズムが日本の満蒙權益を根底から脅かしていたことを痛感しながら、利権回収運動が中国官憲のみならず、人民によって推進されていること²²⁶を認め、ナショナリズムの奥に躍動する政治的民族な意義、及び強硬な土地収奪がいかに中国国民の反発を激化させるかを的確に認識していたことに依るところが大きいように思われる。他方、東三省での張作霖の地位を維持することによって日本の満蒙權益を守るべきだと考えた船津は、中国側の利権回収の気運が高まる際に、排日運動が商租権問題の解決を阻害するとして嚴重抗議を行なってその反省を促しながらも、東北政権が商租禁止の訓令を取り消すことに期待をかけており、平和的交渉による問題解決を望むのは決して不思議ではないと思われる。

だが、船津がいかに穏便な手段を通じて商租権問題の解決を図ろうとしても、中国側が日本の土地商租権の獲得を積極的に阻止している状況を変えることは無理であった。商租権交渉は不首尾になったばかりでなく、中国側の教育権回収運動²²⁷など「日本側の弱腰に付け込んで多年問題にもされなかった要求が遠慮会釈もなく持ち出され」た状況下、「出先総領事の態度方針が軟弱であった」という船津への批判が寄せられる²²⁸。中国に好意的

²²⁶ 「第三回満洲領事会議会議録」「JACAR:B18010630500、在外帝国領事官会議雑件/支那之部 第二巻(6.1.9)(外務省外交史料館)」0405。船津は「中国衰微の原因は外国の圧迫よりも、寧ろ中国内政の紊乱其者に在る」、「不平等条約の撤廃は、中国人自身の努力如何に依てこそ実現せられる」と論じ、中国国民の反省と自覚を促した(船津辰一郎「支那の病根は内部に在って外部に在らず」『外交時報』一九二八年一二月、五—一二頁)。

²²⁷ 中国側の教育権回収運動に対し、船津は「日支共存共栄の主義」を以て中国側の不合理的要求を容認しがちであることを批判する声もあった(『遼東新聞』大正一三年五月二三日。「JACAR:B03030288900、支那ニ於ケル利権回収問題一件(1.1.2)(外務省外交史料館)」0290)。

²²⁸ 川村宗嗣「所謂商租問題」『外交時報』一九二六年九月、八七—八八頁。川村は満鉄において土地関係の事務を担当し、商租に関する一連の研究を行った。川村は、中国で利権回収運動が起こった原因を日本政府の「南満東蒙条約」に対する態度に帰し、「日本は其積極的实施に躊躇の色を見せた。支那側は其虚に乗じて圧迫により已むなく締結した条約の廃棄運動を起した」ことを指摘している。一方、川村は、船津は「満洲に來任日浅く事の行懸りや支那側の事情等を充分に呑み込まれぬ」、「敵情偵察も不充分であつたろうし、当方の陣立も全然出来て居ず、只だ一騎で側目も振らず大手門に攻め寄せた所に失敗

なあまり国内的配慮を欠いた結果、より積極的な対中強硬策が煽られた。「土地を得られぬといふことは今や在満邦人の齊しく悩みとするところである。日支親善を如何に高唱しても口先だけでは何も得られない。真の日支親善は、日本人が此の土地に定着し、共同して満蒙開発に当ることに依て初めて得られるのである。商租権は方に日支親善満蒙開発の鍵関たるを失はぬ」²²⁹との見解のもとに、満蒙を生かす方法は土地商租権の設定にあると信じ、商租権問題を本格的武力行使で解決すべきだと要求する満蒙積極進出論者にとって、船津が実践した穏健な対中国交渉ははるかに軟弱で消極的である。その反面、土地略奪を抑制せずに主張される「共存共栄」自体は、中国官民の信頼を得たわけではなく、中国をめぐる九ヵ国条約が唱える中国の領土保全を尊重する方針とも矛盾していることは言うまでもない。

の原因がある」と述べ、商租権問題の解決において船津は「功を急ぎ過ぎた」と結論付けている。

²²⁹ 前掲『満蒙要覧』一九二九年、九三-九四頁。

第四章 林久治郎在奉天総領事と榊原農場鉄道撤去事件

序

一九二八年四月二五日、林久治郎は在奉天総領事に赴任した時、済南事件を契機に日中関係は急速に悪化した。時の田中義一内閣は「援張策」による満蒙分離政策と積極的權益擁護政策を推進したが、張作霖爆殺事件によって止むを得ず対中国政策の転換を行った。中国では張学良新政権の国民政府合流に伴って南北統一が実現され、国民政府勢力の東三省進出により東三省における利権回収運動や商租権反対運動は一層激化した²³⁰。

このような複雑な背景に、一九二九年六月、日本側は榊原農場を横断した中国側の北陵遊覧鉄道を実力で強制的に撤去するという、いわゆる榊原農場鉄道撤去事件が起こった。中国官民、特に同事件に端を発して成立した遼寧省国民外交協会は激しく対日批判を行った。日本側の土地商租権設定と中国側の反対運動との矛盾が深刻化した状況下で、林がどのような理念を持って榊原農場鉄道撤去事件に対処したのか、また外交協会がどのように反応していたのかを明らかにすることは、日中間の土地商租権問題の実状をとらえるためにも、民間の視点から商租権問題の特質を把握するためにも重要な意義を持っていると思われる。

そこで、本章の課題とするところは、榊原農場鉄道撤去事件の経緯を解明しながら、同事件をめぐって林の対中国交渉を分析することにより、林在奉天総領事の側から土地商租権問題の特質を考察することにある。また、同事件に関する外交協会の活動を検討することを通じて、日中両国政府だけでなく、民間の視点から、土地商租権問題の特質の一端に迫っていききたい。

²³⁰ 一九二〇年代後半期において中国政府により発表された商租権禁止の法令、訓令は圧倒的であった。詳しくは前掲『大満洲国』（四〇六-四一四頁）、「支那側の商租妨害手段（続編）」（「JACAR:B02031188300、満洲商租問題一件（A.4.3）（外務省外交史料館）」）を参照。

第一節 榊原農場鉄道撤去事件の前史

(1) 林による商租権問題交渉と張学良の態度

一九二八年六月二〇日、奉天督弁に就任した張学良は、内戦の停止を主張し、国民政府に和解の意を示して東北政権の存立を保持しようとした。一方、日本側の干渉により、張作霖の急死で動揺する東北政権内部の混乱がさらに深まることを危惧し、「当以最誠懇之態度与友国相周旋、屏除挑発離間陰謀、務達共存共栄之目的」（最大の誠意をもって友国＝日本と付き合っその挑発離間の陰謀を排除し、共存共栄の目的を果たすべきだ）²³¹と、日本との親睦を重視する外交方針を出し、日本との当面の対決を避けて対日緊張関係を緩和しようとした意図が伺える。のちに、「易幟」問題をめぐる対国民政府交渉に際して、張は「惟外交問題、不得不慎重处理」（外交問題のみを慎重に対応しなければならない）ことを繰り返した²³²。

七月九日、林は張学良に商租権問題の解決交渉を申し入れた時、張は商租権交渉の前提として領事裁判権の撤廃を求めた²³³。林は、日本側の実力行使で「易幟」を阻止することは無理である以上、自然の流れに任せる一方、既存条約の履行に関して張はいかなる決心を有するかを詳細に確かめながら、商租権問題の解決を促進すべきだと、田中外相に提言した²³⁴。七月一八日、日本政府は「満蒙時局措置大綱」²³⁵を出し、土地商租問題については、「交換的ニ漸進的方法ニ拠ル東三省内領事裁判権ノ撤廃ヲ約スルモ可ナリ」と決めた。商租問題を第一義として重要視し、中国における領事裁判権の撤廃が早晚実現されるべきだと判断した林は、条件付きの領事裁判権撤廃により日本人の「土地所有権」の許可

²³¹ 「東三省善後」『国聞週報』第五卷第二五期、一九二八年七月一日。一九二四年八月、胡政之は上海で『国聞週報』を創設した。

²³² 張友坤、銭進編『張学良年譜（上）』社会科学文献出版社、一九九六年、二九三頁。

²³³ 昭和三年七月九日林在奉天総領事より田中外相宛第四四一号「件名なし」
「JACAR:B02030166500、帝国ノ対支外交政策関係一件/張作霖爆死ニ際スル対満政策関係
松本記録（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0416-0417.

²³⁴ 昭和三年七月一七日林在奉天総領事より田中外相宛第四二三号「往電第四二二号ニ関シ」
「JACAR:B02030039800、満蒙問題ニ関スル交渉一件/満蒙鉄道交渉問題（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0109.

²³⁵ 「満蒙時局措置大綱」「JACAR:B02030166500、帝国ノ対支外交政策関係一件/張作霖爆死ニ際スル対満政策関係 松本記録（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0429-0431.

に関する協議を進めるべきだと主張し、その協議が成立するまで、在満日本人の「南満東蒙条約」による土地商租権の獲得を妨害しないよう東北政権に求めるべきだと、田中外相に提案した²³⁶。また、林は「南満東蒙条約」をはじめとした各種条約による日本側の権利を張学良に認めさせた上で、土地問題を解決して日本側の権益拡大を図り、張が応じない場合は、「威力使用ヲモ辞セサル決心」を示すべきだと主張した。一方、日本側がただ権益擁護のために実力行使に踏み込むだけである旨を各国に伝えながら、対内的に満蒙権益の維持、拡張に忠実である旨を打ち明け、一般国民の期待に叶うべきだと述べた²³⁷。林にとって、中国側の従来態度を一変させ、日本側の商租権獲得を容認すると声明することを要しないとはいえ、中国側が日本人の商租権獲得を妨害する場合には、直ちに実力をもって商租権を保護する方針をとるべきであった²³⁸。

八月二二日の第五回在満領事官会議連合会議において、中国式偽名、あるいは中国人の名義を使って相当の土地を買収している満鉄側は、契約の認証などを領事館に願い出る時、その手続きをなるべく速やかに取運ぶよう領事館に求めた。また、将来満鉄側の計画実行に一層の援助を与えるよう要請した。それに対し、林は「満鉄側ノ希望ハ至極尤モナリ」と指摘し、在満日本人の条約により正当に獲得される土地商租権の利用がまだ実現できないことに遺憾の意を表す一方、商租権保護のために、徹底的な措置を講じることは国際上種々面倒な問題を招く恐れがあるから、事前に地方関係領事と十分な連絡協調をとるよう満鉄側に求めると同時に、「善意ナル土地投資保護ニ対シテハ更ニ一層善処スルコト」を各関係領事に伝えた²³⁹。林にとって、東三省における日本の経済的発展が行き詰った原因は、日本が「南満東蒙条約」で認められた権利を中国側に拒否されたことに求められ、邦人の商租権の行使が実現されてはじめて、満蒙における積極的な経済発展が可能と

²³⁶ 昭和三年七月三〇日林在奉天総領事より田中外相宛第四七二号「件名なし」
「JACAR:B02030166600、帝国ノ対支外交政策関係一件/張作霖爆死ニ際スル対満政策関係
松本記録 (A. 1. 1) (外務省外交史料館)」0441-0442.

²³⁷ 昭和三年八月五日林在奉天総領事より田中外相宛第四八九号「件名なし」
「JACAR:B02031863500、支那内乱関係一件/国民軍ノ北伐関係/張学良対南方妥協問題/帝国ノ態度 松本記録 (A. 6. 1) (外務省外交史料館)」0397-0400.

²³⁸ 昭和三年八月六日林在奉天総領事より田中外相宛第四九三号「往電第四八九号ニ関シ」
「JACAR:B02031863500、支那内乱関係一件/国民軍ノ北伐関係/張学良対南方妥協問題/帝国ノ態度 松本記録 (A. 6. 1) (外務省外交史料館)」0400-0401.

²³⁹ 「連合会議会議録」昭和三年八月二二日。「JACAR:B15100139100、領事会議関係雑件/在満領事会議 第二巻 (M. 2. 3) (外務省外交史料館)」0132-0136.

なった。彼から見れば、商租権問題の解決には、治外法権撤廃という条件で東三省の内地開放を完全に行うことが望まれるが、その実現までの臨時の方法は、東三省における日本人の土地商租獲得を妨害しないよう、密かに中国官憲に要求することであったとされた²⁴⁰。

九月二四日、田中外相は「満洲問題解決方針」を林に伝え、中国側に商租権を履行させるよう訓示した²⁴¹。一〇月一三日、林は張を訪問し、土地問題の解決を強く申し入れたが、張は、交渉がまとまっても国民政府がこれを承認しない恐れがあるとの立場から、交渉を急ぐ必要がないと答え、消極的な態度しかとらなかった²⁴²。一〇月一九日、林は再び張を訪問し、治外法権撤廃を条件として商租権問題を速やかに解決するよう張に求めた。日本側は商租権問題を専ら張学良政権と交渉する方針を追求したのに対し、張は、「内外多事之際、無暇及此」（内外多事の時に際し、商租権問題を解決するいとまがない）、また、「奉天不能蔑視国民政府之意向、若不与国民政府充分接洽、縱然解決、亦恐他日再起紛争」（奉天省政府としては、国民政府の意向を無視できず、他日紛争が起こることを防ぐためには同問題を国民政府と十分に交渉した上で解決すべきだ）ことを理由に、対日直接交渉を回避した²⁴³。一二月六日、張は国民政府との間で東三省の内政、外交などの問題をめぐって相談した結果、東三省の内政問題には国民政府が介入せず、外交問題についてのみ、国民政府が責任を取るということが決定された²⁴⁴。

「易幟」が断行された後、張は、「外交問題は中央政権的権限」（外交問題が中央政府の権限に属する）と語りながら、東三省が抱える日中間の外交交渉をすべて国民政府に移管することを当地の日本各領事館に伝えた²⁴⁵。一九二九年一月一六日の第一七一回中国国

²⁴⁰ 昭和三年九月一四日「参考」書類「JACAR:B02030036800、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0413-0414.

²⁴¹ 昭和三年九月二四日田中外相より林在奉天総領事宛第一五八号「満洲問題ニ関スル件」 「JACAR:B02030036900、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0417.

²⁴² 「（四）奉天ニ於ケル交渉経過」 「JACAR:B13081174400、最近支那関係諸問題摘要 第1巻（第56議会用）（交渉問題）（議AJ-25）（外務省外交史料館）」27.

²⁴³ 前掲『張学良年譜（上）』三一五頁。「易幟」の前提条件の一つとして、張は東三省における対日交渉を国民政府外交部に任せることを蒋介石に要求し、蔣の承諾を得た。

²⁴⁴ 前掲『張学良年譜（上）』三二五頁。

²⁴⁵ 韓信夫、姜克夫編『中華民国史大事記（第五巻）』中華書局、二〇一一年、三二六三、三二七二頁。

民党中央政治会議において、国民政府は、各省の外交権は国民政府外交部に移管すべく、各省政府と諸外国との間で締結した契約は中央政府の承認を得ない限り、効力が発生しないことを定めた²⁴⁶。形式的統一を成し遂げた国民政府は東三省を実効支配し、東三省をめぐる外交権は漸次に国民政府へ回収された。張は国民政府の力を借りて自分の東北政権を固め、外交権の中央への移転を利用して商租権をめぐる対日交渉を避けながら、日本の勢力を東三省より排除しようとする姿勢が見て取れる。国民政府という外的要因のほか、張は「自己ノ地盤尚堅カラサル」、「自己ノ声望威力父ノ如クナラストカ本官ヨリ直接保安会員（東北臨時保安委員会²⁴⁷）ニ説カレタシトカ」²⁴⁸を理由に、日本側からの圧力を柔らげて、商租権をめぐる対日交渉開始を遷延させた。

土地問題の解決交渉において、林は張に説得を試みたが、成功しなかった。そして、林は、高揚した排日風潮、および張の優柔不断と政治的基盤の脆弱さからいえば、目下急速に商租権交渉を進めることが難しいと判断し、排日運動を緩和しようと力を尽くす一方、地方において東亜勸業などに「土地問題ヲ惹起セシメ事端ヲ繁カラシメ」、「彼ヨリ進テ我カ交渉ニ応スルノ已ムナキ様仕向クルノ外ナシ」と田中外相に進言した²⁴⁹。特に「易幟」後、東三省における急激な利権回収運動や商租権妨害運動が展開された状況に対し、林は、張に陰に陽に圧迫を加えながら、商租権妨害運動を実力で排除すべきだと提案し

²⁴⁶ 前掲『中華民国史大事記（第五卷）』三二七四頁。

²⁴⁷ 一九二八年七月一九日、東三省の最高行政機関として発足し、各省における一切の重要な政務を執り、実際には「最高権力機関」であった。東三省保安総司令である張学良は臨時保安委員会委員長を兼任し、東三省の「最高決定権」を握った。一九二九年一月七日、保安委員会に代わって、東北四省（一九二八年九月、国民政府は熱河特別区を第四の省として東北政権に編入）の最高行政機関である東北政務委員会が張学良政権下に成立した。東北政務委員会の歴史的背景や組織編成などについては、康越「張学良政権下における政治機構－東北政務委員会を中心に－」（『東アジア研究』第三七号、二〇〇三年、三五－四九頁）は詳しい。

²⁴⁸ 昭和三年一〇月二二日林在奉天総領事より田中外相宛第六五五号「往電第六五二号ニ関シ」、同二三日林在奉天総領事より田中外相宛第六五六号「往電第六五五号ニ関シ」
「JACAR:B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0424-0428.

²⁴⁹ 昭和三年一一月五日林在奉天総領事より田中外相宛第六七五号「件名なし」
「JACAR:B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0428-0429.

た。つまり、土地紛争を意図的に引き起こすことによって、張に何らかの対応を迫り、ひいては強硬な実力行使の口実を捻出して懸案の根本的解決を実現した。同時に、林は強硬手段に訴えると、東三省における排日運動が勃発する恐れがあるとはいえ、国民政府と日本との関係が好転した場合には格別に心配するほどの事ではない、と指摘した²⁵⁰。

土地紛争を利用して商租権問題を解決しようと考えた林は、中国官民が日本側の土地買収や商租権獲得を極度に警戒したことを認識し、穏便な方法で農業経営を行い、特に中国側から反感を買わないように土地商租権を獲得すべきだと考えた落合、矢田、船津とは好対照をなしている。また、当時の蜂谷輝雄²⁵¹奉天領事は、現地保護主義に基づいて土地及び在満朝鮮人を保護する方針を認めたが、現地保護主義は中国側が日本の満州進出を危惧する結果を招いた見地から、当事者としては事件の発生を未然に防ぐよう努めるべきであり、現地で中国官民との意思疎通に意を注ぎ、なるべく問題を惹起しないよう注意することが肝要だと主張した²⁵²。このように、在奉天総領事館内部でも林と違った見解が見られる。

一方、林は土地問題を利用しつつ、協調の誠意なくして支持しない、という日本政府の態度を張に如実に示すべきだとの意見を田中外相に進言した²⁵³。具体的には、「根本的ニ土地問題解決ヲ主眼トシテ進ムヲ得策トスヘク」、実力行使に出る際、常に表面上消極的な態度を示しながらも、実際には各地散在の土地経営により「事端ヲ滋カラシムルヲ得策トシ」、中国側がさらなる強硬姿勢を見せる場合、あらゆる手段で圧迫を加えて張を苦しめるのであった²⁵⁴。張との間で土地問題の根本的解決をはかることは不可能である以上、東三省の排日運動を容赦なく鎮圧する一方、国民政府との交渉を待ちながら、「南満東蒙

²⁵⁰ 昭和四年一月二二日林在奉天総領事より田中外相宛第六八号「件名なし」

「JACAR:B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0434-0435.

²⁵¹ 蜂谷輝雄は一八九五年東京に生まれ、一九一九年六月外務省に入省、ハンブルク副領事や奉天、バンクーバー領事などを経て、一九三三年二月に在奉天総領事に着任した。

²⁵² 前掲「連合会議会議録」0135.

²⁵³ 昭和四年一月二五日林在奉天総領事より田中外相宛第七七号「件名なし」

「JACAR:B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0436-0437.

²⁵⁴ 昭和四年一月二七日林在奉天総領事より田中外相宛第八三号「件名なし」

「JACAR:B02030037000、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0438-0440.

条約」に基づいて日本人の商租権を擁護し、商租権妨害運動を断固排除しなければならないと、林は力説した²⁵⁵。それに対し、田中外相は緊迫する中国情勢の推移を見守って、国民政府との関係が好転するきっかけを待ちながら、各地に散在している商租地の経営及び中国側の妨害排除の具体的方法について予め詳細に考究すべきだと訓令し、林の強硬策を取り上げなかった²⁵⁶。

ところで、林は、張作霖爆死事件以来、英米諸国が日本の対満政策に深い注意を払うことに鑑み、土地問題に慎重な考慮を要することを田中外相に述べた。具体的には、現地保護が可能である商租地の土地経営に関して中国側の妨害を実力で排除して事端を繁くすべきだが、現地保護のために強硬手段を実行する際には、警察官派遣のほか、事態の推移に伴って「臨機兵力ノ使用」も想定されるため、経営を開始すべき土地を慎重に選定すべきだという。一方、東亜勸業の支持を得たが、満鉄側の意向が不明であったため、林は、満鉄、陸軍、関東庁など出先機関との打ち合わせをなるべく早めに行うよう求めた²⁵⁷。このように、在奉天総領事が「兵力ノ使用」を想定して進言しているのは非常に興味深いと思われる。

林の強硬策に対し、一九二九年三月中旬、張は東北四省の軍民政長官会議において「治理東北大綱」を議決し、「土地権利は誓って全力を以て保護」すべきことを掲げた²⁵⁸。林は、張が国民の排外運動に同調して日本の権益を侵害し、日本側との交渉を回避したとして、断然張学良不支持の方針に転じる一方、日本側の「特殊地位ノ威力」を張に痛感させ

²⁵⁵ 「対満蒙政策私案（林総領事ノ案）」日付不明「JACAR:B02030037200、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0450-0453.

²⁵⁶ 昭和四年一月三十一日田中外相より林在奉天総領事宛第二一号「商租地経営問題ニ関スル件」 「JACAR:B02030037100、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0441.

²⁵⁷ 昭和四年二月一日林在奉天総領事より田中外相宛第九七号「件名なし」 「JACAR:B02030037100、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A. 1. 1）（外務省外交史料館）」0442-0446. 「兵力使用」の提案は林の鉄道問題解決においても同える。同電報において、林はかつて、陸軍顧問の撤去や満鉄の軍需輸送停止、京奉線「クロス」の切断などの手段は中国側に一打撃を与えたとはいえ、今日において帝国の決意を示す以外に何らの実質的な効果もないことを指摘し、日本の勢力下に置かれた鉄道については、「大部隊ノ兵力使用ヲ覚悟セサル限り実行ノ見込無キハ明ニシテ当地方陸軍側専門家モ此ノ点ニ付大体ニ於テ本官ト所見ヲ一ニス」と述べた。

²⁵⁸ 前掲「支那側の商租妨害手段（続編）」0332 .

た上で、「我軍顧問ノ撤去」「京奉線の『クロス』遮断」「条約又ハ契約ニ根拠アル諸問題ニ関スル積極的策動」など具体案を通じて、土地商租権問題などを解決すると主張した。林によれば、自分の解決策には何らかの非違もなく、また、もとより領土併合ないし列国の機会均等主義を無視するものではないため、具体案に着手してから適宜中外に表明して誤解を解くべきであった。同時に、林は、具体案の実行は世間の注目を集めて問題解決に重大な影響を及ぼすとして、国内外情勢に基づき、実行着手の時機について慎重に考慮すべきだと考えた²⁵⁹。前任の吉田在奉天総領事は京奉線軍用列車の満鉄附属地通過停止の実行を外務本省、満鉄、関東庁に懇々と説き勧めたことを考えれば、強硬手段で満蒙問題を解決すべきだという点において、林は吉田とほぼ同様の考えを持っていたと思われる。後に述べるように、吉田と同じく、林の強硬策も田中外相によって差し止められた。

そこで林は強硬的姿勢を崩さなかったが、強硬策実行のタイミングを深く考え、中外の誤解を極力避けるべきだと力説した。だが、田中外相は、もとより張作霖爆殺事件は東北政権との協調関係に大きな打撃を与えたが、対中外交方針を満蒙分離政策から国民政府との関係改善に転じようとした状況下で、土地問題に関して強硬な姿勢を強めていることは、むしろ日中関係を悪化させると判断した。そして田中外相は、「所謂具体措置ト云フコトハ当方ヨリ差図スル迄何モ着手スル勿レ」として、林による強硬策の実行は差し控えられたいと訓令した²⁶⁰。積極的な対中国強硬外交を掲げる田中外相さえ林の提案を賛成しなかったことから、林の解決策はいかに強硬なものであったかが読み取れる。

（２）榊原の鉄道撤去「交渉願」

一九二五年、郭松齡が北陵付近に航空所を設置するため、皇姑屯駅より北陵付近までの鉄道延長を計画し、榊原農場の中央を横断する鉄道敷設用の路盤を築造した²⁶¹。榊原は、

²⁵⁹ 「対満蒙方針案」昭和四年五月。「JACAR:B02030037300、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A.1.1）（外務省外交史料館）」0459-0461.

²⁶⁰ 「林総領事ニ対スル大臣訓示」昭和四年五月四日。「JACAR:B02030037300、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二巻（A.1.1）（外務省外交史料館）」0462-0463.

²⁶¹ 瀋陽駅から、皇姑屯駅、東北大学工廠、中医学院、東北大学を経て北陵内の航空所に至る全長十一・八キロメートルの鉄道路線で、中国側はこの鉄道を「北寧路北陵支線」と呼ぶ。満鉄によれば、中国側は榊原農場において一八〇〇坪の用地を横断した（「榊原農場

榊原農場を自分の所有するものであると主張しつつ、中国側の農場内商租地の無断使用に対して相当額の代償支払を要求した。だが、中国側は榊原の商租権がすでに喪失しているとして彼の抗議を退け、交渉は一旦停滞した。

林は奉天総領事に着任すると、中国側との交渉を再開した。一九二九年に入ると、奉海鉄路局²⁶²は、北陵遊覧客の便をはかるとの理由のもとに、争点の路盤の上に北陵遊覧鉄道を敷設し始めた。それに対し、三月一日、林は遼寧交渉署²⁶³署長王鏡寰²⁶⁴に「我方要求通り速に鉄道線路を撤去し且損害賠償すべき」であると強硬な抗議文を出したが、中国側は応じなかった²⁶⁵。四月、奉海鉄路局は榊原農場の隣接地に新たな停車場を建設し、複線工事を進めた。同時に、万が一に備えて貨車二台に武装巡警三十名を配し、徹夜に監視していた²⁶⁶。

それに対し、榊原は総領事館を通じて、当該工事の中止、及び鉄道の撤去を中国側に申し入れた。林宛「交渉願」²⁶⁷のなかで、榊原は、既得権擁護の要訣は「現場の争はず日本側が勝ち以て文書の争を後に残すにありと信んず」、「文書の争のみを事とするに於ては結局帝国の既得権全部を喪失する端を開くもの」であると指摘し、実力による鉄道撤去は中国官憲を反省させる「恰好の材料」であるのみならず、これを機に他の奉天省政府に占有された土地（ことに一九一五年の農場返還契約に基づいて中国側に返還された榊原第一第二農場）を回復させるべきだと主張し、林からの諒解と保護を要望した。五月二〇日、林は、榊原農場の使用に対して中国側が相当の賠償を支払わない場合、榊原が自ら当

横断の北陵鉄道を遮断す」南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『調査時報』第九卷第七号、四九頁）。

²⁶² 一九二五年五月、張作霖が奉海鉄路局を設立し、奉天と吉林省海龍を結ぶ奉海鉄道の建設、管理などを取り扱った。二〇一三年より奉海鉄路局の旧址は「重点文物保護単位」となった。

²⁶³ 一九二九年三月、国民政府国務會議の決定により奉天省は遼寧省に改称され、奉天交渉署は遼寧交渉署に改称し、国民政府外交部に属した。

²⁶⁴ 王鏡寰は奉天官地清丈局総弁、奉海鉄路局総弁、奉天交渉署交渉員（東三省交渉総署署長を兼任）、遼寧交渉署署長を歴任し、奉天官界と実業界に重きをなした（前掲『現代中華民国満州帝国人名鑑』二三頁）。

²⁶⁵ 「奉天榊原農場問題」南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『調査時報』第九卷第五号、四八頁。

²⁶⁶ 前掲「榊原農場横断の北陵鉄道を遮断す」四八頁。

²⁶⁷ 前掲「奉天榊原農場問題」四九-五五頁。

該鐵道を撤去することについて、「本官も正当な理由として差し止め得ぬ」と、王に警告を発した²⁶⁸。五月二五日、林は、正当な既得権擁護の見地より榊原の鐵道撤去計画を認める旨を張に伝え、最後の警告を発してその反省を促したが、何らの返事もなかった²⁶⁹。日中間の紛争を惹起した榊原の行為を批判した落合、矢田、及び船津とは違って、林が榊原の強硬な要求に応じて共同歩調をとったことは注目すべきだと思われる。

第二節 榊原農場鐵道撤去事件と日中両国の対応

(1) 榊原による鐵道撤去と林の態度

実際のところ榊原は、既在一九二八年九月頃より実力で鐵道線路撤去を計画した。一九二九年春以来、榊原は奉天駅常磐旅館内に仮事務所を設けて専ら中国側に対する係争問題交渉に当たる一方、鐵道に経験ある邦人に依頼し、密かに実行のための準備を行った。五月二五日頃、榊原は総領事館の諒解を得て鐵道撤去遮断を断行すべく計画したが、五月末頃は華北運動会、張作霖爆死一周年祭などがあるため実行できず、六月末まで延期した。六月二七日午前三時、榊原は人夫二二名を自動車に分乗させて農場に至り、農場内に敷設した鐵道両端の撤去工事を行った。彼らは、日の丸の国旗、赤色の危険信号旗および「通行禁止榊原農場」という標札を立てて、北部に六本、南部に十本の軌道及び枕木等を取り外し、外部に鉄条網を張り、農場内軌道上にある貨車一両を脱線させて引き上げた。事件発生当日、榊原側が鐵道の遮断工事に取り掛かる旨を総領事館に急報すると、林は直ちに邦人保護を理由に、領事館警察（警部一、警部補三、巡查三十名）を現地へ派遣し、混乱をおさめた。日中間で何らかの暴力的衝突がなく、撤去工事は無事に完了し、事件の鎮静化に伴って警察隊もそのまま帰署した²⁷⁰。事件発生とともに、榊原農場の東南部が満鉄線

²⁶⁸ 『満洲日報』昭和四年六月二八日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0500.

²⁶⁹ 関東庁警務局高等警察課より作った「奉天榊原農場内支那鐵道撤去事件」昭和四年六月「JACAR:B09041289500、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0212.

²⁷⁰ 前掲「奉天榊原農場内支那鐵道撤去事件」0218-0219.

路に隣接していることによって、独立守備隊は満鉄沿線警備を理由に、擾乱の及ぶ可能性がある線路に守備兵を増員した²⁷¹。

事件の数日前、総領事館より榊原が自ら鉄道を遮断撤去すべき旨を受けた遼寧交渉署は、公文を以て総領事館に抗議を提出しながら、遼寧省政府へ報告した。省政府は奉海鐵路局に鉄道を嚴重に警戒するよう訓令する一方、警察を派遣して同地域を巡視し、榊原側が強引に鉄道を遮断撤去する場合には、直ちにその行動を阻止するよう、瀋陽県政府に求めた。指令を受けた鐵路局副局長盖銘は数名の私服巡警隊員を榊原農場に派遣し、六月二六日夜一二時頃、鉄道付近に到着したが、その時日本人の姿を見つけなかったため、付近に隠れて日本側の行為を見守っていた²⁷²。だが、事件が起こった時、現場において中国側の鐵路巡警隊長は、鉄道撤去のことを予知したが、「交渉關係ハ吾人ノ関知スル所ニアラス余ノ任務ハ停車場保護ニアリ榊原ノ鉄道遮断工事ヲナスヲ現認スルモ阻止スルコトナシト称シ素知ラヌ態度」を持ち、付近の巡警らも終始傍觀の態度をとった²⁷³。

事件当日、林は、数回にわたり賠償金の支払を通じて円満な解決を中国側に求めたが、中国側は応じなかったのみならず、さらに停車場を建築し、農場内に回避線を引込むため、総領事館は榊原の自由行為を阻止しない方針を採択した、と田中外相に報告する一方、商租料・水利費の滞納により農場の権利が消滅したという中国側の主張は「全然根拠ナキモノ」と述べた²⁷⁴。だが、林は榊原農場の商租権を確実なものとして支持し、榊原による鉄道撤去を黙過したものの、水田商租契約に規定した百町歩水田のみを榊原の権利範囲として承認し、榊原第一第二農場に対する榊原は何らの権利もないことを強調し

²⁷¹ 昭和四年六月二八日林在奉天総領事より田中外相宛第三八九号「往電第三八八号ニ関シ」「JACAR:B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0519-0520。満鉄線は榊原に撤去された箇所から離れているため、実際には影響を受けなかった（前掲「陳情請願」0324）。

²⁷² 前掲趙論文「榊原農場事件研究」三〇頁。

²⁷³ 前掲「奉天榊原農場内支那鉄道撤去事件」0219-0220。

²⁷⁴ 昭和四年六月二七日林在奉天総領事より田中外相宛第三八八号の一、二「件名なし」「JACAR:B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0517-0519。

た²⁷⁵。また、林は、中国側が領事館警察、殊に乗馬警察官を軍隊と誤解し、排日宣伝に利用することを憂慮した²⁷⁶。

（２）交渉署の抗議と張学良の対応

事件当日の午前九時、林は、今後、許可なく鉄道を敷設することなどをやめるよう、張に要請する一方²⁷⁷、榊原に撤去された鉄道の復旧工事を進めないよう、王に求めた²⁷⁸。榊原の破壊作業を監視していた現場巡警の無抵抗で傍観した態度とは対照的に、遼寧交渉署は嚴重に抗議を行った。二七日午後六時、王は張の命令により林に抗議を行い、「日本の官憲は公人として大局を顧みず頑民に加担し無頼の行為に参加したるは日支両国の誤解を益々深からしむるものにして遺憾の至りである」と述べながら、本件行動に参加する警察の嚴重処分、榊原による鉄道の原状回復、損失の代償及び榊原の処罰を要求した。それに対して二八日朝、林は王の抗議が全然理由ないものとして、反駁回答を発した²⁷⁹。

遼寧交渉署の見解では、日本側は軍隊及び警察²⁸⁰を派遣して榊原の暴行を援助し、中国側の交通機関を破壊したことは大局を顧みないもので、中国国民の誤解を惹起するものであった。六月二九日、遼寧交渉署日本課長は森島守人領事を訪ね、「日本官憲が斯かる暴力的方法を執ることは日本当局は勿論榊原自身の不利であろう、而かも多数の警官や軍隊が之を補佐せるに至っては貴国軍憲の威信に係わる」と抗議を行い、原状回復に加えて損害賠償を求めた。それに対して森島は、中国軍警や鉄道当事者との衝突を防ぐために領事

²⁷⁵ 昭和四年六月二八日林在奉天総領事より田中外相宛第三九〇号「往電第三八八号」
「JACAR:B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0520.

²⁷⁶ 前掲昭和四年六月二八日林在奉天総領事より田中外相宛第三八九号「往電第三八八号ニ関シ」0519-0520.

²⁷⁷ 『満洲日報』昭和四年六月二八日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0500.

²⁷⁸ 前掲「榊原農場横断の北陵鉄道を遮断す」五〇頁。

²⁷⁹ 『満洲日報』昭和四年六月二九日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0504.

²⁸⁰ 中国側の記録によれば、事件当日日本軍警は百余名の朝鮮人を率いて鉄道を破壊した（前掲『中華民国史大事記（第五卷）』三四〇七頁）。

館警察を派したに過ぎず、警備に当たっていた鉄道守備隊は現場に行かなかったと答えながら、中国こそ柵原農場問題を根本的に解決する義務があると反駁し、その反省を求めた²⁸¹。

七月四日、張は柵原農場問題に関する土地商租禁止訓令を発した²⁸²。七月五日、国民政府外交部は日本軍警が無許可で中国の鉄道を撤去することに嚴重な抗議を行い、当該軍警の処罰、原状回復、損失賠償を要求したが、日本側に拒絶された²⁸³。同日、北寧鐵路²⁸⁴特別党部は、日本側による鉄道撤去は国民を非常に憤慨させるとして、張学良に厳しい交渉をするよう求めた。七月八日、張は、すでに遼寧交渉署に対日交渉を任せて目下交渉中である旨を伝えつつ、愛国の熱意には感心したと述べた²⁸⁵。

ところで、同年三月、遼寧省政府は張の命令により「商租禁止令」や朝鮮人農民の「借地回収令」を各県知事に伝え、遼寧交渉署も外国人の「土地購買拒絶令」、帰化朝鮮人の「土地買収取締令」など密令を発し、ともに日本人及び朝鮮人に対する土地家屋の貸借売買を厳禁し、日本側の朝鮮人を利用した土地商租の拡張を防いだ²⁸⁶、鉄道撤去事件に際しては意外と穏健で消極的な態度をとったことが垣間見える。それゆえ、柵原が自力で鉄道撤去を執行したのは、当局の「緩慢拙劣」な対日交渉によるものである、という非難があった²⁸⁷。中ソの共同管理下に置かれていた中東鉄道の利権を実力で回収しようとする張学良政権は、対ソ交渉に重心をおきながら、日本の対応も懸念していることが原因として考えられる。中国側の中東鉄道強制回収やソ連の対中国国交断絶などにより中ソ関係がいつそう緊張してきた状況下では、張は中ソ紛争を可能な限り回避すべきだと蒋介石に伝え、その理由の一つとして「蘇俄未必遽敢宣戦、惟某方处心積慮在坐收漁利、百般煽惑、証拠昭然、不幸引起戦争牽涉甚大」（ソ連は宣戦する程の度胸がないが、ある者が漁夫の

²⁸¹ 『満洲日報』昭和四年六月三〇日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天柵原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0505.

²⁸² 「奉天を中心せる排日運動の近況」東亜経済調査局編『東亜』第三巻第四号、一九三〇年、一〇九頁。

²⁸³ 前掲『中華民国史大事記（第五巻）』三四一二、三四一九頁。

²⁸⁴ 前身は北京から奉天に至る京奉鐵路であり、一九二九年四月に北寧鐵路と改称した。

²⁸⁵ 前掲『張学良年譜（上）』三七六頁。

²⁸⁶ 前掲「支那側の商租妨害手段（続編）」0335-0336.

²⁸⁷ 昭和四年七月九日林在奉天総領事より幣原外相宛第四〇五号「往電第三八八号ニ関シ」
「JACAR:B02031723300、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0022.

利を得ようと企てて執拗に扇動しているという明白な証拠があり、不幸にして戦争となれば、その干渉が甚だしくなるに違いない) をあげた²⁸⁸。当時の文脈からみると、「某方＝ある者」とは日本を指していると推察できる。七月二三日、ソ連側が軍事行動に踏み込む直前、日本側は中国軍隊の満鉄利用を拒否する旨を出した。八月五日から、関東軍は長春に兵力を増強する一方、軍事演習などを行い、中国側と衝突しながら、中国軍隊を牽制しようとした²⁸⁹。このことから考えれば、張学良は日本側の介入を警戒していたのは不思議ではない。のちに、中東鉄道をめぐる奉ソ戦争が起こったので、張は土地商租権をめぐる対日交渉を行う暇がなかった²⁹⁰。

実際のところ、一九二八年八月のフルンボイル青年革命党暴動事件²⁹¹に際し、張学良も日本の内政干渉に危惧の念を抱いていた。八月二四日の『新晨報』によれば、「呼倫貝爾之變、赤俄既操縱於中、某国又助長其乱、凡属国人、廉不顯知其隱、我弟兄（張学良）受三省父老委託之重、宜応安境禦侮、万一操之不慎、立足以召外敵、中国既陷於淪亡」（フルンボイルの變は、ソ連はすでに内から操縦し、ある国はまたその動乱を助長し、全ての国民は、その隱＝表面に現れない災禍を見通す。張学良は東三省民衆の委任の重責を受け、平和維持と外敵防御をすべきだが、万が一慎重に対処しないなら、直ちに外敵を招き、中国は滅亡の危険に陥る）のである。このことから、張は日本の干渉に敏感であり、東三省政権を断固維持する覚悟が見て取れる。また、「先上將軍之崩殂、林樞助等之公然阻碍統一、弟嘗飲恨椎心、日有余痛」（將軍＝張作霖の逝去や、林樞助らの公然たる統一阻止には、張学良は恨みを飲んで心に椎を打つも、日々に痛みが続く）から、張学良の対日感情の硬化や日本への恨みが一目瞭然であると思われる²⁹²。

²⁸⁸ 一九二九年七月二二日「張学良致蒋介石電」 蔣中正總統檔案・革命文獻・統一時期、第五冊、四四頁、国史館所蔵。

²⁸⁹ 劉顕忠「中東路事件研究中的幾個問題」『歴史研究』二〇〇九年、一〇〇頁。

²⁹⁰ 一九二九年の奉ソ戦争に関しては、島田俊彦「東支鉄道をめぐる中ソ紛争―柳条溝事件直前の満州情勢―」（『国際政治』一九七〇巻四三号、二五-五〇頁）を参照。

²⁹¹ 一九二八年七月、内蒙古北東部に位置するフルンボイル市では、郭道甫と富明泰らは内蒙古青年革命党を率いて独立運動を行った。張学良政権はその暴動を嚴重警戒しつつ、武力行使と平和交渉を併用し、一〇月、独立運動は失敗に終わった。この事件について詳しくは宣百松「一九二八年呼倫貝爾青年党暴動失敗之主観原因評析」（『内蒙古師範大学学报（哲学社会科学版）』二〇一六年、一八-二一頁）を参照。

²⁹² 「学良電勸張宗昌」『新晨報』一九二八年八月二四日。

一九二九年七月二日、浜口雄幸内閣の成立に伴い、幣原喜重郎が再び外相に任命されて「幣原外交」を復活させた。中ソ間の緊張が高まると、長期化する中ソ紛争が満洲における日本の地位を固めると判断した幣原外相は、不干渉政策を標榜しながら、英米諸国の介入を排除し、中ソ間の直接交渉を促進しようとした。また、『盛京時報』²⁹³などを利用して中ソ戦況の惨烈さを誇大に宣伝し、中国民衆の排ソ気運や戦争への意欲を高める傾向が見られる²⁹⁴。中ソ紛争の解決に際し、スティムソン米国国務長官が主張した多国間交渉による調停という構想と違って、満洲における欧米諸国の影響力の拡大を危惧した幣原外相は、中ソ間の直接交渉を積極的に斡旋する姿勢を示した²⁹⁵。張は政權維持のため、もはや民衆の排日風潮を無視することは絶対に不可能であったが、中ソ紛争が重大化してきたことを鑑みると、対日強硬策を取るのには却って不得策であると考えた。張は、日本が中ソ紛争に乗じて權益の獲得を目論んでいることを警戒し、日本の干渉の口実を作らないため、東三省の排日運動を控えるべきだと考慮した。そして、張は各地の排日愛国運動を認めたが、ルール破りの暴動は、日本との外交交渉において政府を窮地に追い込む恐れがあるから、必ずルールに従って冷静に行動しなければならない、と指示を下した²⁹⁶。一方、一九二八年八月九日の蒋介石宛電報に、張は武力をもって日本と対抗すれば、「不但東省力有不足、即全国協力亦无把握」（東三省の力が足りないのみならず、全国の力でも覚束ない）と述べたこと²⁹⁷から考えれば、排日運動を控える背後には、張は日本に虚を衝かれることを危惧するのみならず、日本との実力差を痛感していたことが窺われる。東三省における日本の影響力が次第に強まっていた現状を見据えた上で、日本との対立を避ける努力が東北政權には求められていた。張の懸念に対し、蒋介石は日本への警戒心が薄く、張がソ連との戦争を危惧しながら、日本が漁夫の利を占めることを憂慮することは、むしろ中

²⁹³ 一九〇六年創刊当時から日本外務省、在奉天総領事館、および満鉄の資金援助を受けた『盛京時報』は、「在満日本人的先駆者」として、満洲における日本の政策宣伝、勢力拡張の役割を果たした（前掲『東北新聞史（1899-1949）』二七頁）。

²⁹⁴ 詳しくは李志学、謝清明「『盛京時報』視野下的中東路事件」（『日本問題研究』第二七卷、二〇一三年、七七-八三頁）を参照。

²⁹⁵ 前掲『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』二五八頁。

²⁹⁶ 周毅等主編『張学良文集』上巻、同澤出版社、一九九九年、一二五-一二六頁。

²⁹⁷ 中華民国重要史料初編編輯委員会編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 緒編（一）』台北、一九八一年、二二八頁。

央の対ソ政策遂行に支障を及ぼすと批判したが²⁹⁸、国民党中央党部は一旦排日禁止の命令を出した。中国各地における排日運動が一時中止の状態になり、ついに反ソ運動へと切り換えられた。

期待を寄せた総領事館との交渉が停滞すると、八月一〇日、遼寧省政府はまず榊原個人との直接交渉を通じて農場を回収しようと試みた²⁹⁹。榊原農場の回収及び損害賠償に固執する榊原の意向を考えれば、榊原との交渉は難しいと推測される。一〇月二四日、省政府は再び榊原農場問題を挙げて排日訓令を出したが³⁰⁰、日中双方の歩み寄りを見せず、事件の解決交渉は暗礁に乗り上げてしまった。

第三節 日中両国民間の反応

(1) 中日両国新聞界の態度

日本側の積極的な実力行使が中国ナショナリズムを燃え上がらせたことは、中国側新聞記事で裏付けられる。事件後、中国側新聞は日本側が武装騎兵、歩兵、警察官等を率いて中国巡警を拘禁し、工事を妨害する場合は直ちに武力を行使すべきだと威嚇しながら、軌道を破壊し、車両を脱線させたことを宣伝した³⁰¹。一九二九年七月一日、『大公報』は「日人拆毀北陵支路事件」と題する記事において、日本軍警が正当な手続きによらず、許可なく中国国有鉄路の一部を撤去したことを領土侵略の野心を包蔵するものと批判し、「東北外交一大事件」ともいうべき同事件は民間紛争ではなく、国際問題であると指摘した。同記事によれば、奉天を「被征服地」として位置付けた在満日本人は、満鉄など各機関と結びついて個人的利得に走り、乱暴な行動を行うことはもとより中国側の不満を招いたが、それは「打倒帝国主義」「反抗外人侵略」というナショナリズムの覚醒と相まっ

²⁹⁸ 『困勉記』巻一二、一九二九年七月二七日条。蔣中正總統檔案・文物圖書。対ソ方針をめぐる蒋介石と張学良の差異については、楊奎松「蒋介石、張学良与中東路事件之交渉」（『近代史研究』二〇〇五年第一巻、一三七―一八七頁）は詳しい。

²⁹⁹ 前掲『中華民國史大事記（第五巻）』三四三二頁。

³⁰⁰ 前掲「奉天を中心せる排日運動の近況」一〇九頁。

³⁰¹ 昭和四年六月三〇日岡本領事より田中外相宛第七二九号「奉天発閣下宛電報第三八八号ニ関シ」「JACAR:B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0521.

て、中国側において日本の侵略行為に対する怨念は深まるばかりで、日中間の激しい衝突が避けられない。また、日本側は従前から、中国官憲の愚昧や臆病、および民衆の粗忽を利することにより、いわゆる「既得権」を獲得し、武力行使も辞さず断固擁護した例は枚挙にいとまがないのであり、本件の根本問題は柵原の土地商租権を否認することにあるが、柵原側は決してその利権を自ら放棄するわけではなかったという。今回の事件は在満日本人の伝統思想の表現であり、中国民衆はそれに屈服する必要がないと断言できるが、両方の動きは極端になると、事の成り行きが推測できないとして、日本側の反省を促しつつ、慎重に対応するよう遼寧省政府に求めた³⁰²。同一八日の『大公報』は、改めて日本側軍警の「不顧体面、蔑視邦交、私袒頑民、加入此項無頼行為」（国の体面を顧みず国交を蔑視して頑民に加担し、このような無頼な行為をすること）を激しく批判する一方、「貴我交渉之案正多、自宜尋外交常軌磋商解決、勿以武力出之、実足滋国人之反感」（中日間で交渉中の件は多く、外交の常軌に従って詳しく相談した上で問題を解決すべきであり、武力行動に出る勿れ、国民の反感を一層強めるだけののである）と強調し、あくまで政府間の外交交渉による問題の解決を望んでいた³⁰³。七月五日、中国側は北寧鐵路管理局の名を以て、日本の武装軍人が人夫を率いて北陵駅の軌道を破壊したため、北陵遊覧列車の運行を停止するとの広告を掲載し、民衆の激昂が一層煽られた³⁰⁴。七月一三日の『民国日報』は、鉄道撤去事件において日本武装軍警が水田商租契約を蹂躪し、交通破壊に止まらず、中国主権を侵犯した行為を批判するとともに、国民政府の交渉を応援し、賠償処罰謝罪などの目的を達成させるよう国民党党员及び全国民衆に要請しながら、「打倒日本帝国主義」をスローガンに掲げ、中日間一切の不平等条約の撤廃などを求めた³⁰⁵。七月一八日の『武漢日報』は、日本官憲が柵原を後援して北陵支線を破壊することは「文明国ノ敢テセサル暴行」で、中国民族は「実力ヲ涵養シ最後ノ勝利ヲ得サルヘカラス」ことを報じた³⁰⁶。結局、同事件は日本の暴力的不法行為の代表例として中国側の世論を一層硬化させる

³⁰² 「日人拆毀北陵支路事件」『大公報』一九二九年七月一日。

³⁰³ 「北陵路案兩次抗議原文」『大公報』一九二九年七月一八日。

³⁰⁴ 前掲「柵原農場横断の北陵鉄道を遮断す」五三頁。

³⁰⁵ 「日本拆毀北寧支路線」『民国日報』一九二九年七月一三日。『民国日報』は一九一六年一月に上海で創刊された。一九二四年二月、中国国民党第一次全国代表大会の後、国民党の機関紙となり、反帝国主義、反封建主義を宣伝し、一九三二年に停刊した。

³⁰⁶ 昭和四年七月二二日桑島総領事より幣原外相宛第五六八号「奉天発閣下宛電報第三八八号ニ関シ」「JACAR:B09041290200、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天柵原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0524-0525.

一方、東三省だけの問題ではなく、全国的に重視される大問題になり、日本帝国主義反対、不平等条約撤廃などの排日運動につながるようになった。

中国側報道の激しい非難に対し、日本側新聞には、武力をもって満蒙懸案を解決しようとする対中国強硬論が伺える。『満洲日報』は、商租権が一つの永久権利であり、地租怠納で権利を喪失するものではないこと、榊原農場の滞納商租料がかつて中国側に納められたことを指摘しながら、商租料の一時的滞納のみを理由に一方的に契約を破棄する中国側の動きを批判し、榊原農場商租権の正当性及び榊原側の鉄道撤去の合理性を詳細に論じた。これは単に榊原だけの問題ではなく、日本の権益全般に影響を及ぼすべき重大な問題であるから、総領事館としては榊原の行動を阻止するわけがなく、交渉で問題の解決は頓挫した以上、力による解決する以外に途は残されていないとする³⁰⁷。また、鉄道撤去事件をきっかけに、『奉天新聞』は、榊原農場事件の沿革と交渉経過を詳しく分析することによって、榊原農場商租権の正当性を裏打ちするとともに、中国側はいかに榊原農場の権利を侵害したのかを詳細に論じる一方、「我方の権益全般に影響を及ぼすべき事大なるものある点に鑑みるに、権利者たる榊原が自己の権益を確保する為め、鉄道を自ら遮断撤去せんとする以上、奉天総領事館としては之を差止め得ない立場にあるので、別に榊原の行動を掣肘するの措置に出なかったのである」として、林の強硬策を理解する態度を示した³⁰⁸。換言すれば、林の強硬策も「国民の要望」に合わせたといえよう。さらに、『奉天新聞』は、中国側が「国有鉄道を破壊した」との理由をもって国際問題を惹起しようと企てたことを指摘し、「正当なる我が国民の権利を我が警官が保護するはこれ当然の事」であると結論づけた³⁰⁹。要するに、中国側は不法で榊原農場の商租地を横断する鉄道を敷設することは「商租権妨害の顕著な実例」で、「完全に我が条約上正当に獲得した商租権を蹂躪しつつある」のであった³¹⁰。本件鉄道撤去はその不誠意な態度に対する商租権擁護のための非常手段であり、中国側が榊原の正当なる権益を有する土地において鉄道を任意に敷設し、またその利用に対する賠償金も支払わないからこそ、日本側は実力行使に出ざるを得なくなったという。

³⁰⁷ 『満洲日報』昭和四年六月二八日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0499-0500.

³⁰⁸ 『奉天新聞』昭和四年六月二八日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0501.

³⁰⁹ 『奉天新聞』昭和四年六月二八日、同二九日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0503-0504.

³¹⁰ 前掲『大満洲国』四一六頁。

（２）遼寧省国民外交協会の活動

一九二九年七月三日、遼寧省商工總會会長金恩祺の主唱に基づき、省内商工農学各界代表は柵原農場鉄道撤去事件を主題として論議し、日本の暴行に対抗する排日示威運動の決行を決議した。七日、商工總會で第三回大会を開き、日本軍警が北陵における中国国有鉄道を破壊する暴行を中外に通電すること、国民大会を開催して世論を喚起すること、東三省各地に排日示威運動を行うこと、経済討論委員会並びに国貨維持委員会を創設すること、日本が円満な回答を寄せない場合は、最後の手段として日本に対する経済断交を即刻実行すること、など具体案を作成した。八日、商工總會を主とする遼寧省国民外交協会成立大会が開かれ、同協会は、「打倒日本軍閥外交」「排斥日貨」「喚起民衆」というスローガンを書いた手旗を用意し、中等学校以上の各学生の排日示威運動への参加を促進しようとした。遼寧省政府は、日本側が外交協会の排日運動を利用して武力干渉に及ぶことを憂慮し、露骨な排日運動を中止するよう、外交協会に求めた³¹¹。だが、外交協会からみれば、遼寧省政府がむやみに譲歩したあげく、日本側は愈々強引な態度に出た。外交協会としては、民衆と力を合わせながら、日本帝国主義的侵略に反抗し、国家主権を擁護しなければならないのである³¹²。外交協会の排日気運が高まる中、その排日運動は官憲の勧告により簡単に抑圧されるわけではなかった。

民間団体として発足した外交協会は、排日運動の急先鋒であり、対日強硬外交を求め続けた。同協会は遼寧省の各市県で分会を設置するのみならず、吉林省と黒竜江省まで支部を組織し、東三省当局（特に張学良）と密接な関係を有した。張学良は政府が公然と日本を批判できない場合、政府に代わって抗議や示威運動を行い、政府の後ろ盾となるよう協会委員に指示し、外交協会の力を利用して東三省から日本の勢力を追い出そうとした³¹³。

³¹¹ 「国民外交協会組織ト排日運動」「遼寧省国民外交協会宣言」「JACAR:B02031723300、支那国民外交協会関係雑纂 第一卷（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0023-0026、0026-0027。

³¹² 盧広績「回憶閻宝航同志」遼寧省政協文史資料研究委員会編『遼寧文史資料』第一〇輯、一九八四年、三二頁。盧は、遼寧省国民外交協会の発起人の一人である。

³¹³ 盧広績「回憶張学良將軍」政協瀋陽市委員会文史資料研究委員会編『瀋陽文史資料』第一〇卷、一九八五年、八-九頁。

また、張は、自己の活動経費の一部をもって外交協会の活動を全力で応援した³¹⁴。満鉄の調査によれば、外交協会は張学良より毎月五〇〇元の補助金を受けたが、必ずしも張の命令に従って行動するわけではない。外交問題が行き詰った時、張は外交協会に対し、国民の世論を誘導して外交交渉を有利な方向に導くよう、直接に訓令したことがある³¹⁵。

外交協会は国民常識促進会を組織し、国民の愛国主義教育を本格的に進め、一般民衆の外交政策や国際情勢への理解を深める一方、政府の外交交渉を督促支援しながら、全ての外交交渉の結果を公開するよう求めた³¹⁶。また、市街講演、宣伝文頒布などによって全国的排日運動を計画し、東北四省だけでなく、国民政府まで通電してその声援と指導を求め、排日運動を組織的に促進するよう努めた。七月一二日の第八次会议では、外交協会は、示威運動が許可されない場合は経済絶交を断行すること、鉄道撤去事件に対する遼寧省政府の軟弱な態度にさらに抗議すること、世界の輿論を喚起すること、北平に代表を派して王正廷（国民政府外交部長）に強硬な外交を建白することを決議する一方、東北四省各地の青年学生団体の奮起を促し、「日本との経済絶交を行え」「柵原農場を回収せよ」「柵原を国外に追放せよ」などの要求を突きつけ、鉄道撤去事件の解決を強く訴えた。それに対し、張は「諸賢の後楯あるに非ざれば外交折衝の促進を計りがたし」と答えた³¹⁷。遼寧省内の各県も外交協会の排日運動を積極的に応援し、「日本ノ武力的外交ヲ打倒セヨ」「経済ノ絶交」「仇貨ヲ抵制セヨ」³¹⁸などの排日的宣伝が盛んに唱えられた。七月三十一日、外交協会は、軍警と私服を合わせて二〇〇余名を派遣して中国の鉄道を破壊した日本側への憤慨を張に伝えた³¹⁹。

だが、中ソ関係が緊張してきた状況下で、対ソ交渉に精一杯であった張は、外交協会の露骨な排日示威運動を禁止し、実際には比較的慎重な態度をとった。外交協会は排日運動

³¹⁴ 前掲『張学良年譜（上）』三七七頁。

³¹⁵ 昭和六年六月二九日関東庁警務局長より拓務次官宛第七〇三五号「遼寧国民外交協会ノ活動」「JACAR:B02031724900、支那国民外交協会関係雑纂 第二卷（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0491.

³¹⁶ 「外交協会之組織与工作」『盛京時報』一九二九年一〇月四日。

³¹⁷ 『満洲日日新聞』昭和四年七月一七日。神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 外交 94-110.

³¹⁸ 昭和四年七月二四日荒川在牛莊領事より幣原外相宛第二〇四号「錦州ニ於ケル排日状況ニ関スル件」「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天柵原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0508.

³¹⁹ 「遼寧外交会最近上東北当局書」『東三省公報』一九二九年七月三十一日。

を一時的に中止し、中国本土の反ソ風潮に呼応して中東鉄道回収や赤化防止を目指し、猛烈な反ソ運動を行ったが、中ソ紛争に関する日本側新聞の報道を見て日本の態度を「親露的」と判断すると、その批判の矢先を再び日本に向けていった。日本人の土地侵略を阻止するため、外交協会は日中商民の債権債務関係を禁止すること、日本人に対する家屋貸与は政府首席の査閲捺印を要すること、国土盗売懲罰令（官署の証明がなければ外人との土地契約を締結できない）を速やかに公布すること、『盛京時報』をはじめとする在満日本漢字新聞の購読を禁止すること³²⁰などを省政府に要求した。一方、双十節（中華民国の建国記念日）を機に、外交協会は国民の愛国精神を振興して様々な排日宣伝を行った。一〇月一三日をもって遼寧省中華国貨社を設立し、「国貨提唱日貨排斥経済絶交」の宣伝に努めながら、同一六日には「打倒満鉄会社」と題する満鉄排斥に関する宣伝文を各県教育局、各学校に配布し、東三省における「移民政策—商租—雑居—駆逐中国人独買土地」という満鉄の経済的侵略行為を批判し、「商租雑居ニ反対セヨ」と主張して商租権の回収を強く請願した。他方で、遼寧省政府と遼寧交渉署の消極的態度に失望していた外交協会は、今後、国民政府の外交交渉を後援し、日中懸案を国民政府外交部に直接請願しようとした³²¹。十一月一七日、外交協会は、「遼寧交渉署ハ尚ホ撤廃セラレス為メニ帝国主義者ノ野望ヲ誘致ス前途危険憂慮ニ堪ヘス」として、同交渉署を速やかに撤廃して外交を中央に統一させるよう国民政府に請願し、遼寧交渉署への批判的論調が目立った³²²。また、二七日の第四回常識講演大会で、鉄道撤去事件に関して、外交協会は「六月二七日ハ

³²⁰ 一九二九年八月、外交協会は『国民外交週報』を創刊し、時事問題を論じながら、帝国主義の政策、特に東三省における日本の暴行を批判し、国民の愛国主義教育や反帝国主義運動に大きな役割を果たした。

³²¹ 「遼寧省国民外交協会ノ活動」昭和五年一月「JACAR:B02031723600、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0127-0132.

³²² 昭和四年十一月二五日関東庁警務局長心得より拓務次官宛第三三一九四号の二「外交交渉ノ中央統一方請願」「JACAR:B02031723500、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0101-0102. 一九二九年五月、国民政府外交部は年末までに各省交渉署を撤廃するとの提案を行い、七月、外交部は交渉署撤廃後、各地方の外交案件をすべて中央政府に移管すべきだと強調し、具体的な善後策を各地方に伝えたが、張学良政権と複雑な関係を持っている遼寧交渉署は、満洲事変まで残された（中国第二歴史档案馆編『外交部公報』一九二九年第二卷第四期、江蘇古籍出版社、五八-五九、六六頁）。

我等ノ新国恥ナリ」「北寧鐵路ノ修復ヲ要求セヨ」「鐵道破壊ノ損失賠償ヲ要求セヨ」を唱えた³²³。

小結

一九二九年九月頃から、経営困難に陥った榊原は、満鉄、東亜勸業、大倉組などに対して榊原農場（百町歩水田）の売却運動を行なったが、いずれも失敗した。その後、榊原は一五〇万円をもって農場の中国側への売り込みを計ったが、榊原の過大な要求で交渉が成立しなかった³²⁴。

ところで、榊原側は一九二二年一月に百町歩水田の商租権を売渡担保として東拓より四万円を借り入れ、一九三一年の時点では、農場に対する東拓の債権は元利約二十万円以上に上った。たが、榊原は数年前より元利を支払わなかったため、東拓は、一九三一年一月を限りに榊原が元利を滞納すれば、榊原農場を整理する方針を出すと同時に、当該農場を決して外国人に売却しない方針を固めた³²⁵。それに対し、多額の負債を抱えた榊原は直接に東拓本社に農場の債務処分を延期するよう要請しつつ、満鉄への売り込みを促進するための策略として、米国資本団が榊原農場の土地を狙うことを森田茂衆議院議長及び小磯国昭軍務局長に告げた。小磯は榊原農場の外国人への譲渡を認めず、満鉄に同農場を引き受けるよう働きかけた³²⁶。一方、四月二日、榊原が榊原農場を満鉄への売り込みを計ったことを知っていた国民外交協会は、榊原の計画を阻止するため、榊原農場回収委員会を

³²³ 昭和四年一二月二日関東庁警務局長心得より拓務次官宛第三三八五六号の二「国民外交協会講演大会」「JACAR:B02031723500、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻（A. 6. 1）（外務省外交史料館）」0102-0104.

³²⁴ 昭和五年一二月二六日関東庁警務局長より拓務次官等宛第三一四〇三号の二「榊原農場ノ競売説」「JACAR:B09041289700、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0364-0365.

³²⁵ 「件名なし」昭和六年二月二三日「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0406.

³²⁶ 昭和六年二月二〇日林在奉天総領事より幣原外相宛第一〇九号「貴電第三三号ニ関シ」、昭和六年四月二日林在奉天総領事より幣原外相宛第二三二号「往電第一〇九号ニ関シ」「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0417、0419.

組織し、国民政府外交部に榊原農場を回収するよう求めながら、列国に対し日本人の中国国土侵略の陰謀及び榊原農場回収の理由を通電して世論を積極的に喚起した³²⁷。それに対し、林は中国側が榊原農場の利権回収を焦ることを利用しながら、当地における満鉄関係の諸係争地問題を解決すべきだと、幣原外相に進言した³²⁸。六月四日、東拓支店長は、榊原の買戻期限が満了する旨を榊原側に通報するとともに、当地支店に農場を買い上げるよう指示した³²⁹。九月、榊原農場（百町歩水田）は名義上東拓の子会社たる鴻業会社に譲渡され、実質上東拓の所有に属し、東拓自ら農場の管理に当ることになった³³⁰。のちに、満鉄と東拓及び榊原側と交渉した結果、一九三二年四月二〇日、東拓は榊原農場の権利を満鉄に譲渡し、総領事館はその譲渡契約を認めた³³¹。

³²⁷ 昭和六年四月二五日林在奉天総領事より幣原外相宛第二七四号「件名なし」、昭和六年四月二七日関東庁警務局長より外務次官宛第四二三四号ノ二「遼寧国民外交協会ノ榊原農場回収運動」「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0422、0425.

³²⁸ 昭和六年六月五日林在奉天総領事より幣原外相宛第三四二号「貴電第一二五号ニ関シ」「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0429-0430.

³²⁹ 昭和六年六月四日林在奉天総領事より幣原外相宛第三四三号「往電第三四二号（二）ニ関シ」「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0433.

³³⁰ 昭和六年九月一七日林在奉天総領事より幣原外相宛第六〇六号「件名なし」「JACAR:B09041289800、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0436.

³³¹ 「譲渡契約書」「JACAR:B09041289900、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0443-0444. 実際のところ、一九三二年二月三日、榊原は一方的に昭陵余地全部（すでに中国側に返還された土地）の商租権を安田鉄之助（予備役陸軍中佐）に贈与し、昭陵余地を取り戻すことを安田に任せた（同前、0455-0456）。三月に「満洲国」が設立され、土地商租権も日本が満洲で獲得していた権利の一つとして「満洲国」政府によって確認、保護され、大きく変質した。「満洲国」の成立によって商租権問題解決交渉の場は日中間から日満間に大きく転換した状況下、安田は当該地域を踏査し、関係ある日満の要路者を歴訪しながら、昭陵余地のすべての土地を返還するよう、「満洲国」民政部総長臧式毅（兼奉天省長）に要請した。当時の内田康哉外相は、榊原農

鉄道撤去事件は表面上、商租権問題に起因しているものと見せたが、実際には日本側は武力に訴えて商租権問題を乗り越えようとする試みであると考えられる。同事件をめぐる経緯が示すように、この時期の中国では、東三省の中国への政治的求心力の強化に伴って満蒙の特殊性が漸次希薄となり、東三省の問題は徐々に中国本土の問題と密接につながった。もとより済南事件などの影響で中国の排外運動は日本を標的とするに至り、南京や上海、漢口といった主要都市では排日運動が急速に激化してきたが、鉄道撤去事件を契機に排日運動の波が東三省にも押し寄せてきた。外交協会をはじめとした広汎な国民各層によるナショナリズム運動は一般民衆の政治参加の意欲や愛国主義教育などを促しながら、不平等条約の撤廃や利権回収運動に腐心し、国民に根強い排日感情を植えつけた。

中国では反帝国主義運動が強力に展開されたのに対し、日本政府は積極的な大陸政策を展開し、満蒙懸案を強制的に解決しようと図ったわけであり、「田中外交」のもとで中国への軍事的・政治的干渉への漸次強化も事実である。浜口雄幸内閣の成立に伴い、再び外相に任命された幣原は、「対支親善」「共存共栄」をもって悪化した日中関係を改善しながら、満蒙の特殊権益を守ろうとした。だが、中国側の猛烈な利権回収運動に大恐慌の打撃が重なり、浜口内閣が実施した金解禁（通貨と金の兌換を自由にし、国際間の金の移動を自由にする）などの政策と相まって、日本経済は深刻な打撃を受け、日本国内の食糧不足や人口問題はいつそう深刻になった。中国ナショナリズムの高揚が満蒙特殊権益に対する日本国民の危機感をいちじるしく刺激し、日本の経済不況に由来するペシミズムや挫折感に加えて、満蒙積極進出論が急速に勢いを増した。さらに、済南事件の解決や中国の関税自主権承認問題など³³²をめぐる英米両国との政策上の乖離が表面化して国際的孤立が深まるにつれて、日本側において対中強硬策を求める声が高まってきた。

場（昭陵余地全部）を取り戻すべきことを認めたが、同地域において榊原が完全なる既得権益を持つこと自体を立証すべき充分で、且つ公正な根拠を作るのは難しく、今後満洲において政治的変革が起こる恐れがあることに鑑み、同問題をさらに慎重に考慮すべきだと判断した（「貴族院議員公爵近衛文麿君外一名提出榊原農場ニ関スル質問主意書ニ対スル答弁書」昭和八年三月二二日。「JACAR:B09041290000、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場（E. 4. 3）（外務省外交史料館）」0479-0480）。こうして昭陵余地を取り戻すことは未解決のまま、決着をつけられた。

³³² 済南事件に際して、第一次山東出兵には同調的であった英米両国が国民党に接近する立場から日本に批判的な態度を示し、特に日本との共同出兵を繰返し要請してきたイギリスは実利主義的観点から対中経済外交において日本との利害が離反し始めた（前掲『東アジ

このような複雑な状況下では、鉄道撤去事件の解決交渉に関わっていた林は、中国側の抗議を概して無視する態度をとった。彼にとって、こうした日本側の実力行使は、「南満東蒙条約」で認められた商租権という満洲における日本の正当な既得権益を擁護するだけでなく、行き詰った土地問題を解決する突破口になった。林は、商租権の解決交渉に際して意図的に土地紛争を激化させ、ひいては張学良に圧力をかけながら、強硬手段で土地問題を解決しようと望み、鉄道撤去事件に対しても終始、強硬な姿勢で臨んだ。同時に、林は、商租権の獲得を将来的に土地問題が根本的に解決されるまでの過渡的なものと位置付け、最終的には土地所有権を目指していた。その背後には、対中国内政不干渉主義や日中間の共存共栄ではなく、中国側（特に張学良政権）への干渉や実力行使によって日本の権益を断固守ろうという積極的な対中国政策が読み取れる。

条約や確かな証拠に基づいて土地問題を穏便に解決しようとする落合、及び商租権問題をめぐる日中間の紛争をできる限り回避し、土地商租権のみを目指している矢田、船津と比べて、土地紛争を惹起しながら、軍事力の行使も辞さずに断固として土地問題を解決し、最終的には土地所有権の獲得を目指している林は、土地問題に関する目標の点でも手段の点でもはるかに強硬で積極的であったことを見逃してはならない。また、樺原の乱暴な行為が日中間の紛争を招き、ひいては一般日本人の農業経営や商租権獲得などに悪影響を及ぼすとして激しく批判した落合、矢田及び船津とは対照的に、林は樺原による中国側鉄道撤去を積極的に支え、その実力行使を窮地に追い詰められた商租権問題解決の突破口として利用したことを見逃してはならない。

林は、欧米諸国の対日態度を重要視し、中国の領土に対する露骨な野心が露呈して英米の誤解を招いたことをどうしても避けたいのである。他方で、林は、中国側の排日運動や商租権妨害運動を断固鎮圧、排除し、ある意味で対中強硬論者の期待に応えたが、中国のナショナリズムがもっている巨大なエネルギーや歴史意義を過小評価することが見て取れる。

鉄道撤去事件に際し、遼寧省政府、遼寧交渉署は高揚するナショナリズムに対応して再三抗議を出したが、ある程度東三省の排日運動を抑える政策をとった。また、関係者の処

ア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』二〇八、二二六頁）。中国の関税自主権承認問題に関して、日本は非協調的な態度を示し、中国側の不平等条約撤廃の最大の妨害者として中国側の非難を浴びたのに対し、蒋介石の南京国民政府を統一政権として育成し、これを自国の影響下に置こうと努めた米国は、中国の関税自主権の回復を率先して承認し、積極的対応を示した。その後、英仏伊など主要国はいずれも中国の関税自主権を正式に承認した。

分、原状回復や損害賠償などを日本側に要求し、国家主権を維持しようとしたにもかかわらず、実際には自己の立場を一貫して主張することに失敗した。民衆の間では、事件解決に関する東北当局の対日交渉が不十分で、しかもその態度が軟弱であるという批判は殺到し、一般的な評価は高くなかった。外交協会は遼寧省政府及び遼寧交渉署の怠慢を激しく責め、張学良政権ではなく、国民政府による対日交渉で事件の円満な解決を期待すると同時に、日本の土地収奪に様々の対抗策を真剣に講究しながら、領土の保存や利権回収運動に奔走し、民意機関として国民の覚醒を訴える役割を積極的に果たした。中国民衆の高揚した排日気運と比べて、張は比較的穏健な対日方針をとったのは、当時、対ソ交渉に重点をおくこと、及び外交交渉の権限が漸次に地方政府から国民政府外交部に移すという状況によるところが大きい。一方、張は、過激な排日運動が日本の武力行使や内政干渉を招くことを深く憂慮し、対日衝突を回避すべく慎重に東北政権の地盤を確保することを見逃してはならない。それは、民衆の要求よりも、政府としては政治的立場を最優先に考慮したことを反映すると同時に、外交協会は民間団体としての力の限界を露呈したといえる。

第五章 安東領事吉田茂の対中国外交

序

吉田の安東在勤期において、日本は辛亥革命によって混乱する中国情勢、さらに第一次世界大戦におけるヨーロッパ列国の極東からの一時的後退を契機に満洲及び中国本土への進出を企図し、軍事力を背景として対華二十一カ条要求を突きつけることによって満洲権益の強化を推進し、満蒙問題の根本的解決を目指す一方、中国では排日運動が高揚してナショナリズムの巨大なエネルギーが解放され、英米の対日不信は一層深まった。このような複雑な内外情勢に際して吉田がどのような理念を持って対応したのかを明らかにすることは、外交官としての吉田の対中国外交の特質を総体的に捉えること、及び奉天総領事時期の対中国政策との繋がりを掘り下げることになるだろう。

以上のような問題意識を踏まえて、本章は先行研究であまり重点的に触れられていない在安東領事時代の対中国政策を分析することにより、吉田の対中国外交の一側面を描きたい。

第一節 奉天在勤期

日清・日露戦争の勝利により、日本は大陸帝国への道に踏み出し、軍事力、経済力を背景に強国として世界の舞台に登場した。日露戦争後、日本の満洲権益の確立とその国際的正統性の確立はほぼ達成された。そして、日本の中国政策は満洲権益の一層の強化、中国本土への勢力拡張及び清朝との密接な関係の構築といった新たな課題の模索・追求へと向うこととなる³³³。

一九〇七年、吉田は奉天総領事館の領事官補として外交官としての経歴をスタートさせた。彼自身の言葉を借りれば、「支那大陸に早くから勤務できたことは、私として非常に得るところがあった」³³⁴。第二次世界大戦後、吉田は自分の初心を「別に、将来は陸奥宗光伯や小村寿太郎侯のごとき大外交家になって、樽俎折衝の間に、国威発揚、対外発展に貢献してやろうなどという大望を抱いたわけではない」³³⁵と述べていたが、実際には吉田

³³³ 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年、八九頁。

³³⁴ 吉田茂『回想十年（下）』中央公論新社、二〇一五年、初出は一九五七年、二一六頁。

³³⁵ 前掲『回想十年（下）』二一二-二一三頁。

が「日清戦争、三国干涉、日露戦争と打ち続いた難局の打開に、我々の先輩が示した英知とその払った努力とは、現に国際的にも高く評価されている」³³⁶と考え、陸奥、小村らを高く評価した。満洲権益の維持拡大に没頭する様子から見れば、吉田は二大戦争で獲得した満蒙支配と満蒙権益を重要視し、日本の帝国主義的進出を成功させた先輩たちの「偉業」を受け継いで全力を尽くしてきたことがわかる。近代日本は、二〇世紀初頭以来その発展の最大の努力を中国の満蒙方面に注いできたことを考えれば、吉田が満蒙権益を執拗なまでに追求してその権益を最大限に実現しようとすることは不思議ではない。

当時、吉田は在奉天総領事萩原守一³³⁷の不在中、事務代理を務めた。萩原は厳格な人物であり、吉田は萩原に気に入られ、のびのびと仕事をすることができた³³⁸。吉田は萩原を「気骨のある人」として尊敬し、「萩原先輩の处世訓」を守った³³⁹。『萩原守一氏追懷録』のなかで、吉田は、日露戦争後「軍政の余威を藉り陸軍軍人最も得意の時代」において、萩原の「奉天將軍を威圧すると共に我軍人の横暴を抑制し」、「忌憚なく都督府の行動を論して」いる様子を描きながら、「元来力争抗弁は氏の敢て辞せざる処なれば、随分根気よく力争もし抗弁もし精力の旺盛なる敬服に堪へず」と、萩原の「鋭気傲岸」を高く評価する³⁴⁰。

吉田の最初の奉天在勤はまさに清朝末期から辛亥革命の初期に至る期間であり、「その国情、殊に政情は複雑、変転極まりなく、その間に列国の外交術策乱れ飛ぶ有様であった。わが国だけについてみても、外務省、軍部、殊に陸軍はそれぞれ支那各地に出先機関を擁し、おのがじし（ママ）好むに任せて、地方政權、軍閥に接近し、それとともに民間の支那浪人、政党政客などがいっばし策士気取りで横行するという実況」³⁴¹であった。満

³³⁶ 吉田茂『大磯随想・世界と日本』中央公論新社、二〇一五年、一六四頁。

³³⁷ 萩原守一について、井上勇一「在奉天総領事萩原守一—在奉天総領事のみた満州問題」（『法学研究』第八三卷第五号、二〇一〇年）、栗原健「日露戦後における満州善後措置問題と萩原初代奉天総領事」（前掲『対満蒙政策史の一面』九—三五頁）を参照。

³³⁸ 北康利『吉田茂 ポピュリズムに背を向けて』講談社、二〇〇九年、四七—四八頁。

³³⁹ 前掲『回想十年（下）』二三二頁。吉田在奉天総領事時代、彼の下で領事として仕えた蜂谷輝雄は「自分は、萩原さんのことを書いた吉田さんのこの文書を読んで、吉田さんの奉天総領事時代の仕事ぶりは、この文書の『萩原を、吉田と替えれば』そのままであり、まことに思を新たにした」と述べた（栗原健「吉田茂安東領事の意見電」『歴史教育』第一六卷第三号、日本書院、一九六八年、七二頁）。

³⁴⁰ 久保田政周編『萩原守一氏追懷録』博文館、一九一三年、三四四—三四六頁。

³⁴¹ 前掲『回想十年（下）』二一六頁。

洲情勢の混迷は日本側の対外行政機構の不統一によって倍加され、現地において関東都督府、満鉄、そして外務省の出先機関である領事館はそれぞれの満洲経営を展開し、「三頭政治」と称されることとなった。特に関東都督府と在奉天総領事館との間には権限争いが絶えず、この複雑な政治情勢は、吉田の対中国外交に深い影響を与えた。彼の「二重外交」嫌いは軍部が勝手に政策立案に踏み込むことに由来したばかりでなく、満洲における吉田自身の初期経験にも関連していると思われる。吉田からみれば、在満行政機関の不統一は経済政策の不徹底を招き、日本の対満政策遂行上に大きな弊害を及ぼした。そして吉田は出先軍部の「一知半開之支那論政治論ニテ支那政情ニ干与」³⁴²することを一貫して排斥し、外務省による外交一元化の維持強化に強い熱意を見せる。

第二節 安東在勤期

（１）日本の満洲経営に関する吉田の認識

一九〇五年一二月二二日の「日清満洲に関する条約」³⁴³に基づき、日本は安東、奉天間鉄道の経営権を獲得し、満洲と朝鮮半島との境界を流れる鴨緑江河口の北岸にある安東³⁴⁴において優越的な地位を確立した。翌年五月一日、日本は安東に領事館を開設した。わずか一年半あまりの奉天在勤を終え、吉田はロンドン、ローマ在勤を経て一九一二年八月二日、在安東領事兼朝鮮総督府事務官として再び満洲へ舞い戻り、「満洲侵略の要衝」³⁴⁵と呼ばれる安東に勤務を始めた。

その時、吉田は何よりも日本帝国の満洲経営や満洲権益の強化に強い関心を抱き、国益を守るために奔走していた。一九一五年一月二九日の石井菊次郎外相宛電報のなかで、

³⁴² 「大正十五年七月二日付」吉田茂著、吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』中央公論社、一九九四年、六二五頁。

³⁴³ 「日清満洲に関する条約」前掲『日本外交年表並主要文書（上）』二五三-二五七頁。

³⁴⁴ 鴨緑江河口の南岸にある新義州と向かい合う安東と奉天との間に敷かれた安奉鉄道は、朝鮮半島と南満洲とを鉄道によって連絡し、満韓一体化ルートを形成することになっていたのであり、安東は経済的にも、政治的にも、また軍事的にも重要な場所になった（井上勇一「安奉鉄道をめぐる日清交渉―満韓一体化政策と日英同盟の変質」『法学研究』第五六卷第三号、一九八三年、三一―頁）。

³⁴⁵ 原彬久『吉田茂―尊皇の政治家』岩波書店、二〇〇五年、三七頁。

吉田は満洲経済の現状に関する自己の見解を詳細に報告した。吉田によれば、満洲開拓に関して従来満鉄や、農商務省側の調査方針は主として土地、鉱山若しくは鉄道など利権の獲得に焦点を当てていたが、既往の実績からみれば、その効果は小さかった。調査そのものは中国側の猜疑心を挑発する傾向にあり、結局、何の成果も生まないまま終わってしまうことが多かった。日本の実業家の多くは商品の販路拡張のみに腐心していたが、将来、日本の商品販路の拡張を目指そうとすれば、満洲産業の啓発を図って中国民衆の資源涵養に心掛けなければならないと吉田は主張した。ここで吉田が言及する産業の啓発は満鉄が考えたような満洲において工業を興すことではなく、満洲の農牧業を指導し、若しくは新たな産業を興すことにより、日本の勢力範囲内にある満洲を日本国民の食料の産出地と工業原料の供給地にさせることを指す。一方、吉田は、欧州列国は植民地や勢力範囲を獲得するために、国民食料と工業原料の豊富な供給及び自国工業生産品の市場の開拓擁護に努めることに鑑み、日本の対中国政策においても借款、鉄道、鉱山等政治的企業に工夫を凝らすと同時に、日本国民生活の将来を考えれば、中国の工業原料や食料が欧州に供給されることを減らし、日本への供給を増加させることに一層留意すべきだと主張した。ここで、吉田はドイツのように、山東の内地に技師を派遣し、または学校を建てて生産技術の改良に着手し、あるいは特種の工場を設けることにより所要の品質の産品を得るという開拓方式を手本として評価し、「支那土貨ノ現状直ニ我工業原料タル能ハストセハ我工業原料ニ適合セシムルノ工夫コソ実ニ亦支那富源ノ開発産業調査ノ一要項ニ有之」、ドイツの施設や改良方法に倣うべきだと主張した。鴨緑江採木公司³⁴⁶に関して、吉田は鴨緑江森林伐採権を日本帝国の有する重要な利権として重要視し、満鉄の鴨緑江木材への注意を喚起しながら、鴨緑江流域森林の開発において専門技師を派遣して各種鴨緑江木材の利用を研究し、新たな効用価値を見出そうと提案した。最後に吉田は「彼我経済相依ノ関係ハ真正ナル国交親善ノ基礎ヲ致ス次第ニ有之」と指摘しながら、満洲経済調査に一層手配すべき旨を石井外相に稟申した³⁴⁷。

³⁴⁶ 「日清満洲に関する条約」附属協約の第一〇条に基づき、日清間での共同事業として鴨緑江採木会社が創立された。安東領事時期、吉田は鴨緑江の森林経営問題の研究に熱中し、鴨緑江材を満鉄に買ってもらうこと、採木会社の専採区域を吉林省の森林に拡張すること、及び同公司を鴨緑江上流地域の鉱山開発に活用することに多くの時間と精力を割いて取り組んだ（詳しくは前掲『評伝吉田茂・青雲の巻』一二四—一二八頁を参照）。

³⁴⁷ 大正四年十一月二九日吉田安東領事より石井外相宛第四五号「満洲経営ノ調査ニ関シ稟申之件」「JACAR:B11090457500、各国経済政策雑纂/支那国之部（B. 3. 4）（外務省外交史料館）」0017-0020.

吉田が抱いた、日本の満洲経営における組織的計画性の不備や経済基盤の弱さに対する深い憂慮は、一九一六年七月二五日の義父牧野伸顯宛の書簡において明らかにされた。書簡の中で吉田は、満洲における鉱山地質の学術調査はもちろん、旧慣調査や交通経済調査も行き届かず、戦争で勝ち取った満洲においてその経営は政治的官僚的に流れ、経済方面は閑却されつつあった現状を指摘し、「満洲経営之進歩発達不致候」と慨嘆した。特に、満鉄調査部は社内社員の素行調査にとどまって一定の方針を持たないため、調査の着手完成に至らずして放棄することが多く、「学術的基礎調査不行届」により満鉄の新事業はほとんど展開されなかった。日本の満洲経営を促すために、吉田は「支那富源ニ着眼し富源の学術的基礎的研究調査ニ先つ着手し其基礎的研究之結果ニ基き対支政策を定め」、学術的研究に基づいて対中国政策の基礎を求めるというドイツの経営策を挙げた。ここで注意しなければならないのは、吉田にとって満洲権益は「利権」といえるが、その利権は中国との通商貿易上の利権と比べれば大したものではなかったという点である。彼はこのような区々たる利権のため「無謀の妄挙」を企て通商の利まで放棄するという日本の対中関係の実情を嘆き、日本「政界政務之改善」を求めた³⁴⁸。満蒙権益に関する吉田の見解は、当面の利益より大局上の利益を最重視したものであり、中国との通商利益を犠牲にしてまで満洲の「利権」を強引に獲得しようとしたわけではなかった。

（２）土地商租権問題に関する吉田の認識

一九一五年五月二五日、日中間には「南満東蒙条約」が締結され、日本はいわゆる土地商租権を獲得した。一九一五年七月二日の小池張造外務省政務局長宛の書簡のなかで、吉田は、一昨年から自分は鴨緑江流域において日本人の農事経営を促すために、当地の日本人に水田経営を勧めながら、中国側との交渉を続けていたが、日中新協約が締結されて以来、土地関係に関して日中間の連絡は益々良好になったのに対し、日本側は経済不況や米価下落等の原因で水田農業の投資者は少ないのみならず、商業上の失敗により投資者の多くは倒産してしまったことを指摘した。それに対して吉田は「折角支那側の氣運熟し来将又銀価下落及地価下落之際ニて土地買収上諸事甚た好都合の折柄、我ニ於てハ却而之ニ応するの用意無之、多少の用意も水泡ニ帰し候様の始末ニて遺憾千万ニ存罷在」と述べ、南満洲における日本人の水田経営の不況に慨嘆しながら、日中間での「土地所有権」など細則協定が開始する前「可成我ニ有利なる事実発生致居候得者何かと御協約上ニも御便宜乎

³⁴⁸ 「大正五年七月二五日付」前掲『吉田茂書翰』六〇九-六一一頁。

と相考候事ニ有之」、満洲農事経営に志ある企業家を当地に出向かせようと小池の協力を求めた³⁴⁹。吉田は日本側の土地商租権を「土地所有権」と解釈し、その権利の獲得を熱心に追求していたことが窺われる。

一九一六年三月七日の石井外相宛電報のなかで、吉田は、日本の人口増加、商工業の発達は食料及び工業原料に関する国民生活上の一大問題を惹起し、日露戦争以来、十年間、その経営の実績は「意外ニ貧弱」であるという満洲経営の現状を指摘した。吉田から見れば、満鉄は鉄道附属地の土地を種々の条件を以て日本人に貸下げるのみで、在満日本人に土地所有権を与えないことは附属地の繁栄を害するのみならず、在満日本人の居住経営の根底を揺さぶってその発展を阻害していた。吉田は「所有権ハ砂礫ヲ黄金ニ化ス」、鉄道附属地において個人の土地所有権を認めること、土地の売買、質入などを自由にさせて附属地内の繁栄を計ること、及び日本人の居住営業の基礎を便宜に作ることは肝要であると強調しつつ、満鉄の在満日本人に対する普遍的かつ十分な保護指導を促すべきだと石井外相に進言した³⁵⁰。

満洲経営と同じく、土地商租権の獲得に関しても、吉田は学術的調査研究や専門家の役割を重要視した。日中間で土地商租権施行細則交渉が停滞していた状況下、吉田在奉天総領事は専門的な研究に基づいて理想的な商租細則案を計画しようとした。一九二六年六月一六日の幣原喜重郎外相宛電報のなかで、吉田は、「本邦人カ若干ノ資金ヲ以テ満洲ニ来リ之レヲ土地ニ投シテ相当ノ地積ヲ自由ニ獲得シ更ニ転売、譲渡、質入、担保等総テノ法律上ノ交通ヲ完全ニ且円滑ニ為シ得テコソ商租権獲得ノ理想的状態ト称スヘキ」と述べ、日本の満洲経営に新生面を開くために商租権の獲得が必要であると強調しながら、満洲のような土地制度に関する成文がなく、慣習旧慣も不明瞭である状況において、商租権交渉開始以前、まず大学教授や専門法律家を当地に派遣し、満洲の事情を詳しく調査した上で満洲の特殊性に最も適合すべき施行細則案を審査研究し、さらに在奉天総領事館、関東庁、満鉄にその成案を審議させるべきであることを報告した³⁵¹。これに対して、幣原外相は大学教授や権威ある専門家の派遣が中国側の神経を尖らせて大局上却って不利益になる

³⁴⁹ 「大正四年七月二日付」前掲『吉田茂書翰』二四一-二四二頁。

³⁵⁰ 大正五年三月七日吉田安東領事より石井外相宛第一〇号「『南満州ニ於ケル本邦人之経済状態ニ対スル統計的観察』進達の件」「JACAR:B11092185800、農工商業ニ関スル在外公館報告 (B. 3. 5) (外務省外交史料館)」0008-0010。

³⁵¹ 大正一五年六月一六日吉田在奉天総領事より幣原外相宛第四七四号「商租施行細則ニ関スル件」「JACAR:B04011179800、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第三卷 (1. 7. 7) (外務省外交史料館)」0317-0318。

恐れがあると答えた³⁵²。だが、吉田は、日中勢力の相違が顕著である今日、毫も懸念する必要がないと主張し、適当な名義を以て教授や専門家を派遣し、彼らの指揮の下に満鉄調査課等を利用すれば、商租権施行細則の立案審議はさほど困難ではないと考え、法律専門家の派遣招聘の方案を捨てなかった³⁵³。その後、吉田は関東長官の紹介で松本丞治博士と相談した結果、同博士は本省の書類を閲覧して研究を進めたが、何らの進展も見られなかった³⁵⁴。

満洲における一般日本人が獲得できる土地の面積が少ないことは吉田の憂慮したところであった。吉田からみれば、関東州以外において日本人の企業は主として鉄道附属地内に存在したが、附属地内の土地は満鉄の所有に属するため、実際には各種の日本人企業が土地に基盤のないまま経営していた。鉄道附属地の地積も限られてその土地に不足が感じられ、商埠地の土地を日本人が獲得することも難しく、その結果、満洲における日本人の経済的活動の範囲が限定され、新事業発展の余地は少なかった。日本側の土地商租権獲得が行き詰まった現状下、吉田は、鉄道沿線主要停車場附近を日本人の居住営業できる場所として開放することは、日本人の活動範囲を広めるのみならず、鉄道敷設や鉄道開通後日本人の往来による地代の値上げはむしろ中国側の歓迎するところであることを利用すれば、日中間土地商租交渉の円満な解決も期待できることを幣原外相に具申した³⁵⁵。つまり、商租権を獲得するために、鉄道沿線の商埠地を拡張または新設し、洮昂線、吉敦線などの新設鉄道の主要停車場付近に自開商埠地を開放させることにより、商租に対する中国側の理解を促進し、ひいては商租権獲得の実質的基礎を作った。この提案は「時宜ニ適スルモノ」と外務省に認められた³⁵⁶。

³⁵² 大正一五年六月二九日幣原外相より吉田在奉天総領事宛第九四号「商租施行細則ニ関スル件」「JACAR:B04011179800、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第三卷 (1.7.7) (外務省外交史料館)」0319-0321.

³⁵³ 大正一五年七月三日吉田在奉天総領事より幣原外相宛第一九八号「件名なし」「JACAR:B04011179800、支那ニ於ケル租借地関係雑件/規則ニ関スル件 第三卷 (1.7.7) (外務省外交史料館)」0322-0323.

³⁵⁴ 「(二) 細則協定交渉停頓後ニ於ケル我方対策」「JACAR:B13081174400、最近支那関係諸問題摘要 第1卷 (第56議会用) (交渉問題) (議AJ-25) (外務省外交史料館)」22.

³⁵⁵ 大正一五年七月一七日吉田在奉天総領事より幣原外相宛第五五五号「満洲経営ニ関スル件」「JACAR:B08060514500、帝国ノ対中国経済発展策関係雑件 第一卷 (E.1.1) (外務省外交史料館)」0421-0427.

³⁵⁶ 前掲「(二) 細則協定交渉停頓後ニ於ケル我方対策」21.

(3) 安東県暴動問題

一九一二年十一月、中国側の宗社党の活動に関わった日本人の辻本市造らは鴨緑江南岸の新義州において公然に蜂起の準備をしながら安東において暴動を企てた。当時、外務省の対宗社党方針は未だ定まっていなかったため、辻本らは暴動を起こしても安東領事が何らかの措置に出ることはありえないと判断し、当夜の暴動計画を憲兵隊、守備隊及び警察署に伝え、援助を与えないまでも傍観の態度を求めた。朝鮮総督府や関東都督府側の曖昧な態度とは対照的に、暴動の計画を聞いた吉田安東領事は、辻本らの検挙を警察官に命じた。それにもかかわらず、警察官側は「逡巡決セス」、何の取り締まりもおこなわなかった。そして吉田は辻本らの処分を新義州警察署に求めたが、署長も吉田の要請に応じなかった³⁵⁷。当時、新義州において辻本は「馬賊的暴動」への参加を当地の浪人達に勧誘しながら、安東、新義州間を往来し、朝鮮総督府及び外務大臣の特命を受けると称し、宗社党と連携して暴動を計画した。吉田は、辻本が中国人百余名を安東に招致して新義州に入り込ませ、銃器等をも用意したことに対して朝鮮総督府警察側の取締は「緩漫」であったため、中国官民は辻本等が日本の保護下に行動すると認めてその行動を警戒している旨を牧野外相に報告した。外相より「此際特ニ嚴重戒飭ヲ加ヘ至急機宜ノ措置ヲ執ラレタキ旨」を受けた総督府は、大連方面より新義州地方に入り込んだ中国人の朝鮮領内からの立ち退きをはかると同時に、辻本らの行動に対しては取り調べの上、適當の処分を下すと答えた。その結果、一九一三年六月三〇日、総督府は辻本等を嚴重に取り締まり、「浮浪輩」³⁵⁸と一切関係し得ない地点に同人を拘留監視することを警務總監部に命じる一方、鴨緑江沿岸において「浮浪輩」の取締に関しては、「能ク在安東領事ト連絡協同シ取締上遺憾ナキヲ期スヘキ旨」を警務總監部及び新義州警務部に訓示した³⁵⁹。

³⁵⁷ 「安東県暴動問題」「JACAR:B03041658400、南満洲行政統一問題一件 第一巻 (1.5.3) (外務省外交史料館)」0322-0324.

³⁵⁸ 本章で取り扱った「浮浪輩」は中国大陆で偵察や謀略に携わる、大陸浪人として知られる日本人を指す。彼らの策謀は中国大陆の混乱を惹起し、ある程度、袁世凱政府を揺さぶった。

³⁵⁹ 「辻本市造等満州独立運動ニ関スル件」「JACAR:B03041658400、南満洲行政統一問題一件 第一巻 (1.5.3) (外務省外交史料館)」0325-0328.

一九一四年二月七日の牧野外相宛電報の中で、吉田は新義州において、大陸浪人の金子克已が大連の王雲峯、陳其美一派中国人約百名と共に銃器を用意しながら新義州及びその付近に入り込み、七日から満洲における運動資金を「掠奪調達」するために安東に入り込もうとしたが、この暴動に対して義州警務部及び新義州警察署の取締は甚だ緩慢であり、金子らの行動に混乱を生じさせる恐れがあることに鑑み、自分はすでに朝鮮総督府に対して関係者に厳重な取締を加えるよう求めたことを報告した³⁶⁰。吉田の要請に対して寺内正毅朝鮮総督は、吉田安東領事と連絡をとって十分な取締方法を講じることを警務総監部に訓示した³⁶¹。その後、吉田は「浮浪輩」の暴動は安東に悪影響を招いて在満日本人に巨大な迷惑をかける恐れがあることを山形県朝鮮総督府警務総監部憲兵大佐に伝え、総督府警察の協力を求め続けた³⁶²。一方、吉田は金子らの行動を監視しつつ、大連、奉天方面から来た、凶器を携帯する乗客を厳重に取り締まった。その結果、金子一派は安東に入り込むという計画を中止せざるを得ず、金子は八日午前、大連に向かい、その一派も漸次退散した³⁶³。

ここで着目したいのは、一九一四年三月一九日の山縣伊三郎朝鮮総督府政務総監の牧野外相宛電報である。総督府側が金子一派の安東暴動問題を厳密に捜査した結果、金子らは朝鮮側ではなく、大連より安東に入り込んで安東の旧市街（支那街とも呼ばれる）を襲ったことが明らかになった。それに対して山縣は、吉田が暴動の事実を確認せずに中国官憲の諜報を鵜呑みにし、さらに朝鮮側警察の取締振りを非難することが「甚々迷惑千万」で

³⁶⁰ 大正三年二月七日吉田安東領事より牧野外相宛第八号「件名なし」
「JACAR:B03050074200、各国内政関係雑纂/支那ノ部/革命党関係（亡命者ヲ含ム）第十卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0086-0087.

³⁶¹ 大正三年二月九日寺内朝鮮総督より牧野外相宛「番号・件名なし」
「JACAR:B03050074200、各国内政関係雑纂/支那ノ部/革命党関係（亡命者ヲ含ム）第十卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0111.

³⁶² 大正三年二月一日吉田安東領事より山形県朝鮮総督府警務総監部憲兵大佐宛「件名なし」
「JACAR:B03050074500、各国内政関係雑纂/支那ノ部/革命党関係（亡命者ヲ含ム）第十卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0257.

³⁶³ 大正三年二月一六日吉田安東領事より牧野外相宛第一二号「金子克已及其一味ノ行動ニ関スル件」
「JACAR:B03050074400、各国内政関係雑纂/支那ノ部/革命党関係（亡命者ヲ含ム）第十卷（1.6.1）（外務省外交史料館）」0216-0217.

あり、「浮浪輩」が確たる暴動を起こさない限り、総督府側は任意に処分を下すことができないと述べた³⁶⁴。吉田の積極的な姿勢と異なり、総督府側は穏健な対応をとった。

第三節 吉田茂の第二次大隈重信内閣批判

一九一六年三月七日、第二次大隈重信内閣は閣議で大陸浪人による反袁活動の黙認を決定し、袁世凱排除の方針を出した³⁶⁵。その閣議の趣旨は関東都督の命として在満各地の領事館に伝えられた。一九一六年三月一五日の牧野宛の書簡の中で、吉田は第二次大隈内閣の反袁政策が「日支提携」という日本の外交方針に反する「随分突飛」な閣議決定で、百害あって一利なきものであると評した。吉田にとって、「浮浪輩」の活動は「掠奪暴行ニ外ならず」、彼らの暴動をそのまま放任すれば、日本帝国官憲の権威は失墜するのみならず、中国人は在満日本官憲を無力と見なし、中国の民心を得なければ帝国の大業を成し遂げられず、「一時の事功を急候為めに万事を犠牲ニ供候如き最も不可然」であったと主張した³⁶⁶。

一九一六年三月一六日の石井外相宛電報において、吉田は袁世凱排除を目的とした「浮浪輩」の策動の取締りに手心を加え、暗に彼らの排袁行動を傍観することには反対で、自分は直ちにその指令に応諾しがたい、と不満を素直に示した。このような「支那良民ニ対スル暴行掠奪ヲモ黙過スル」ことは当地日中商民の親善な取引関係を破壊し、日本人の経済を打撃するのみならず、日本官憲の威信を損ね、さらに政治的関係ある奉天において帝国の国威を傷つける恐れがあると考えた吉田は、「浮浪輩」を急速に取り締まるよう、石井外相から関東都督に訓示するよう要望し、政府の注意を呼びかけた³⁶⁷。それに対して石

³⁶⁴ 大正三年三月一九日山縣政務総監より牧野外相宛第一号「件名なし」
「JACAR:B03050074300、各国内政関係雑纂/支那ノ部/革命党関係（亡命者ヲ含ム）第十卷
（1.6.1）（外務省外交史料館）」0153-0154.

³⁶⁵ 「中国目下の時局に対し帝国の執るべき政策」前掲『日本外交年表並主要文書（上）』
四一九頁。

³⁶⁶ 「大正五年三月一五日付」前掲『吉田茂書翰』六〇四-六〇五頁。

³⁶⁷ 大正五年三月一六日吉田安東領事より石井外相宛第六号「件名なし」
「JACAR:B03050740900、袁世凱帝制計画一件（極秘）/満洲挙事及宗社党ノ動静（極秘）
松本記録（1.6.1）（外務省外交史料館）」0391-0392.

井外相は、地方騒乱は大局上甚だ望まないことであることに鑑み、宗社党、または革命党援助を口実に行動している「浮浪輩」を厳重に取締るべきだと回訓した³⁶⁸。

一九一六年三月二日の牧野宛書簡の中で、吉田は「浅慮なる軍人官吏輩」の行動及び「軽率至極」の閣議決定を批判しつつ、陸軍、特に参謀本部の大陸浪人を積極的に使喚して満蒙独立運動を企むことは紛議を惹起して日中国交に累を及ぼすことを指摘した。袁世凱の帝政実施に伴って生じた混乱について、吉田は日中両国「善隣の誼」に顧み、日本は誠心誠意、速やかに中国の内乱を収めるべきであり、その内乱に乗じて小策を弄することは断じて許されないと主張した。最後に吉田は「満州ニ於ける我政治経済上の地位を確立致北京背後地ニ於ける我勢力を以而誠実ニ支那指導致候用意肝要かと相心得候」と、自己の考えを纏めた³⁶⁹。八月二日、吉田は、「元来浪人輩と悪因縁を結ひ之を指喚して小策相弄候多年の因果循環、現閣〔大隈内閣〕ハ此辺よりも破綻可相生候得共目前の事としてハ危険千万ニ相感申候」と述べ、第二次大隈内閣の無謀の対中国政策や「支那分割論」を唱導する川島浪速派の乱暴な行為を容赦なく批判しながら、自己の見解を牧野に報告し続けた³⁷⁰。吉田からみれば、第二次大隈内閣による反袁政策は若干の政治的利権が手に入るとしても、権益の本質を見誤った政策であったのである³⁷¹。

吉田にとって第二次大隈内閣の反袁政策は排除されるべきものであったといえるが、吉田の方針は必ずしも対中国不干渉を意味したわけではなかった。「外交は小手先の芸でもなければ、権謀術数でもない。国力を土台として細心の経営、不斷の努力を以て、国運を開く外に正しい外交の道はない」³⁷²と述べているように、吉田にとって混乱している中国政情に際して、「浮浪輩」の陰謀より日本帝国の国力を以て問題を正面から解決したほうがはるかに有効であった。一九一六年五月九日の牧野宛の書簡の中で、吉田は外国の干渉により清末の内乱を治めた歴史に鑑み、今回のように中国中央政界は混沌し、満洲においても紛擾が絶えずにその前途を見据えられない際においては、「我国ニ此際支那を背負候迄の決心と実力ある内閣出現致候得者支那の事存外ニも容易ニ相治可申歟と愚考も被致

³⁶⁸ 大正五年三月一八日石井外相より吉田安東領事宛第一五号「件名なし」
「JACAR:B03050740900、袁世凱帝制計画一件（極秘）/満洲挙事及宗社党ノ動静（極秘）
松本記録（1.6.1）（外務省外交史料館）」0395.

³⁶⁹ 「大正五年三月二日付」前掲『吉田茂書翰』六〇五-六〇七頁。

³⁷⁰ 「大正五年八月二日付」前掲『吉田茂書翰』六一一-六一二頁。

³⁷¹ 北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16 戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年、一一〇—一一一頁。

³⁷² 前掲『回想十年（下）』一二五頁。

候、国家昌運の基も此時機ニ相開かれ可申、速かに国民之覚醒と共に国家柱石之元老重臣之奮起日夜暁望して措かざる」と述べた³⁷³。中国政情の不安定が続いた状況下において、吉田は、今後の成り行きに任せた傍觀主義的な対中国政策を認めなかった。

一九一六年六月九日付牧野宛の書簡の中で、吉田は日本の財力や人数において「支那一国を引受け候丈の力なし」の現状では、中国を分割するより、むしろ中国の領土を保全してそれを経済的に日本が利用すべし、と述べながら、日本の国力の充実に努めるべきだと論じた³⁷⁴。当時の日本の国力からいえば、中国分割論に反対して穏やかな対中国政策を取るしか現実的な方法がないと考えたのである。

一九一三年の「支那に関する外交政策の綱領」³⁷⁵のなかで、満蒙分離を実行できない理由として、「国家ノ財政ニ更ニ甚大ノ困難ヲ来タシ国運發展ノ全局ニ容易ナラサル支障ヲ生スルノ弊アリ」ことが指摘される。一方、「方今国政ノ急務ハ財政ノ堅実ヲ図リ經濟ノ發展ヲ助ケ大ニ国富ヲ増進スルニ在リ故ニ對外關係ニ於テハ專ラ平和的ノ方法ニ依リ通商ノ拡張其他經濟的利権ノ伸長ヲ眼目トシ以テ国富民力ノ旺盛ヲ期セサルヘカラス徒ラニ領土獲得ノ名義ニ眩惑シテ輕々之ヲ強行セントスルカ如キハ此際最モ避ケサルヘカラサル所ナリ」と規定される。つまり、当時の日本は中国を分離させるまでの実力はまだ持たず、中国の独立及び領土保全や日中提携の方針しか日本の経済発展が望まれなかったといえよう。吉田の言葉を借りれば「日露戦争に勝ったとはいえ、まだまだわが国の足場は弱い。万里の長城以北の安定した政治経済の環境を整えるには、誠実さを失っては成功しない。本当の日支提携をやるなら、欧米諸国からも保証されるやり方で実行すべきだ。輕はずみで大きな態度に出るのは愚劣というものだ」³⁷⁶。

確かに、「足場は弱い」という現状に鑑み、吉田は日中提携という欧米より許可と保証を得られる手法で対中国政策を実行すべきだと考えた。日中提携を促進する例としては、中国側の安東商務總會と日本側の安東商業會議所が共同で「中日懇親學堂」を設立すること、安東領事館員と鴨綠江採木公司社員、商業會議所員らが共に「日華懇親會」を組織することにより、中国側の対日感情を緩和させて相互の融和や日中親善を実現しようという

³⁷³ 「大正五年五月九日付」前掲『吉田茂書翰』六〇七-六〇八頁。

³⁷⁴ 「大正五年六月九日付」前掲『吉田茂書翰』六〇八-六〇九頁。

³⁷⁵ 前掲『日本外交年表並主要文書（上）』三六九-三七一頁。

³⁷⁶ 前掲『赫奕たる反骨 吉田茂』一一三頁。

吉田の試みが挙げられる³⁷⁷。一九一三年七月一六日の牧野外相宛電報のなかで、吉田は中日懇親学堂において生徒が熱心に研究している様子を報告し、「怠ラス進行セハ同学堂設立ノ趣旨ヲ達スルニ近カルヘシ」ことを具申した³⁷⁸。少なくともその時点に限って考えれば、吉田は日中提携や誠意に基づいた穏健な対中国政策を支持し、日中間の連絡親善の達成に積極的であったと思われる。

だが、日本の国力が漸次充実するにつれて、吉田はあえて満蒙分離政策を積極的に支持し、満蒙を中国から独立させてこれを事実上、日本の支配下におくことを目指した。後に吉田は日本の対中国政策が失敗した一つの原因を「日支親善、共存共栄等ノ空言ニ捕ハレ過キタルコト」に帰し、「空漠ナル日支親善」ではなく、国力の発動によって満洲経営を促進しようと主張し、従来の日中親善の外交方針を転換させた³⁷⁹。吉田の対中国態度は一貫しないが、少なくとも安東在勤の時期、中国を日本の軍事的支配下に置こうとする陸軍及び川島ら大陸浪人の動向に対しては批判的であった。

一九一六年一二月二六日、吉田のワシントン大使館赴任の辞令が一旦、出されたが、一九一七年二月二日、すなわち、赴任の直前に取り消された。七月一六日、吉田は「本省内でも一番の閑職」ともいうべき外務省文書課長に左遷された。その点について吉田は、自分はただ安東領事に過ぎなかったが、「若気の至り」で対華二十一カ条要求反対論を唱え、在満領事らに呼びかけて反対運動を起そうと企てたことは「幹部の御気げんをすっかり損ねていた」と回想している³⁸⁰。この辞令が懲罰的であったかどうかは史料の制約があって確認できないが、吉田の昇進を遅らせたことは確かであろうと考えられる。後年、吉

³⁷⁷ 大正二年三月一七日吉田在安東領事より牧野外相宛第一二号「当地商務總會並商業會議所共同中日懇親学堂設立ニ関スル件」、大正二年三月一五日吉田在安東領事より牧野外相宛第三七号「日華懇親会設立ニ関スル件」〔JACAR:B03030211100、帝国諸外国外交関係雑纂/日支間ノ部 第一卷（1.1.2）（外務省外交史料館）〕0315-0318、0322-0323。一九一三年七月一日を以て開校した中日懇親学堂は、日中両国の商家子弟及び青年を集めて等しく語学を教授し、日本領事と中国道尹は監督になった（安東県商業會議所編『安東誌』安東、一九二〇年、一一二頁）。

³⁷⁸ 大正二年七月一六日吉田在安東領事より牧野外相宛第九九号「当地商務總會並商業會議所共同中日懇親学堂設立ニ関スル件」〔JACAR:B03030211200、帝国諸外国外交関係雑纂/日支間ノ部 第一卷（1.1.2）（外務省外交史料館）〕0366-0367。

³⁷⁹ 「吉田茂記 対満政策私見」昭和三年四月二七日。〔JACAR:B02030036300、満蒙問題ニ関スル交渉一件 松本記録 第二卷（A.1.1）（外務省外交史料館）〕0372、0375。

³⁸⁰ 前掲『回想十年（下）』二一七頁。

田は「第五号」などの条項は欧米諸国の誤解や非難を招き、「中国に対する政治支配の意図を露骨に印象づけた」³⁸¹と決めつけていることから考えれば、吉田の対華二十一カ条要求に対する具体的な反応は断言できないが、批判的な態度であったと推測してよいであろう。ところで、吉田の批判は条約の内容そのものの不法ではなく、主として権益追求という目標の達成において日本政府の戦術的過ちと外交の稚拙さに対してであった。なぜなら、日本より対華二十一カ条要求の提出、反袁運動への軍事的援助など露骨な対中国内政干渉は中国のナショナリズムを目覚めさせて中国側の反日感情を植え付けただけではなく、英米諸国の対日不信をも深めたからである³⁸²。対華二十一カ条要求という負の教訓はその後一貫して吉田の対中国外交に影響を与えたと思われる³⁸³。

小結

一九一〇年の日韓併合後、安東は日本の大陸政策の重要拠点として位置付けられた。吉田が辛亥革命により激動する中国の情勢に対して日本はどのように対応すべきか、また日本の満洲経営をどのように促すべきかという問題と正面から向き合ったのは、まさにこの安東在勤の頃である。

その時、日本は満洲における優越的地位と特殊な権益の確立を実現したが、経済力の脆弱性は日本の対中国政策に影響をもたらし、日本政府は日中親善や中国の独立及び領土の保全を対中国外交の要諦と位置づけた。このような外交方針のもとで、吉田は日中提携を唱道しつつ、満洲における日本の既得権益の擁護拡大を積極的に実践した。満洲経営の弱体化を深く憂慮していた吉田は、日本の経済の膨張と人口の増加に伴って生じた食料問

³⁸¹ 吉田茂『回想十年（上）』中央公論新社、二〇一五年、初出は一九五七年、三四頁。

³⁸² 吉田の対華二十一カ条要求批判について、吉田自身の認識のほか、ジョン・ダワー氏は日本国内の政治状況が吉田の態度を左右させたことを指摘している（前掲『吉田茂とその時代（上）』三〇五頁）。

³⁸³ 一九二七年の東方会議の席上において、吉田は「我要求ハ何処迄モ合理的ニシテ世界ニ公言シテ憚ラサルモノトシテ以テ嘗テ二十一ヶ条要求カ列国ヨリ排他利己的ナリトノ非難ヲ受ケ支那ニ得タルモノヲ華府ニテ放棄セル如キ失敗ヲ繰返ササル事肝要ナリ」と述べた（「（C）対北方政策（甲）吉田総領事ノ意見」「JACAR:B02030507400、東方会議関係一件 松本記録（A.1.1）（外務省外交史料館）」0424）。

題、人口問題を解決するために、満洲を日本国民の食料の産出地と工業原料の供給地として位置付け、その土地と資源を充分に利用すべきだと主張しながら、学術的、専門的な調査研究を通じて満洲における日本人企業への指導保護を強化し、日本人の経済発展及び土地商租権の獲得を促進しようとした。このような経済的計画性、専門性を重視する満洲経営の理念は吉田の在奉天総領事時代まで一貫していたといえよう。

一方、第二次大隈内閣による対華二十一カ条要求は欧米列国と中国の非難を招き、吉田は日本が中国に対して政治的、領土的な野心があるという欧米諸国の誤解を可能な限り回避し、満蒙を中国より分離することに反対し、穏健な対中国政策を主張した。他方、吉田は大陸浪人の「満蒙独立運動」や第二次大隈内閣の排袁政策を批判したが、その背景には吉田が日本の国力の限界を痛感していたことを見過ごしてはならない。「浮浪輩」の暴挙を断固として取締り、中国側の真の信頼及び協力を勝ち取ることにより日本の発展を実現すべきであることを繰り返し強調する一方、吉田は日本政府の積極的な対中国政策を望み、実力ある政府の英断を期待した。だが、在奉天総領事時代の吉田の軍事力を背景にした積極的な対中国強硬策と比較すると、安東在勤期の吉田が日中親善を主張しつつ、経済的手段を通じて日本の満洲経営及び權益の維持拡大を実践していたことは、はるかに穏健であった。

終章 榊原農場事件の意義

榊原農場事件をめぐる経緯が示すように、榊原農場の権利の合法性、農場返還問題、商租料滞納問題、鉄道敷設問題に関する紛争は民間レベルにとどまらず、日中間の外交交渉まで発展し、ある意味で、日本側の土地獲得とそれに対抗する中国側の長く続いた抵抗運動の縮図となっていると思われる。榊原個人の卑劣な行為に起因したとはいえ、榊原農場事件は、現地での交渉をまとめた在奉天総領事間の商租権問題に関する見解の多様性を明らかにし、日中両国の商租権認識に対する齟齬を浮き彫りにするものであった。特に商租料事件や鉄道撤去事件といった武力行使は一時的な突発的事件ではなく、商租権をめぐる日中間の深まる矛盾を裏打ちすることになった。一方、現地での対中国交渉に携わった在奉天総領事は土地商租権問題をどのように対応したのか、また、商租権問題解決の方法においてそれぞれどのような違いがあったのかについての分析は見逃されがちであると思われる。在奉天総領事は、原則上外務本省の基本方針に基づいて問題解決を図るべきだが、実際のところ、独自の判断に基づいて問題解決に取り込みながら、本省に対して様々な提言を行った。落合、矢田のように在奉天総領事の意見が通ることがあるのに対し、林のように外務本省と違った見解を示すこともあった。在奉天総領事の間では、榊原農場事件をどのように対応したかについて異論があったのは、彼らの判断によるところが大きいと思われる。林は榊原の実力行使による中国側鉄道撤去を賛成し、日中間の紛争を引き起こしたことが示すように、現地での問題解決の方式は、在奉天総領事の意見に左右されやすい傾向がある。その意味で言えば、満蒙諸問題の解決において、在奉天総領事の判断、対応は重要な役割を果たした。

最初より榊原農場の正当性に疑義を示した落合は、農場範囲の確認や民有地の返還といった具体的な紛争を法的手続きによって解決すべきだと認めたが、中国側の抗議に対しては、榊原農場を日本の正当な権利として力説し、その権利を断固維持しようとした。落合は、榊原農場を条件付きで中国側へ返還すべきだと提案したのは、榊原の乱暴な行為はいかに中国内地における一般日本人の経営事業に悪影響を与えたのか、また、中国側は日本人の農業経営をどれほど警戒したのかを痛感したからである。換言すれば、落合は、榊原農場という区々たる利益のために大局を損なうことを断じて認めなかった。「南満東蒙条約」はまだ締結されず、日本側の土地商租権は法的に認められなかった状況下、落合は、中国側の土地慣習を尊重し、「地契」を持っている中国側農民の土地権利の正当性を認めるべきだと判断し、合法的な手段により日本の満洲権益の獲得、維持及び拡大を図るべきだと考えた。また、中国側が日本側の土地獲得や農業経営を警戒することを重要視し、張

作霖の動向を深く配慮した。それは、榊原庇護の態度をとり、軍事力も辞さずに榊原農場の権利を擁護しようとした関東都督府及び満鉄と好対照をなしている。一方、落合は外交の一元化を追求して関東都督府及び満鉄の独断専行に反対して都督の外交問題への介入を警戒していた。

民有地返還問題など様々な紛争を惹起した榊原農場を強引に経営し続けることは、他の在満日本人の土地経営に損害を与えたため、むしろ榊原農場を中国側に返還した方が得策だと考えたことにおいて、矢田は、前任の落合とは共通している。落合と同じく、矢田は強硬な土地収奪は、中国官民の反発を招いたのみならず、日本の満蒙開発や経済的発展まで打撃を与える恐れが大きいことを十分認識していた。矢田にとって、土地を強引に獲得し、あるいは官憲の援助をもって土地を奪うことは、中国側からの信頼を失うのみならず、満洲における正当な手段で土地を商租し、真面目な事業経営に携わった一般日本人に悪影響を及ぼすばかりであった。そのことから考えれば、矢田は榊原農場の中国側返還交渉を積極的に推進したのは、何ら不思議はないと思われる。日中間で土地商租権施行の細則交渉はまだ正式に始まらなかった時、中国側が商租権施行の仮規則として「商租地畝須知」を提示し、日本側と協議の上実施してほしいと申し入れた。それに対して、矢田は「須知」を全面的に否定するわけではなく、表面上土地商租権は土地所有権ではないという中国側の主張を認めながら、同規則の中で日本側にとって不利益な点を巧みに削除・修正することを通じて、土地所有権と類似する効果を求めるべきだと主張した。落合とは違って、矢田は、中国側の土地制度や慣習を尊重するというより、むしろその土地慣習を巧妙に利用することによって、日本側の土地商租権を守ろうとしたことが読み取れる。

榊原第一第二農場は一応中国側に返還されたとしても、榊原は契約が無効だと言い立てながら、原口らの背任行為を訴え続けた。また、留保された百町歩水田をめぐる紛争も継続した。中国では利権回収運動は活発になり、土地商租権妨害運動は高揚しつつあった背景に、榊原農場商租料事件が起こった。商租料事件に際して、船津は中国側に厳重に抗議を申し入れ、商租料不納＝商租権喪失という中国側の「慣習」を否認する一方、既得商租権維持のために、榊原側の滞納商租料の調達を満鉄、東拓に求め、あくまで平和的手段をもって事件の円満な解決を模索し、軍事力を背景とした守備隊の派遣を最終手段と位置づけた。また、満鉄も中国側の水田回収を望まず、従来の榊原擁護の態度を一変した。船津は事件の解決に奔走するのに対し、榊原は榊原第一第二農場を取り戻す旨を奉天省側に通告し、中国側より一層猛烈な非難を引き起こした。榊原が乱暴な行為を出すからこそ、中国側が止むを得ず武力行動を断行し、日本の土地商租権獲得、さらに日中国交に重大な悪影響を及ぼしたと考えた船津は、榊原に相当の処分を与えるべきだと求めた。榊原の行動に厳しい目を向けていた点において、船津は落合と一致していた。中国側の利権回収運動

が日本側の土地商租権獲得にどれほど影響を与えたのかを実感し、高まった排日行動を官憲により抑制されることは困難だとはっきり認識した船津にとって、中国側の利権回収運動が盛んに行われた状況下、武力行使で排日運動を弾圧するのではなく、むしろ商租権施行細則の協定を一旦中止し、奉天省政府に商租禁止の訓令を取り消させるような穏便な方法で商租権問題を解決したことは、日本に対して有利になるはずであった。同時に、船津は東三省における張の地位を固めた上で、張を利用して日本の満蒙權益を擁護すべきだと考え、中国側の排日動向や張作霖の動きを見守りながら、実力行使や露骨な土地侵略の意図を極力回避し、中国世論を激化させない範囲に日本の勢力伸長及び満蒙權益の擁護拡大を追求していた。

落合、矢田、船津はともに榊原のような強硬な土地経営が日中間の土地紛争を惹起したことを危惧し、在満日本人の農業経営や土地商租に関する中国側の警戒心をできるだけ緩めるべきだと考えたこととは対照的に、林は榊原の強硬な要求に応えたのみならず、在満日本人の商租土地の中から、現地保護が可能な土地を選んで経営しながら、中国側の妨害を実力で対応すべきだと主張する一方、意図的に土地紛争を激化させることによって、張学良政権に何らかの対応を迫り、ひいては強硬な実力行使の口実を作って満蒙懸案の根本的解決を実現することを求めた。林にとって、土地商租権問題は日本外交政策の手詰まりとは裏腹に、満蒙懸案解決の突破口として意味付けられた。矢田、船津と違って、林としては、さしあたりは商租権の獲得を求めたが、最終的には土地所有権を目指していた。吉田在奉天総領事は商租権を「所有権」とみなしたことから考えれば、商租権問題への認識において、林は吉田と類似するところがある。また、両者の間には、満蒙懸案を実力行使による解決すべきだと主張するという共通点もある。ところで、商租権施行細則交渉が停滞した状況下、吉田は大学教授や専門法律家を当地に派遣し、学術的調査研究に基づいて施行細則案を立てるべきだと考えた。また、鉄道沿線の商埠地を拡張、または新設することにより、在満日本人の活動範囲を広めながら、商租問題に関する中国側の理解を促し、日本側の商租権獲得の基礎を作ろうとした。

一方、船津の張作霖援助の態度と違って、「易幟」に伴って張学良は、外交権の中央への移転を利用し、商租権問題をめぐる対日交渉を回避したため、林は断然張学良不支持の態度を示した。張学良に対する態度は、ある程度で、林の強硬な土地商租権解決策に影響を与えたことが推測できる。林は強硬手段で土地商租権を獲得することは、東三省における排日運動を煽る恐れがあるが、国民政府と日本との関係が好転したことに鑑み、特に心配する必要はないと主張した。中国ナショナリズムに敏感で警戒的であった船津は、ナショナリズムの力を過小評価し、排日運動を断固弾圧すべきだという考えを示した林と好対照をなしている。一方、船津は中国側の警戒心を薄めるよう努めたとは対照的に、林は、

土地紛争を引き起こすことによって、行き詰った商租権問題を解決しようと企てた。船津にしても、林にしても、満洲経営という観点から土地を重要な柱としてとらえながら、商租権を正当な既得権益として認め、日本の勢力伸長及び在満権益の擁護拡大を追求していることにおいて本質的には相違がないが、中国側のナショナリズム、利権回収運動の高揚のなかで、いかに日本の満洲における権益を維持、擁護すべきかについては分岐が存在した。また、船津時期の滞納商租料の支払いによって中国側の農場回収を阻止することから、林時期の実力行使で中国側鉄道を撤去することまで発展してきたことから、日本政府が漸次強硬な対中国政策を実行してきたことは明らかにされた。

一方、張作霖政権は奉天省議会の商租権交渉拒否要求や、国民の利権回収運動に対応して様々な商租権禁止の訓令を下したが、第二次奉直戦争や対ソ交渉に重点を置いたため、高揚した排日運動をそのまま放置することはかえって日本の内政干渉、武力行使を招いたことを危惧し、船津の要求で『東三省民報』をはじめとした新聞界の排日宣伝をある程度で抑制しなければならなかった。他方、国民政府に服従することによって混乱した東北政権をようやく固めた張学良にとっては、自己の政治基盤を維持するためにナショナリズムの発展に対応する必要があるが、日本の内政干渉をどうしても排除しなければならなかった。特に中ソ関係がいつそう緊張してきた状況下、張は日本側の干渉を最も危惧し、対日警戒の観点から、露骨な排日風潮を抑えざるを得なかった。日本側が實力行使で中国側の鉄道を撤去することに際して、東北政権は関係者の処分、原状回復や損害賠償などを日本側に要求したとはいえ、外交協会をはじめとした民衆の強烈な対日批判、示威運動、経済絶交断行の要請などと比べて、はるかに消極的であったと思われる。結局、外交協会は、「弱国ニハ固ヨリ外交ナシ若シ其ノ局ニ当ルモノニシテ胆アリ知識アラハ必スシモ事毎ニ失敗セス」、政府当局が鉄道撤去事件に対して積極的に交渉しなかったからこそ、農場問題が未解決のまま残されたと主張する一方³⁸⁴、東三省において日本は土地を略奪して中国の主権を侵害することは、「固ヨリ我国政府ノ実力ノ欠乏ト外交ノ軟弱無能トニ由ル」と述べた³⁸⁵。以上のことから、東三省民衆は東北政権の軟弱な対日交渉にどれほど失望していたかが垣間見える。

³⁸⁴ 昭和六年三月一三日林在奉天総領事より幣原外相宛第一九九号「遼寧国民外交協会ノ外交部特派員宛日支懸案諸事件交渉状況質問ニ関スル件」「JACAR:B02031723900、支那国民外交協会関係雑纂 第一巻 (A. 6. 1) (外務省外交史料館)」0236-0238.

³⁸⁵ 昭和六年四月一三日関東庁警務局長より拓務次官宛第三四五六号の二「外交協会ノ印刷物配布」「JACAR:B02031724300、支那国民外交協会関係雑纂 第二巻 (A. 6. 1) (外務省外交史料館)」0289.

榊原農場回収に失敗したこと、及び日本側の実力行使に消極的な抵抗しかできなかったことからわかるように、東北政権はむやみに譲歩したあげく、日本側は愈々強引な態度に出ることになり、激しい批判が東北当局に寄せられることになった。東北政権は政治権力を維持するために、高揚する商租権反対の要求を無視できず、ナショナリズムに対応して一連の商租権禁止法令を出したが、日本との特殊関係、日本の影響力の強化及び実力差を認識することによって、過激な排日運動や商租権妨害運動を控えざるを得ず、比較的穏健な対日方針をとって自己の立場を一貫して主張することに失敗した。それは民衆の要求よりも、政府としては政治的立場を最優先に考慮したことを反映すると同時に、東北政権は日本側の商租権獲得に対抗する手腕に限界があることを露呈したといえる。

榊原農場事件をめぐって日中両国の新聞界は全く正反対の論調を展開していたことは、従来の土地商租権の内容・性質について日中間の解釈の決定的対立を具現化させた。商租料事件に際して日本側新聞は商租権を一つの永久権利と位置づけ、商租料滞納によって権利を喪失するものではないとして、中国側の農場回収を激しく批判する一方、中国側の武力行使を誇張して宣伝しながら、軍事力をもって事件を解決すべきだと総領事館に要求した。鉄道撤去事件に関して、日本側新聞は「既に支那側と日本側との間には言葉による交渉は頓挫して『力』による解決以外には残されて居なかった」として、榊原側の実力行使による中国側の鉄道撤去を正当化しながら、中国側が「あらゆる不法手段によってこの商租地の侵略を企図し又実行するに至ったものである」と非難した³⁸⁶のに対し、榊原側の商租料滞納を商租権喪失と同一視した中国側新聞は、同農場を回収することにも、回収されたはずの農場内において鉄道を敷設することにも、何ら問題はないとして、榊原側の鉄道撤去を不法な行為とみなし、激しく批判した。榊原農場事件の商租権紛争を通じて、商租そのものの解釈をめぐる日中間の対立がより顕在化した。

本論文は榊原農場事件に焦点を合わせ、日中両国の先行研究を踏まえながら、榊原農場事件の経緯を具体的に解明し、榊原農場事件の本質を探って土地商租権問題の一側面を明らかにした。これまでの研究で注目されてこなかった榊原農場事件をめぐる在奉天総領事の対応に焦点を当てて、各総領事的外交方針の特徴に考察を加え、商租権問題に対する認識の共通性や相違点を捉えた。また、商租権問題をめぐる日中両国政府の対立を解明しながら、榊原農場の商租権紛争が両国世論に与えた影響を分析し、民間の視点から商租権問題の実態を捉えた。日本外務省、関東都督府、満鉄、東拓などにおいても榊原農場の権利に関する多様な見解があることを指摘した。一方、中国側、特に東北政権は利権回収運動

³⁸⁶ 『満洲日日新聞』昭和四年六月二八日。「JACAR:B09041290100、在外本邦人経営農場関係雑件/奉天榊原農場 (E. 4. 3) (外務省外交史料館)」0500.

やナショナリズム運動に同調しつつ、日本との衝突を避けるために、時々排日運動を抑えなければならないが、その消極な態度は、民衆から激しく批判されたことを解明した。だが、本論文では、各総領事の商租権問題に関する外交交渉において、どのような国内的・国際的諸要因が働いたのかについての分析は、系統的、全面的に検討しているとは言い難い。在奉天総領事発の電報に重点を置くあまり、外交の基本政策立案・決定の外務本省の基本方針や、政策施行機関である出先の北京公使館の意見などに関する検討が不十分であり、他の日中間の懸案との関連も考慮すべきだと思う。また、東北政権の土地商租権問題に関する態度や中国側の土地制度・土地慣習などについて、未解明な部分が残っているような気がする。在奉天総領事の商租権問題に関する認識については、落合、矢田、船津、林の任期中という限定的なものであり、在奉天総領事赤塚正助及び吉田茂についての言及も補足する必要があると思う。

今後の課題として、榊原農場事件を日中両国の国内情勢のみならず、東アジアの国際情勢に位置づけて検討しつつ、榊原農場問題が当該期の土地商租権問題全体、もしくは日本の満蒙経営問題においてどのような歴史的意義を持つのかを再検討しようとする。また、各総領事的外交思想の形成とそれを規定した対外認識（対中国観、満蒙政策観・経営論や対英米観など）や、当時の中国を取り巻く国際環境とその変動などの諸要因を取り込みながら、各総領事の対応を「構造的」に理解し、その行動の理由と背景をさらに考察する一方、日本外務本省、北京公使館、満鉄、関東都督府、東拓、東亜勸業などとの関連において、榊原農場事件、土地商租権問題を内在的に捉えようと思う。さらに、東北政権の商租権問題に関する対応とその背景をより深く究明すると同時に、榊原農場事件の根底にある中国の土地権利の実状をさらに考察してみたい。本論文であまり触れていなかった赤塚正助、吉田茂在奉天総領事の土地商租権に関する認識をもっと詳しく検討し、歴代の在奉天総領事との比較分析によって、土地商租権問題に関する赤塚、吉田の特色を明らかにしたい。

参考文献一覧

外交文書

日本語

外務省編『日本外交年表並主要文書（上）』原書房、一九七八年、初出は一九六五年。

外務省編『日本外交年表並主要文書（下）』原書房、一九七八年、初出は一九六五年。

外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、外務省、一九六五年。

外務省編『日本外交文書』大正四年第二冊、外務省、一九六六年。

外務省編『日本外交文書』大正五年第二冊、外務省、一九六七年。

中国語

中国第二歴史档案馆編『外交部公報』一九二九年第二卷第四期、江蘇古籍出版社。

中華民国重要史料初編編輯委員会編『中華民国重要史料初編一対日抗戦時期 緒編（一）』

台北、一九八一年。

単行本

日本語

浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制－台湾・朝鮮・「満州」における日本人大土地所有の史的分析』御茶の水書房、一九六八年。

浅田喬二『日本帝国主義下の民族革命運動－台湾・朝鮮・「満州」における抗日農民運動の展開過程』未来社、一九七三年。

安東県商業会議所編『安東誌』安東、一九二〇年。

猪木正道『評伝吉田茂・青雲の巻』読売新聞社、一九八一年、初出は一九七八年。

猪木正道『評伝吉田茂・獅子の巻』読売新聞社、一九八一年、初出は一九七八年。

今井豊藏編『大満洲国（上巻）』東亜事局研究会、一九三三年。

臼井勝美〔ほか〕編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、二〇〇一年。

岡部牧夫編『南満洲鉄道会社の研究』日本経済評論社、二〇〇八年。

外務省情報部編『現代中華民国満州帝国人名鑑』東亜同文会、一九三七年。

外務省通商局編『人口問題ヲ基調トシテ満蒙拓殖策ノ研究』出版所不明、一九二七年。

北康利『吉田茂 ポピュリズムに背を向けて』講談社、二〇〇九年。

北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年。

葛生能久『日支交渉外史（下巻）』黒龍会出版部、一九三九年。

工藤美代子『赫奕たる反骨 吉田茂』日本経済新聞出版社、二〇一〇年。

久保田政周編『萩原守一氏追懷録』博文館、一九一三年。

在華日本紡績同業会編『船津辰一郎』東方研究会、一九五八年。

佐藤元英『近代日本の外交と軍事－権益擁護と侵略の構造－』吉川弘文館、二〇〇〇年。

篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導－政治家研究Ⅱ』東京大学出版会、一九六五年。

信夫淳平『満蒙特殊権益論』日本評論社、一九三二年。

島田俊彦『関東軍－在満陸軍の独走』中央公論社、一九六五年。

庄内人名辞典刊行会編『庄内人名辞典』庄内人名辞典刊行会、一九八六年。

ジョン・ダワー著、大窪愿二訳『吉田茂とその時代（上）』ティビーエス・ブリタニカ、一九八一年。

蘇崇民『満鉄史』葦書房、一九九九年。

園田一亀『怪傑張作霖』中華堂、一九二二年。

南満洲鉄道株式会社庶務部調査課編『満蒙要覧』一九二九年。

南満洲鉄道株式会社総務部事務局調査課編『皇産』満洲日日新聞社、一九一五年。

日本上海史研究会編『上海人物誌』東方書店、一九九七年。

服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』有斐閣、二〇〇一年。

原彬久『吉田茂－尊皇の政治家』岩波書店、二〇〇五年。

満鉄会編『満鉄四十年史』吉川弘文館、二〇〇七年。

水野明『東北軍閥政権の研究－張作霖・張学良の對外抵抗と對内統一の軌跡－』国書刊行会、一九九四年。

吉田茂著、吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』中央公論社、一九九四年。

吉田茂『回想十年（上）』中央公論新社、二〇一五年、初出は一九五七年。

吉田茂『回想十年（下）』中央公論新社、二〇一五年、初出は一九五七年。

吉田茂『大磯随想・世界と日本』中央公論新社、二〇一五年。

中国語

畢万聞『張学良文集（一）』新華出版社、一九九二年。

常城主編『張作霖』遼寧人民出版社、一九八〇年。

韓信夫、姜克夫編『中華民国史大事記（第5卷）』中華書局、二〇一一年。

黒龍江日報社新聞誌編輯室編『東北新聞史（1899-1949）』黒龍江出版社、二〇〇一年。

姜龍範『近代中朝日三国対間島朝鮮人的政策研究』黒龍江朝鮮民族出版社、二〇〇〇年。

李毓澍『中日関係史料二十一条交渉（下）』台湾中央研究院近代史研究所、一九六六年。

李鴻文、張本政『東北大事記』下卷、吉林文史出版社、一九八七年。

遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編（第二冊）』江蘇古籍出版社、一九九〇年。

遼寧省地方誌資料叢刊『遼寧新聞誌資料選編（第一冊）』沈陽、一九九〇年。

潘喜廷『東北近代史研究』中州古籍出版社、一九九四年。

吳瀚濤『東北与日本之法的關係』外交月報社、一九三二年。

徐士圭『中国田制史略』商務印刷館、一九三五年。

張復生『国難中之滿蒙問題』東北文化社、一九二九年。

張研、孫燕京編『民国史料叢刊』第三五九冊、大象出版社、二〇一二年。

張友坤、錢進編『張學良年譜（上）』社会科学文献出版社、一九九六年。

周毅等主編『張學良文集』上卷、同澤出版社、一九九九年。

朱倣『日本侵略滿蒙之研究』商務印書館、一九三〇年。

参考論文・資料

日本語

相澤美香「南滿州における土地商租権問題－滿州事変發生の要因についての一考察－」『国史学』第一三五号、一九八八年、八〇-九九頁。

秋山淳子「『滿洲国』成立以降における土地商租権問題」寺林伸明、劉含發、白木沢旭児編『日中両国から見た「滿洲開拓」－体験・記憶・証言－』御茶の水書房、二〇一四年、八九-一一一頁。浅田喬二「滿州における土地商租権問題－日本帝國主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面－」滿州史研究会編『日本帝國主義下の滿州』御茶の水書房、一九七二年、三一七-三九七頁。井上勇一「安奉鐵道をめぐる日清交渉－滿韓一体化政策と日英同盟の変質」『法学研究』第五六卷第三号、一九八三年、三〇九-三三六頁。

井上勇一「在奉天總領事萩原守一－在奉天總領事の見た滿州問題」『法学研究』第八三卷第五号、二〇一〇年、三三-五七頁。

井上勇一「在奉天總領事落合謙太郎－在奉天總領事の見た滿州問題」『法学研究』第八五卷第五号、二〇一二年、一-三一頁。

井上勇一「在奉天總領事代理矢田七太郎－在奉天總領事の見た滿州問題－」『法学研究』第八五卷第一二号、二〇一二年、四五-六八頁。

臼井勝美「南滿東蒙条約の成立前後－二十一箇条条約の一解釈－」栗原健『対滿蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、一一五-一三七頁。

江夏由樹「辛亥革命後、旧奉天省における官有地の払い下げについて」『一橋論叢』第九八卷第六号、一九八七年、八六九-八八八頁。

江夏由樹「旧奉天省撫順の有力者張家について」『一橋論叢』第一〇二巻第六号、一九八九年、八四二-八六〇頁。

江夏由樹「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係－旧奉天の皇産をめぐる－」『アジア経済』第三八巻第一号、一九九七年、二-二四頁。

江夏由樹「中国東北地域における日本の会社による土地経営－中国史研究のなかに見えてくる日本社会」『一橋論叢』第一三一巻第四号、二〇〇四年、二四九-二七〇頁。

江夏由樹「近代東北アジア地域の経済統合と日本の国策会社－東亜勸業株式会社の事例から」『東北アジア研究』第八巻、二〇〇四年、一-二四頁。

北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16 戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年、一〇五-一三一頁。

北野剛「土地商租権問題再考－戦間期の日本外交と『満蒙問題』－」『日本史研究』第六八九号、二〇二〇年、三〇-五八頁。

北野剛「土地商租権問題の基礎的研究」『研究論集』第一一一号、二〇二〇年、一三一-一四九頁。栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動」『国際政治』第六号、一九五八年、五二-六五頁。

栗原健「吉田茂安東領事の意見電」『歴史教育』第一六巻第三号、日本書院、一九六八年、七一-七四頁。

康越「張学良政権下における政治機構－東北政務委員会を中心に－」『東アジア研究』第三七号、二〇〇三年、三五-四九頁。

後藤乾一「戦間期日本のアジア外交と林久治郎－ある<稲門出身>外交官の思想と行動－」『アジア太平洋討究』、二〇〇一年、七五-九六頁。

佐藤元英「満州における土地商租権問題 その一－満州事変前における施行細則交渉－」『論究』第六巻第一号、一九七四年、五七-七一頁。

佐藤元英「土地商租権をめぐる日中間の抗争」『中央大学政策文化総合研究所年報』第二一号、二〇一七年、二一九-二三七頁。

澁谷由里「張作霖政権下の奉天省民政と社会－王永江を中心として」『東洋史研究』第五二巻第一号、一九九三年、八四-一一七頁。

澁谷由里「張作霖政権成立の背景－奉天省における軍隊、警察と辛亥革命」『アジア経済』第三八巻第五号、一九九七年、二-二七頁。

土田哲夫「東三省易幟の政治過程（1928 年）」『東京学芸大学紀要（第3部門 社会科学）』第四四集、一九九二年、七一-一〇八頁。

野村浩一「満州事変直前の東三省問題」『国際政治』一九六一巻一五号、七一-八六頁。

長谷川雄一「一九二四年における脱歐入亜論の浮上」『国際政治』第一〇二号、一九九三年、九一—一三頁。

林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応」『国際政治』一九七〇卷四一号、一二二—一四二頁。馬場明「林久治郎と石射猪太郎」朝日ジャーナル編『近代日本と中国 25』一九七二年、三一—三七頁。

馬場明「南満州における土地商租権問題」『国学院雑誌』第一〇三卷第三号、二〇〇二年、一一—四頁。

松重充浩「『保境安民』期における張作霖地域権力の地域統合策」『史学研究』第一八六号、一九九〇年、二一—四〇頁。

松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」『史学研究』第一九二号、一九九一年、五三—七〇頁。

中国語

車維漢「張作霖与鄭家屯事件」『近代史研究』一九九二年、九六—一〇四頁。

陳崇橋、胡玉海「張作霖与日本」『日本研究』一九九〇年、四一—四八頁。

洪鐘泌「関与旅満朝鮮人の帰化問題」『韓国学論文集』一九九八年、三三六—三四二頁。

姜豊裕「民国時期日本对東北水田投資研究—以朝鮮移民水田開發為中心」『延边大学』二〇一二年、一一—四〇頁。

靳宝民、王国義「日本移民侵略的先驅—金州『愛川村』の入植及失敗」『遼寧師範大学学报』一九八八年第四期、八五—八七頁。

金穎「日本对近代東北水田農業的滲透与地方政府的对策」『日本研究』二〇〇九年第四期、八一—八四頁。

金穎「民国時期奉天省地方政府農田水利政策研究」『遼寧大学学报（哲学社会科学版）』第三八卷、二〇一〇年、九一—九八頁。

李斌「廢約運動与民国政治（1919-1931）」『湖南師範大学』二〇一一年、一一—二九一頁。

李洪錫「中日『間島問題』交渉（1907—1931）」『近代史研究』二〇一九年、二〇—三四頁。

李志学、謝清明「『盛京時報』視野下的中東路事件」『日本問題研究』第二七卷、二〇一三年、七七—八三頁。

劉顯忠「中東路事件研究中的幾個問題」『歷史研究』二〇〇九年、七九—一〇〇頁。

盧広績「回憶閻宝航同志」遼寧省政協文史資料研究委員会編『遼寧文史資料』第一〇輯、一九八四年。

盧廣績「回憶張學良將軍」政協瀋陽市委員會文史資料研究委員會編『瀋陽文史資料』第一〇卷、一九八五年。

羅天云「九一八事變前『滿鐵奉天附屬地』對瀋陽的侵略研究」范麗紅編『「九一八」研究（第一六編）』遼寧人民出版社、二〇一五年。

倪冬雪「張學良東北近代化思想研究」『東北大學』二〇一三年、一一四九頁。

曲博「張學良主政時期的對日政策及其評價」『黑龍江省社會科學院』二〇一一年、一一五五頁。

時洪昌「清末民初奉天省旗地丈放研究」『遼寧大學』二〇一三年、一一三九頁。

塔麗婷「清末民初的東三省地方議會研究－從清末諮議局到民初省議會（1907-1914）」『吉林大學』二〇一四年、一一一七六頁。

王冠鴻「張作霖對日外交述評」『吉林大學』二〇〇四年、一一五四頁。

王海晨「從『滿蒙交涉』看張作霖對日謀略」『史學月刊』二〇〇四年、三六-四六頁。

王秀華「張作霖與二十一條交涉」『社會科學輯刊』總第九九期、一九九五年、一〇八-一一三頁。

王旭「日本要求『土地商租權』與中國官民的抵制」『吉林師範大學學報』第1期、二〇一三年、六三-六六頁。

王雅文、陳崇橋「樺原農場事件始末」『日本研究』日本研究雜誌社、一九九四年、八五-八九頁。

烏廷玉「民國初年東北大地所有制的發展和租佃關係」『北方文物』第二四期、一九九〇年、八三-八九頁。

楊奎松「蔣介石、張學良與中東路事件之交涉」『近代史研究』二〇〇五年第一卷、一三七-一八七頁。

楊士泰「清末民國土地法制研究－以地權制度變遷為中心」『中國政法大學』二〇〇八年、一一二七一頁。

衣保中「近代朝鮮移民與東北地區水田開發史研究」『南京農業大學』二〇〇二年。

衣保中、馬偉「日本『東亞勸業會社』對中國東北土地資源的略奪」第五七卷第五期、二〇一七年、八三-九一頁。

易丙蘭「遼寧省國民外交協會的緣起與活動探析」『近代史學刊』第九卷、二〇一二年、七一-八四頁。

尹鉉哲、唐烈「淺析『三矢協定』」『社科縱橫』二〇一四年第九期、一四七-一五〇頁。

張丹丹「民國時期奉天省議會研究（1912-1929）」『遼寧大學』二〇一九年、一一八五頁。

張萬傑「遼寧國民外交協會外交活動述評」『遼東學院學報』第五期、二〇〇八年、一一四-一一九頁。

張万傑「国民外交運動的一次新探索－遼寧国民外交協會的緣起及其活動述評」『遼寧大學學報』第一期、二〇〇九年、九六一—一〇二頁。

張欣「論張作霖的『两面派』對日外交」『漳州師範學院學報(哲學社會科學版)』二〇一一年、一〇二—一〇七頁。

張云橋、張占斌『東北土地制度的探討』『松遼學刊』一九八六年第二期、七四—八六頁。

趙偉「柵原農場事件研究」『遼寧大學』、二〇一三年、一—五〇頁。

新聞雜誌・定期刊行物

日本語

『大阪毎日新聞』

『外交時報』

『盛京時報』

『大陸日日新聞』

『調查時報』

『朝鮮新聞』

『東亞』

『奉天新聞』

『滿洲日日新聞』

『遼東新聞』

『遼東新報』

中国語

『大公報』

『東三省民報』

『国民外交週報』

『國聞週報』

『民國日報』

『向導週報』

『新晨報』